

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
学校法人以外の主体による学校設置(株式会社以外)	0800260	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 「他の非営利法人類型」については、学校設置主体とするのは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加えて学校教育に必要な要件を定めることにより、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A		C - 1	貴省からの回答には、「他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていないため学校の設置主体として認められない」とあるが、非営利法人についても、株式会社を一定の条件で認めているのと同様、適切な要件を課すことで、株式会社にのみ認める合理性は存在しないのではないかと、再度検討し回答されたい。	地方公共団体が不登校児童生徒等に対する教育について特別なニーズがあると認める場合には、不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置を認めることとする。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築等を図る。	A	1248050	茨城県	つくば・東海・日立知的特区	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)
	0800620	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 「他の非営利法人類型」については、学校設置主体とするのは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加えて学校教育に必要な要件を定めることにより、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A						1347010	港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)
	0800660	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 「他の非営利法人類型」については、学校設置主体とするのは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、非営利の民間事業者の学校設置を認めるものだが、これも認められと解してよいのか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加えて学校教育に必要な要件を定めることにより、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A						1229010	東京都台東区	台東バイリンガルスクール特区	民間事業者の学校経営への参入など学校設置主体の緩和
	0800740	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 「他の非営利法人類型」については、学校設置主体とするのは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、財団法人が専門職大学院を設置運営するものであるが、これについても認められると解してよいのか。また、認められないとすればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加えて学校教育に必要な要件を定めることにより、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A						1254060	墨田区	産業活力創生特区	財団法人が設置・運営する専門職大学院に関する必置専任教員の要件の撤廃
	0800910	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 「他の非営利法人類型」については、学校設置主体とするのは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加えて学校教育に必要な要件を定めることにより、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A						1370010	三鷹市	教育改革・知的創造特区	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)	
	0801200	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 貴省の回答全般については、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とする理由を明示されたい。 3. 「なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱いを変えるのか。合理的な理由を示されたい。 4. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということによりか。 5. 「特別ニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 6. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A							1449010	長野県	新しい学校経営主体認可特区	「私立学校」の定義に株式会社等が設立する学校を追加	
	0801210	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 貴省の回答全般については、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とする理由を明示されたい。 3. 「なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱いを変えるのか。合理的な理由を示されたい。 4. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということによりか。 5. 「特別ニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 6. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A							1449020	長野県	新しい学校経営主体認可特区	学校を設立運営する株式会社等を「学校法人」と同列に位置づけ	
	0801720	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 貴省の回答全般については、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とする理由を明示されたい。 3. 「なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱いを変えるのか。合理的な理由を示されたい。 4. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということによりか。 5. 「特別ニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 6. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A							1394090	堺市	国際楽市楽座特区	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)	
	0802040	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 貴省の回答全般については、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とする理由を明示されたい。 3. 「なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱いを変えるのか。合理的な理由を示されたい。 4. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということによりか。 5. 「特別ニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 6. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、公益法人等による学校設置を認めるというものであるが、これも認められると解してよいのか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A								1312020	熊本県	先端産業を担う人材育成特区	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)
	0802200	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 貴省の回答全般については、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とする理由を明示されたい。 3. 「なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱いを変えるのか。合理的な理由を示されたい。 4. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということによりか。 5. 「特別ニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 6. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A							2100010	個人	国際教育開発特区	学校設置基準の緩和	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	0803110	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を定めることにより、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A							2030020	三菱地所株式会社	国際人材育成・技術交流特区	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営)
	0803800	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について NPO法人等非営利団体による学校設置を可能にしたいという要望に対して措置の分類「A」を付しているが、この要望について認めるという趣旨か。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を定めることにより、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができると考えたことから「A」と回答したところである。	A							2131030	NPO法人楠の木学園	NPO法人学校特区	養護学校設立に関する要件の緩和
	0805650	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を定めることにより、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A							2123010	東京チャータースクール研究会	東京バイリンガルスクール特区	学校設置主体の要件の緩和
	0805740	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を定めることにより、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A							2121010	福岡チャータースクール研究会	福岡バイリンガルスクール特区	学校設置主体の要件の緩和
	0804460	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について NPO法人等非営利団体による学校設置を可能にしたいという要望に対して措置の分類「A」を付しているが、この要望について認めるという趣旨か。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を定めることにより、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができると考えたことから「A」と回答したところである。	A							2054010	特定非営利活動法人京都力ワンセリングセンター	京都府公設民営学校特区	民間業者の学校経営への参入など学校経営主体の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
	0804580	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 他、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか、合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということによりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 所管庁が認定する特定非営利活動法人による学校設置を可能にしたいという要望に対して措置の分類「A」を付しているが、この要望について認めるという趣旨か。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加入して学校教育に必要な要件を定めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができると考えたことから「A」と回答したところである。	A							2050010	特定非営利活動法人東京シュール	NPO法人による新しいタイプの学校設置特区	学校設置主体の要件の緩和
	0805060	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 他、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか、合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということによりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加入して学校教育に必要な要件を定めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A						2122010	神戸チャータースクール研究会	神戸ハイラインガルスクール特区	学校設置主体の要件の緩和	
	0805140	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 他、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか、合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということによりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加入して学校教育に必要な要件を定めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A						2071010	吹田チャータースクール研究会	発達と学習週期によるタイムリカムの再編に際する幼小中一貫11年制学校特区	非営利の民間教育団体の学校経営への参入など学校設置主体の緩和	
	0805320	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 他、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか、合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということによりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 非営利の民間教育団体による学校設置を可能にしたいという要望に対して措置の分類「A」を付しているが、この要望について認めるという趣旨か。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加入して学校教育に必要な要件を定めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができると考えたことから「A」と回答したところである。	A						2072010	大阪チャータースクール研究会	発達と学習週期によるタイムリカムの再編に際する幼小中一貫11年制学校特区	非営利の民間教育団体の学校経営への参入など学校設置主体の緩和	
	0805490	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 1. 他、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか、合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということによりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加入して学校教育に必要な要件を定めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A						2036010	長野に新しい学校を創る会	市民がつくる学校設立特区	「公設民営学校(仮称)」を開校するため、学校設置主体の緩和	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)	
	0802400	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、認定自治体の長が学校法人、株式会社、NPOに対し、学校を設置できる「学校事業者」として認可とするスキームであるが、これも認められると解してよいか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加重して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A								2082010	株式会社 秀学	教育特区	学校設置にあたり、地方自治体・学校法人の他に「学校事業者による学校」による認可を行う。
	0802480	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、認定自治体の長が学校法人、株式会社、NPOに対し、学校を設置できる「学校事業者」として認可とするスキームであるが、これも認められると解してよいか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加重して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A								2183020	株式会社 アット マーク・ ラーニン グ	「海外の学習指導要領を用いたインターネット・ハイスクール」卒業生の大学入・受験機会の拡大	学校設置主体の要件の緩和(8002 学校教育法 2条(設置可能な主体)に下記を追加) 第四項 第一項の規定にかかわらず、構造改革特区認定を受けた地方公共団体の長が、認可した学校事業者は、学校を設置できる。その学校事業者とは、教育の振興を目的とする株式会社やNPOも含めるものとする。
	0802930	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、関連省庁の長(又は特区の認定を受けた地方公共団体の長)が認証した認証評価機関によって設置する学校の教育研究等の総合的な状況が適切である旨の認証評価を事前に受けた者については、株式会社等であっても特区認定された地方公共団体の長への届出によって学校を設置できるようにするものだが、これについても認められると解してよいか。 また、認められないのであれば、その理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加重して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 ②については、大学の教育研究活動は全国的に展開されるものであり、都道府県知事が設置認可を行うことは不適切である。また、大学の教育研究水準を確保するとともに、我が国の大学及びその学位の国際的通用性を保証するため、大学の設置に際しては、文部科学大臣の認可が必要である。	A								2178010	デジタル ハリウッド	(つくば・東海・知的特区)	学校設置主体の要件緩和(株式会社等による学校経営)
	0803030	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、認定自治体の長が学校法人、株式会社、NPOに対し、学校を設置できる「学校事業者」として認可とするスキームであるが、これも認められると解してよいか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加重して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A								2079010	厚木ゼミ ナール	教育特区 「自然科学体験を活用した小・中一貫校の設置・運営」	学校設置にあたり、地方自治体、文部科学省、学校法人の他に「学校事業者(仮称)」による認可を行う。

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0803120	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱いを変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、認定自治体の長が学校法人、株式会社、NPOに対し、学校を設置できる「学校事業者」として認可とするスキームであるが、これも認められると解してよいのか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. については いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A						2080010	藤原学園 実験教育 研究所	教育特区 「理科実験体 験教育を重点 をおく小・中 一貫校設置・ 運営」	学校設置にあたり、 地方自治体、文部科 学省、学校法人の他 に「学校事業者(仮 称)」による認可を行 う。	
	0803200	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱いを変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、認定自治体の長が学校法人、株式会社、NPOに対し、学校を設置できる「学校事業者」として認可とするスキームであるが、これも認められると解してよいのか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. については いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A					2081010	武蔵丘学 院	教育特区 「自然科学・ 社会体験教育 を重点に据え た小・中一貫 校設置・運 営」	学校設置にあたり、 地方自治体、文部科 学省、学校法人の他 に「学校事業者(仮 称)」による認可を行 う。		
	0803540	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱いを変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について NPO法人等非営利団体による学校設置を可能にしたいという要望に対して措置の分類「A」を付しているが、この要望について認めるという趣旨か。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. については いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A					2112010	NPO法人 京都教育 文化研究 所	教育改革 特区	学校設置主体の要件 の緩和		
	0803730	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱いを変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について NPO法人等非営利団体による学校設置を可能にしたいという要望に対して措置の分類「A」を付しているが、この要望について認めるという趣旨か。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴省の通り。 4. については いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A					2174010	NPO法人東 京シユタ イナ シユレ	NPO法人教育 施設公設民営 型学校化特区	学校の設置主体の緩和 (NPO法人による 学校経営)		

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」 の見直し	「措置の 内容」 の見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0803960	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。)なお、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、認定自治体の長が学校法人、株式会社、NPOに対し、学校を設置できる「学校事業者」として認可とするスキームであるが、これも認められると解してよいのか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を定めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A						2139010	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等学校法人以外による学校設置および経営等)
	0804970	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。)なお、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について NPO法人等非営利団体による学校設置を可能にしたいという要望に対して措置の分類「A」を付しているが、この要望について認めるという趣旨か。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を定めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A					2047050	小川に手作りの学校をつくる会	子どもと地域全体で育ちあう学校教育特区	学校の設置者・運営者の拡大	
	0805280	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。)なお、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、認定自治体の長がNPO等に対し、学校を設置できる「学校事業者」として認可とするスキームであるが、これも認められると解してよいのか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を定めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A					2051050	大岡にあたらしい学校をつくる会	地域と共につくる学校教育特区	学校の設置者・運営者の拡大	
	0804420	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。)なお、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよりか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について NPO法人等非営利団体による学校設置を可能にしたいという要望に対して措置の分類「A」を付しているが、この要望について認めるという趣旨か。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を定めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として容認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、特区において学校の設置主体拡大として認めるのは株式会社のみであり、学校法人以外の非営利法人について認めることは考えていない。理由は上記の通りである。しかしながら学校法人の自己所有要件を緩和することでその趣旨を実現することができることから「A」と回答したところである。	A					2057050	特定非営利活動法人どんくろ向方塾(むかがたじゅく)	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	学校の設置者・運営者の拡大	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)	
	0803970	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 他、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということではないか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、「学校事業者」を私立学校法に定める私立学校に準じる学校と認めてほしいというものであるが、これについても認められると解してよいのか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加重して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を現実的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、②については、「学校事業者」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。	A							2139020	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	学校設置主体の要件の緩和(学校事業者による学校を私立学校に準じる存在として認可)
	0803980	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 他、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということではないか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、「学校事業者」を私立学校法に定める私立学校に準じる学校と認めてほしいというものであるが、これについても認められると解してよいのか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加重して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を現実的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、②については、「学校事業者」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。	A							2139030	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	私立学校法における「学校事業者」の定義の追加。
	0804070	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 他、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということではないか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、「学校事業者」を私立学校法に定める私立学校に準じる学校と認めてほしいというものであるが、これについても認められると解してよいのか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加重して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を現実的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。 なお、②については、「学校事業者」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。	A							2139120	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	私立学校法附則の確認
	0804760	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 他、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということではないか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、「学校事業者」を私立学校法に定める私立学校に準じる学校と認めてほしいというものであるが、これについても認められると解してよいのか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加重して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を現実的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。	A							2176010	こんな学校にしたい会	浦安にチャータースクールを創ろう	民間事業者の学校経営への参入など学校設置主体の緩和
	0802500	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) 2. 他、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということではないか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいのか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。 提案者の提案内容について 提案は、「学校事業者」を私立学校法に定める私立学校に準じる学校と認めてほしいというものであるが、これについても認められると解してよいのか。 また、認められないのであればその理由如何。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加重して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を現実的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。								2105010	株式会社「ベネッセ」コトラーション	バイリンガル・IT教育特区	多様な学校設置者の参入など学校設置・運営)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)	
	0805860	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。)なお、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。								2045010	NPO法人ライナスの会	要配慮時及び不登校児童生徒の学校特区	学校設置主体の要件の緩和
学校法人以外の主体による学校設置(株式会社)	0801430	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。)なお、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。			A	株式会社による具体的な学校設置の制度設計について、至急検討し回答されたい。	基本的な制度設計については、「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を閣議決定する予定の3月中旬までに関係各方面と調整した上で決定し、明らかにしたい。		1301060	静岡県	光技術関連産業集積促進特区	学校設置主体の要件緩和(株式会社による学校経営)	
	0802070	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。)なお、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2101010	株式会社東進	公設民営型英才幼児園	《学校設置基準の緩和》	
	0803000	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。)なお、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2154020	㈱ウィン	児童教育特区	不登校児童を対象とした、新しいタイプの学校の設置による新しいタイプの教育課程の弾力化	
	0803020	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。)なお、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に關し、学校法人への移行を容易とするため、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大を図る。	貴省の回答全般について 1. 「他の非営利法人類型」について、学校設置主体とすることが困難とする理由を明示されたい。 2. なぜ、株式会社と、他の非営利法人類型とで取扱を変えるのか。合理的な理由を示されたい。 3. 特例措置の対象は、幼稚園から大学まで、全ての学校種を対象にするということよいか。 4. 「特別なニーズ」とは何か。貴省は全ての提案者の項目に「A」を付けているが、今回の提案のニーズは全て満たされると考えてよいか。 5. 「情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する」とあるが、具体的な内容を明らかにされたい。	1. 2. について 「学校法人」は非営利法人であるが、その学校の教職員、卒業生や有識者からなる評議員制度や、学校経営に必要な財産を保有することなど、他の非営利法人に加盟して学校教育に必要な要件を求めることによって、学校経営の適正性を担保できるよう制度設計がなされている。他の非営利法人は、法制度上そのような学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていない。そこで、提案の趣旨を実質的に実現するため、学校法人の要件緩和に關し、特区の第一次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を要しない)の対象を拡大し、学校法人になることを容易にすることによって対応する。 これに対し、株式会社は株主等による適正なガバナンスや多様な資金調達による学校経営に必要な財産の保有も可能であることから、特区において学校の設置主体として承認するものである。 3. については貴見の通り。 4. について いただいている各提案については、それぞれ特別なニーズがあると考えているが具体的には、特区申請を行う地方公共団体が判断するものである。 5. について 制度設計については十分な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2018010	㈱河合ゼミナール	教育関連特区	不登校児童生徒を対象とした、民間運営による新しいタイプの学校設置	
	0803430	株式会社に学校設置を認めるにあたっての詳細については今後検討することとしている。	検討内容、スケジュールについて具体的に示されたい。	現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2045020	NPO法人ライナスの会	要配慮時及び不登校児童生徒の学校特区	学校設置の認可基準の特例	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)		
	0804090	株式会社に学校設置を認めるにあたっての詳細については今後検討することとしている。	検討内容、スケジュールについて具体的に示された。	現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2139140	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	学校施設および設備に関する基準の弾力化		
	0802610	株式会社に学校設置を認めるにあたっての詳細については今後検討することとしている。	検討内容、スケジュールについて具体的に示された。	現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2151030	(株)東京リーガルマインド	次世代大学特区	学校事業者が届け出るべき事項について		
学校設置者以外の学校の管理・運営の容認	0800640	学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権利を制度的に保障するために設けられているものであり、公の性質を持つものであるため、その実施主体等について必要な規制を行う必要がある。このため、教育基本法第6条及び学校教育法第2条により学校の設置者を国、地方公共団体及び学校法人に限定するとともに、学校教育法第5条において、公の性質を持つ学校の設置運営の安定性、公共性を担保するため、設置者がその設置する学校を管理することとしている。特に義務教育段階においては、義務教育を確実に履行するため、市町村に対して公立小中学校の設置義務を課し、国としても義務教育費国庫負担制度等の様々な行政措置を講じている。このような趣旨に鑑みれば、公立学校の管理運営を第三者に包括的に委託することは、学校設置者としての責任放棄であり、到底認められるものではない。 なお、現行制度においても、地方公共団体が土地や施設等を学校法人に提供し、当該学校法人が学校を設置管理することや、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立することは可能であり、地方自治体と民間団体との協力による学校運営を行うことは可能である。	提案は、学校事業者による学校は教育目標の設定や、教育課程等の目標への達成責任の義務化を前提に委託されるものであり、学校の設置運営の安定性、公共性を担保できるのではないが、提案内容について、再度具体的に検討し回答されたい。 授業料については、貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内の全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	現行制度においても、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立し、地方公共団体が土地や施設等を当該学校法人に提供し、学校を運営することは可能である。 公教育としての適切な教育水準の確保を図るため、義務教育費国庫負担制度、県費負担教職員制度等が設けられており、学校の管理運営を学校設置者以外の第三者に包括的に委託することは困難である。 また、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するために、無償とすることを定めているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、保護者の経済的状況によっては就学先が制約されることから、憲法の趣旨に合わない。			C - 1	保育所、特養ホームなどは既に公設民営が認められているところであり、学校だからといって公設民営を導入したとしても設置者の「責任放棄」になるとは言えないのではないが、例えば、提案者から「公設民営型の学校は、学校の経営方針、教育目標、教育課程等について、設置者である区長や教育委員会と協議し、地域住民の要望と照らし、設置が妥当と認められる場合のみ設置の許可を出すといった仕組みを考案しており、学校設置者としての責任を放棄するものではない」、また、「公立学校設置者である地方自治体が教育目標をあらかじめ定め、第三者である「特定学校運営事業者」がその教育目標達成の遵守責任を負う契約を締結することを提案しており、地方公共団体は、「教育目標の設定」と「第三者が行う教育内容の成果を評価し、必要な措置を講ずる」ことを通じて良質な教育サービスを提供する責任を負うものであり、「責任放棄」にはならない」との意見があるように、設置者が責任を果たさうような条件を示した上で、公設民営型の学校設置を認めるべきと考え、具体的に検討し回答されたい。 また、「包括的に委託することは責任放棄である」とあるが、どこまでであれば委託することは可能なのか、明確に示されたい。	学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権利を制度的に保障するために設けられており、このため、設置運営の安定性、公共性を確保する目的で、設置者が責任を持ってその設置する学校を管理することとしているものである。よって、特区といえども、設置者としての責任を放棄するようなことは認められない。 とりわけ義務教育については、憲法や教育基本法に定める国民の権利を確実に担保する観点から、法律で直接に市町村に対し、学校の設置を義務付けており、他の施設等と同様に議論することはできない。 そもそも「公設民営」学校の設置については、その設置と達成しようとしている目的との関連が不明確であるが、提案にある特色ある教育の実施や保護者や地域住民との連携・協力については、地方公共団体の判断により、構造改革特区における特例措置や現行制度を活用することにより十分に実現可能であり、実際に取り組んでいる地方公共団体もあるところ。 なお、現行制度においても、施設管理等、第三者に対して委託が可能な学校に関する業務もあり、教育分野への外部資源の活用の方や民間委託の可能な範囲の明確化については、総合規制改革会議答申「規制改革の推進に関する第2次答申」の指摘を踏まえ、平成15年度中に検討を行う予定。		1347030	港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	学校設置主体以外の学校管理・運営の容認		
	0800840	学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権利を制度的に保障するために設けられているものであり、公の性質を持つものであるため、その実施主体等について必要な規制を行う必要がある。このため、教育基本法第6条及び学校教育法第2条により学校の設置者を国、地方公共団体及び学校法人に限定するとともに、学校教育法第5条において、公の性質を持つ学校の設置運営の安定性、公共性を担保するため、設置者がその設置する学校を管理することとしている。特に義務教育段階においては、義務教育を確実に履行するため、市町村に対して公立小中学校の設置義務を課し、国としても義務教育費国庫負担制度等の様々な行政措置を講じている。このような趣旨に鑑みれば、公立学校の管理運営を第三者に包括的に委託することは、学校設置者としての責任放棄である。 また、憲法に定める義務教育無償の理念を実現するため、国立の義務教育諸学校においては授業料の徴収を禁止し、必要な経費については義務教育費国庫負担制度やその他の補助金、交付金等により補償されているところであり、これらに加えて授業料を徴収することを認めることはできない。 なお、現行制度においても、地方公共団体が土地や施設等を学校法人に提供し、当該学校法人が学校を設置管理することや、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立することは可能であり、地方自治体と民間団体との協力による学校運営を行うことは可能である。	提案は、学校事業者による学校は教育目標の設定や、教育課程等の目標への達成責任の義務化を前提に委託されるものであり、学校の設置運営の安定性、公共性を担保できるのではないが、提案内容について、再度具体的に検討し回答されたい。 授業料については、貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内の全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	現行制度においても、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立し、地方公共団体が土地や施設等を当該学校法人に提供し、学校を運営することは可能である。 公教育としての適切な教育水準の確保を図るため、義務教育費国庫負担制度、県費負担教職員制度等が設けられており、学校の管理運営を学校設置者以外の第三者に包括的に委託することは困難である。 教科書の採択権限についても、同様である。 また、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するために、無償とすることを定めているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、保護者の経済的状況によっては就学先が制約されることから、憲法の趣旨に合わない。			C, D-1					1395010	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	株式会社等による学校経営(学校設置主体の要件緩和)	
	0801300	学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権利を制度的に保障するために設けられているものであり、公の性質を持つものであるため、その実施主体等について必要な規制を行う必要がある。このため、教育基本法第6条及び学校教育法第2条により学校の設置者を国、地方公共団体及び学校法人に限定するとともに、学校教育法第5条において、公の性質を持つ学校の設置運営の安定性、公共性を担保するため、設置者がその設置する学校を管理することとしている。特に義務教育段階においては、義務教育を確実に履行するため、市町村に対して公立小中学校の設置義務を課し、国としても義務教育費国庫負担制度等の様々な行政措置を講じている。このような趣旨に鑑みれば、公立学校の管理運営を第三者に包括的に委託することは、学校設置者としての責任放棄である。 また、憲法に定める義務教育無償の理念を実現するため、国立の義務教育諸学校においては授業料の徴収を禁止し、必要な経費については義務教育費国庫負担制度やその他の補助金、交付金等により補償されているところであり、これらに加えて授業料を徴収することを認めることはできない。 さらに、学校教育については、国民の教育を受ける権利を保障するため、全国で一定水準の教育を受けられるようにすることが必要であり、このため、学校の施設設備や教員の資格、教育課程について最低限必要な基準等が設けられている。特区といえども、これらの基準等に全く従わない学校を認めることはできない。 なお、現行制度においても、地方公共団体が土地や施設等を学校法人に提供し、当該学校法人が学校を設置管理することや、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立することは可能であり(私立学校であるため、授業料の徴収も可能)、地方自治体と市民・民間団体との協力による学校運営を行うことは可能である。	提案は、学校事業者による学校は教育目標の設定や、教育課程等の目標への達成責任の義務化を前提に委託されるものであり、学校の設置運営の安定性、公共性を担保できるのではないが、提案内容について、再度具体的に検討し回答されたい。 授業料については、貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内の全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	現行制度においても、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立し、地方公共団体が土地や施設等を当該学校法人に提供し、学校を運営することは可能である。 公教育としての適切な教育水準の確保を図るため、義務教育費国庫負担制度、県費負担教職員制度等が設けられており、学校の管理運営を学校設置者以外の第三者に包括的に委託することは困難である。 また、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するために、無償とすることを定めているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、保護者の経済的状況によっては就学先が制約されることから、憲法の趣旨に合わない。 また、公務員としての身分を有する職員については、分限規定により降任や免職等に係る身分保障がなされる反面、政治的行為の制限や、労働基本権の制限等が課せられるものであり、また、特定学校運営事業者による学校の職員が公務員としての身分を有するかどうかは、当該学校の地方教育行政組織上の位置づけ、当該学校において行う職務の性質、目的等に則して具体的に判断されるべきものである。なお、教育公務員特例法第3条により改めて公務員としての身分を付与するものではない。 なお、関連の提案の中には、そもそも制度的に存在しないものを前提としているものが含まれており、それらの是非について具体的に検討することは困難。									1456010	長野県	新しい公設民営型スクール実現特区	公設民営型学校を学校教育法に位置づける
	0800640	港区の提案「1347030」への回答と同様	提案は、学校の管理・運営について、社会福祉法人などの公共的団体であれば委託可能とする、というものであり、具体的に回答されたい。	港区の提案「1347030」への回答と同様							1270010	鳥根県松江市	幼保一元化特区	学校設置者以外の学校管理・運営の容認		
	0800640	港区の提案「1347030」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	港区の提案「1347030」への回答と同様。 但し、通学区域を行政区外に拡大することは、現行制度においても可能。							2002010	個人	公設民営型「無学区の寮制都立中学・高等学校」			

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)	
	0802510	学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権利を制度的に保障するために設けられているものであり、公の性質を持つものであるため、その実施主体等について必要な規制を行う必要がある。このため、教育基本法第6条及び学校教育法第2条により学校の設置者を国、地方公共団体及び学校法人に限定するとともに、学校教育法第5条において、公の性質を持つ学校の設置運営の安定性、公共性を担保するため、設置者がその設置する学校を管理することとしている。特に義務教育段階においては、義務教育を確実に履行するため、市町村に対して公立小中学校の設置義務を課し、国としても義務教育費国庫負担制度等の様々な財政措置を講じている。このような趣旨に鑑みれば、公立学校の管理運営を第三者に包括的に委託することは、学校設置者としての責任放棄である。 なお、現行制度においても、地方公共団体が土地や施設等を学校法人に提供し、当該学校法人が学校を設置管理することや、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立することは可能であり、地方自治体と市民・民間団体等との協力による学校運営を行うことは可能である。	提案は、学校事業者による学校は教育目標の設定や、教育課程等の目標への達成責任の義務化を前提に委託されるものであって、学校の設置運営の安定性、公共性を担保できるものではないか。提案内容について、再度具体的に検討し回答されたい。 授業料については、貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	現行制度においても、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立し、地方公共団体が土地や施設等を当該学校法人に提供し、学校を運営することは可能である。 公教育としての適切な教育水準の確保を図るため、義務教育費国庫負担制度、県費負担教職員制度等が設けられており、学校の管理運営を学校設置者以外の第三者に包括的に委託することは困難である。 教科書の採択権限についても、同様である。								2105020	株式会社 ハヤシ コーポレーション	バイリンガル・IT教育特区	多様な学校運営者の 参入(公設民営型の 学校運営)
	0802510	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案 「2105020」への回答と同様	提案は、「公の施設」の管理受託者の範囲の拡大要請に対して、立学校の運営(業務)をNPO法人等に委託するというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案「2105020」への回答と同様							2174020	NPO法人東京 シユタイ イー シューレ	NPO法人教育 施設公設民営 型学校化特区	学校設置者以外の学 校管理・運営の容認	
	0802510	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案 「2105020」への回答と同様	提案は、学校法人でない非営利活動法人の設立する特色ある学校を、「公設民営学校」として運営するため学校設置者以外にも、学校設置者の認可するNPO法人などによるものとしており、これについて検討し具体的に検討し回答されたい。	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案「2105020」への回答と同様							2131040	NPO法 人楠の木 学園	NPO法人学 校特区	学校設置者以外の学 校管理・運営の容認	
	0803840	学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権利を制度的に保障するために設けられているものであり、公の性質を持つものであるため、その実施主体等について必要な規制を行う必要がある。このため、教育基本法第6条及び学校教育法第2条により学校の設置者を国、地方公共団体及び学校法人に限定するとともに、学校教育法第5条において、公の性質を持つ学校の設置運営の安定性、公共性を担保するため、設置者がその設置する学校を管理することとしている。特に義務教育段階においては、義務教育を確実に履行するため、市町村に対して公立小中学校の設置義務を課し、国としても義務教育費国庫負担制度等の様々な財政措置を講じている。このような趣旨に鑑みれば、公立学校の管理運営を第三者に包括的に委託することは、学校設置者としての責任放棄である。 なお、現行制度においても、地方公共団体が土地や施設等を学校法人に提供し、当該学校法人が学校を設置管理することや、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立することは可能であり、地方自治体と市民・民間団体等との協力による学校運営を行うことは可能である。	提案は、学校事業者による学校は教育目標の設定や、教育課程等の目標への達成責任の義務化を前提に委託されるものであって、学校の設置運営の安定性、公共性を担保できるものではないか。提案内容について、再度具体的に検討し回答されたい。 授業料については、貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	現行制度においても、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立し、地方公共団体が土地や施設等を当該学校法人に提供し、学校を運営することは可能である。 公教育としての適切な教育水準の確保を図るため、義務教育費国庫負担制度、県費負担教職員制度等が設けられており、学校の管理運営を学校設置者以外の第三者に包括的に委託することは困難である。 なお、現行制度においても、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度を活用することにより、地域住民の意向を学校運営に反映させることは可能。また、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理等により的確に反映させることも可能である。 さらに、現行制度においても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教育法)第26条の規定により、教育委員会が有する教職員の任命権(採用権限等を含む)をその所管する学校の校長に委任することが可能である。この場合、都道府県が事務処理特例条例を定めることにより、都道府県が有している県費負担教職員の任命権の一部を市町村が処理することとしている場合には、当該権限についても、市町村教育委員会から校長に委任することが可能である。								2058010	湘南に新 しい公立 学校を創 り出す会	公設民営学校 特区	学校設置者以外の学 校管理・運営の容認
	0800640	港区の提案「1347030」への回答と同様	提案は、公設民営学校として運営するため学校設置者以外にも、NPO法人などによるものとしており、これについて検討し具体的に検討し回答されたい。	港区の提案「1347030」への回答と同様							2063010	特定非 営利活 動法 人 IWC/ IAC 国際市民 の会	教育特区	「NPO法人」等に 公立学校の運営を委 託することができる。	
	0804360	現行制度においても、地方公共団体が土地や施設等を学校法人に提供し、当該学校法人が学校を設置管理することや、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立することは可能であり、地方自治体と民間団体との協力による学校運営を行うことは可能である。	提案は、地域社会参加型の公設民営の単位制高校を設立したいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	現行制度においても、地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立し、地方公共団体が土地や施設等を当該学校法人に提供し、学校を運営することは可能である。							2091010	特定非 営利活 動法 人 東京 ジョカ ーナ 国際青 少年育 成協 会	教育特区	学習指導要領によ らない多様なカリ キュラムの編成 学 校設置に係わる校 地・校舎の特定非 営利活動法人の所有 原則の緩和 教育 法第63条の緩和 教育職員免許法の 緩和 学校設立にか かわる法律要件の 緩和	
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案は、「公の施設」の管理受託者の範囲の拡大要請に対して、立学校の運営(業務)を民間事業者等に委託するというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様							2027010	かがわ 夢の 学校を 創り出 す会	公設民営学校 特区	学校設置者以外の学 校管理・運営の容認	
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案は、「公の施設」の管理受託者の範囲の拡大要請に対して、立学校の運営(業務)を民間事業者等に委託するというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様							2176020	こんな 学校に したい 会	浦安にチャ ルスター スクール を創ろう	学校設置者以外の学 校管理・運営の容認	
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様 (本提案が、学校の設置主体の規制緩和に関する提案であれば、提案事項コード2087010に対する回答を参照されたい。)	提案には、「公の施設」の管理委託者の範囲の拡大要請に対して、文部科学省は「地方自治法第24条の2、第3項の規定により、地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共の団体に限られており、…」と回答しているが、同じ点に関して総務省が「特定非営利活動法人については、一般的には、地方自治法第244条の2、第3項で定める「公共の団体」に該当し、現行制度の下においても、公の施設の管理受託者になり得ます。」との回答を寄せていることから、問題ないと思われる。再度具体的に検討し回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様							2087020	横浜に シユタイ ナー学 園をつ くる 会	NPO法人学 校特区	学校設置者以外の学 校管理・運営の容認	
	0802510	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案 「2105020」への回答と同様	提案は、軽度発達障害児のための学校を設置するにあたり、民間の教育ノウハウを最大限生かしたカリキュラムを持つ学校の設立を可能にしたいとするものであり、具体的に回答されたい。	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案「2105020」への回答と同様							2068030	松本子 どもの 輝き 小・中 高 等学 校を 創る 会	軽度発達障 害児のため の個別 教育校 特区	公設民営型学校の設 立	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
教育委員会に属している学校の管理権限を住民参加組織に付与	0801350	地域が運営に参画する、いわゆるコミュニティ・スクールについては、現在、文部科学省において、「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を実施しており、「規制改革推進3か年計画(改定)」等を踏まえ、当該研究の成果を見極めつつ検討を進めているところ。このような学校については、 ・意志決定における責任所在の明確化 ・政治的・宗教的中立性の確保 ・最低限の教育水準の担保 ・県費負担教職員の人事制度との整合性の確保 ・問題が生じた際の是正措置や救済措置の在り方 等々 慎重な検討を要する課題が多岐にわたって存在しており、特区においていとも直ちに導入することは不可能である。 なお、現行制度においても、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度を活用することにより、地域住民の意向を学校運営に反映させることは可能。また、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理等により的確に反映させることも可能である。	公設民営校ができた場合においては、学校が市民の財産として多機能な使用ができるようにするため、その管理権限を住民参加組織に付与することができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。 但し、地域が運営に参画する、いわゆるコミュニティ・スクールについては、現在、文部科学省において、「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を実施しており、「規制改革推進3か年計画(改定)」等を踏まえ、当該研究の成果を見極めつつ検討を進めているところ。					本提案にあるような、地域が運営に参画する、いわゆるコミュニティ・スクールについては、現在、文部科学省において、「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を実施しており、「規制改革推進3か年計画(改定)」等を踏まえ、当該研究の成果を見極めつつ検討を進めているところ。このような学校については、 ・意志決定における責任所在の明確化 ・政治的・宗教的中立性の確保 ・最低限の教育水準の担保 ・県費負担教職員の人事制度との整合性の確保 ・問題が生じた際の是正措置や救済措置の在り方 等々慎重な検討を要する課題が多岐にわたって存在しており、特区においていとも直ちに導入することは不可能である。 なお、現行制度においても、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用により、地域住民の意向を学校運営に反映させたり、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理等により的確に反映させることも可能であり、提案の目的の相当部分については、地方公共団体の責任の下、実現可能である。		1077020	多治見市	住民参加型の教育特区	学校施設の管理権の付与
学校設置者以外の学校の管理・運営を容認した場合の特例	0804510	国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴い、特区の対象とならない。	公設民営校ができ、特区公営民設学校審議会が創設された場合においては、一部、県費負担教職員の任命権を特区公営民設学校審議会に付与することができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。 そもそも、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。			C - 1	現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権利を制度的に保障するために設けられており、このため、設置運営の安定性、公共性を確保する目的で、設置者が責任を持ってその設置する学校を管理することとしているものである。よって、特区といえども、設置者としての責任を放棄するようなことは認められない。 また、教職員の配置に関し、県費負担教職員の対象を広げることが、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とならない。 なお、教職員の任命権については、地方公務員法の適用される市町村の職員であり、かつ、県費負担教職員である教職員については、現行制度において、都道府県が事務処理特別条例を定めることにより、都道府県が有している県費負担教職員の任命権の一部(採用権限を含む)を市町村が処理することができる。	F、D - 1	2054060	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンター	京都府公設民営学校特区	一部、県費負担教職員の任命権を公設民営方式による学校法人に付与
	0800710	国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。	公設民営校ができ、当該校に県費負担教職員をおくことができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。 そもそも、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		1229060	東京都台東区	台東バイリンガルスクール特区	一部、県費負担教職員の任命権を公設民営方式による学校法人に付与
	0804790	国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴い、特区制度の対象とならない。	公設民営校ができ、特区学校審議会が創設された場合においては、一部、県費負担教職員の任命権を特区学校審議会に付与することができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。 そもそも、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		2176060	こんな学校にしたい会	浦安にチャータースクールを創ろう	一部、県費負担教職員の任命権を公設民営方式による学校法人に付与
	0805110	国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴い、特区制度の対象とならない。	公設民営校ができ、一部、県費負担教職員の任命権を特区学校に付与することができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。 そもそも、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		2122060	神戸チャータースクール研究会	神戸バイリンガルスクール特区	一部、県費負担教職員の任命権を特区学校審議会に付与
	0805190	国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴い、特区制度の対象とならない。	公設民営校ができ、当該校に県費負担教職員をおくことができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。 そもそも、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		2071060	吹田チャータースクール研究会	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	一部、府費負担教職員の任命権を特区公設民営学校審議会に付与
	0805370	国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴い、特区制度の対象とならない。	公設民営校ができ、特区学校審議会が創設された場合においては、一部、府費負担教職員の任命権を特区学校審議会に付与することができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。 そもそも、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		2072060	大阪チャータースクール研究会	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	一部、府費負担教職員の任命権を特区公設民営学校審議会に付与
	0805530	国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴い、特区制度の対象とならない。	公設民営校ができ、一部、県費負担教職員の任命権を特区公設学校に付与することができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。 そもそも、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		2036050	長野に新しい学校を創る会	市民がつくる学校設立特区	一部、県費負担教職員の任命権を「公設民営学校」に付与
	0805700	国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴い、特区制度の対象とならない。	公設民営校ができ、一定数の県費負担教職員の採用を可能とする新しい規定を作ることができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。 そもそも、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		2123060	東京チャータースクール研究会	東京バイリンガルスクール特区	一部、県費負担教職員の任命権を特区学校審議会に付与
	0805790	国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴い、特区制度の対象とならない。	公設民営校ができ、特区学校審議会が創設された場合においては、一部、県費負担教職員の任命権を特区学校審議会に付与することができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。 そもそも、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることが、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		2121060	福岡チャータースクール研究会	福岡バイリンガルスクール特区	一部、県費負担教職員の任命権を特区学校審議会に付与

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0800870	市町村立小・中学校等の教職員については、市町村立学校職員給与負担法第1条の規定により、都道府県の負担とされている。給与負担者と給与等の決定者は同一であることが必要であることから、当該教職員の給与等については地教法42条の規定により、給与負担者である都道府県の条例で定めることとされている。 本提案のように、給与負担者と給与決定権者を異なるものとする場合、給与負担者である都道府県の財政事情が十分に考慮されずに給与が決定されるおそれがあり、ひいては都道府県の財政負担を増やすこととなるため、特区制度の対象とならない。(本提案が、仮に公立学校の公設民営を想定しているのであれば、提案事項コード1395010に対する回答を参照されたい。)	公設民営校ができた場合においては、当該校に県費負担教職員をおくことができるのか、具体的に検討し回答されたい。	※公設民営校の設置については、提案事項コード1395010に対する回答を参照されたい。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		1395030	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	県費負担教職員の給与等の決定権を市町村教育委員会に委譲した場合の県費負担教職員人件費相当額の担保
	0805610	国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げること、新たな財政支出を伴い、特区制度の対象とならない。	公設民営校ができ、特区学校審議会が創設された場合においては、一部、県費負担教職員の任命権を特区学校審議会に付与することができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。そもそも、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げること、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		2124060	長野県公設民営学校連合会	長野県公設民営学校特区	一部、県費負担教職員の任命権を特区公設民営審議会に付与
	0801300	長野県の提案「1456010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	長野県提案「1456010」に対する回答と同様。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		1456020	長野県	新しい公設民営型スクール実現特区	「特定学校運営事業者」の認可
	0801300	長野県の提案「1456010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	長野県提案「1456010」に対する回答と同様。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		1456030	長野県	新しい公設民営型スクール実現特区	「特定学校運営事業者」へ学校経営を委託できる制度づくり
	0801300	長野県の提案「1456010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	長野県提案「1456010」に対する回答と同様。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		1456050	長野県	新しい公設民営型スクール実現特区	教育公務員の身分に関する特例
	0801300	長野県の提案「1456010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	長野県提案「1456010」に対する回答と同様。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		1456060	長野県	新しい公設民営型スクール実現特区	「特定学校運営事業者」の教職員の給与の特例
	0801300	長野県の提案「1456010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	長野県提案「1456010」に対する回答と同様。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセンターの提案「2054060」に対する回答と同様		1456070	長野県	新しい公設民営型スクール実現特区	設備、教科、教科書等の特例
	0802510	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案「2105020」への回答と同様	提案は、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっているので、特色ある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易ではないことから、特別免許状の授与権者に地方自治体の首長を加えるというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案「2105020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権利を制度的に保障するために設けられており、このため、設置運営の安定性、公共性を確保する目的で、設置者が責任を持ってその設置する学校を管理することとしているものである。よって、特区といえども、設置者としての責任を放棄することは認められない。 また、教員免許状については、業務独占資格として全国的に(特別免許状等については都道府県単位)に通用することが求められるものであり、広域的な判断が可能な都道府県教育委員会により授与することが適当である。なお、教員免許状を有しない優れた適切な人材を活用することは、特別免許状や特別非常勤講師など現行制度の活用により対応可能である。		2174030	NPO法人東京シュナイターシューレ	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0802510	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案「2105020」への回答と同様	提案は、特別免許状の授与権者に地方自治体の首長を加え、首長の下に置かれる特区学校審議会では、十分な理由と学校の推薦があれば、既存の教員免許を持っていない場合も特別免除を授与するというものであり、具体的に回答されたい。	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案「2105020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174030」に対する回答と同様		2131080	NPO法人楠の木学園	NPO法人学校特区	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様	提案は、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっているので、特色ある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易ではないことから、特別免許状の授与権者に地方自治体の首長を加えるというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174030」に対する回答と同様		2058020	湘南に新しい公立学校を創り出す会	公設民営学校特区	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様	提案は、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっているので、特色ある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易ではないことから、特別免許状の授与権者に地方自治体の首長を加えるというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174030」に対する回答と同様		2027020	かがわ夢の学校を創り出す会	公設民営学校特区	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0802510	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案「2105020」への回答と同様	提案は、機動的な外国人教師の確保が容易になるよう、特区認定された地方公共団体の長に付与権を委譲するというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案「2105020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174030」に対する回答と同様		2105070	株式会社ベネッセ・コーポレーション	バイリンガル・IT教育特区	都道府県教育委員会による免許状の授与権を市町村教育委員会に付与

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案 「2174030」に対する回答と同様		2087070	横浜に シュタイ ナー学園 をつくる 会	NPO法人学校 特区	教職員免許状授与権 の拡大(地方公共 団体の長の権限の拡 大)
	0803780	教育公務員特例法第13条の規定は、校長・教員等 の国立及び公立学校の公務員(教育公務員)の採用 方法について、国家公務員法及び地方公務員法の特 例を定めた規定であり、それ以外の教員の採用方法 に関する規定ではない。(本提案が、仮に公立学校 の公設民営を想定しているのであれば、提案事項 コード2131040に対する回答を参照されたい。)	提案は、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっ ているので、特色ある学校の教員が必要とする特別免許 状の取得が容易ではないことから、特別免許状の授与権 者に地方自治体の首長を加えるというものであり、こ れについて具体的に検討し回答されたい。	(株)ベネッセ・コーポレーションからの提案「2105020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2131010	NPO法 人橋の木 学園	NPO法人学 校特区	教職員の採用権者の 拡大
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2058040	湘南に新 しい公立 学校を創 り出す会	公設民営学校 特区	教職員の採用権者の 拡大
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2027040	かがわ夢 の学校を 創り出す 会	公設民営学校 特区	教職員の採用権者の 拡大
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2176090	こんな学 校にしま い会	浦安にチャ ータースク ールを創 ろう会	教職員の採用権者の 拡大
	0804880	教育公務員特例法第13条の規定は、校長・教員等 の国立及び公立学校の公務員(教育公務員)の採用 方法について、国家公務員法及び地方公務員法の特 例を定めた規定であり、それ以外の教員の採用方法 に関する規定ではない。(本提案が、仮に公立学校 の公設民営を想定しているのであれば、提案事項 コード2087020に対する回答を参照されたい。)	提案は、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっ ているので、特色ある学校の教員が必要とする特別免許 状の取得が容易ではないことから、特別免許状の授与権 者に地方自治体の首長を加えるというものであり、こ れについて具体的に検討し回答されたい。					現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2087090	横浜に シュタイ ナー学園 をつくる 会	NPO法人学校 特区	教職員の採用権者の 拡大
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2058050	湘南に新 しい公立 学校を創 り出す会	公設民営学校 特区	教職員の配置の裁量 権の拡大
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2058060	湘南に新 しい公立 学校を創 り出す会	公設民営学校 特区	興費負担教職員の任 命権者の拡大
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2058070	湘南に新 しい公立 学校を創 り出す会	公設民営学校 特区	興費負担教職員の任 命権者の拡大
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2027050	かがわ夢 の学校を 創り出す 会	公設民営学校 特区	興費負担教職員の任 命権者の拡大
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2027060	かがわ夢 の学校を 創り出す 会	公設民営学校 特区	興費負担教職員の任 命権者の拡大
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2058080	湘南に新 しい公立 学校を創 り出す会	公設民営学校 特区	興費負担教職員の任 命権者の拡大
	0803840	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案 「2058010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	湘南に新しい公立学校を創り出す会からの提案「2058010」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	特定非営利活動法人京都カウンセリングセン ターの提案「2054060」に対する回答と同様		2027070	かがわ夢 の学校を 創り出す 会	公設民営学校 特区	興費負担教職員の任 命権者の拡大
	0803760	新たな行政機関の創設、及び当該機関に対する権限 の付与であり、規制緩和ではなく、特区制度の趣旨 に馴染まない。	要望に対して回答されたい。	本要望は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検 討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っている が、これが認められた場合において、要望が実現 可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回 答されたい。	学校教育制度は、憲法に定める国民の教育を受ける権 利を制度的に保障するために設けられており、このた め、設置運営の安定性、公共性を確保する目的で、設置 者が責任を持ってその設置する学校を管理することと しているものである。よって、特区といえども、設置者 としての責任を放棄するようなことは認められない。 そもそも「公設民営」学校の設置については、その設 置と達成しようとしている目的との関連が不明確であ るが、提案にある特色ある教育の実施や保護者や地域住 民との連携・協力については、地方公共団体の判断によ り、構造改革特区における特例措置や現行制度を活用す ることにより十分に実現可能であり、実際に取り組んで いる地方公共団体もあるところ。 なお、現行制度においても、校長が学校の運営につ いて地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用によ り、地域住民の意向を学校運営に反映させたり、教育委 員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイ ディアを、所管する公立学校の管理等により的確に反映 させることも可能であり、提案の目的の相当部分につ いては、地方公共団体の責任の下、実現可能である。		2174060	NPO法人東 京シュタ イナー シューレ	NPO法人教育 施設公設民営 型学校化特区	公設学校審議会(仮 称)の創設(教育委 員会との新たな協働 を目的とする規制の 緩和)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0803910	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	要望に対して回答されたい。	本要望事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174060」への回答と同様		2058140	湘南に新しい公立学校を創り出す会	公設民営学校特区	教育委員会の権限の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0803920	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	要望に対して回答されたい。	本要望事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174060」への回答と同様		2058150	湘南に新しい公立学校を創り出す会	公設民営学校特区	教育委員会の権限の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0804350	教員免許を有さない者であっても、校長として任用することができる。また、教員免許を有しない社会人等は、特別免許制度や特別非常勤講師制度により教員となることができる。						現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174060」への回答と同様		2063090	特定非営利活動法人IWC/IAI国際市民の会	教育特区	校長及び教員の資格に関する事項は、文部科学大臣の定めに限らない。
	0804720	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	要望に対して回答されたい。	本要望事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174060」への回答と同様		2027130	かがわ夢の学校を創り出す会	公設民営学校特区	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0804730	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	要望に対して回答されたい。	本要望事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174060」への回答と同様		2027140	かがわ夢の学校を創り出す会	公設民営学校特区	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0804740	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	要望に対して回答されたい。	本要望事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174060」への回答と同様		2027150	かがわ夢の学校を創り出す会	公設民営学校特区	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0804750	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	要望に対して回答されたい。	本要望事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174060」への回答と同様		2027160	かがわ夢の学校を創り出す会	公設民営学校特区	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0800680	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	公設民営校ができ、特区公設民営審議会が創設された場合に、教育課程の許認可権をもたせたいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	「公設民営」に関わらず、学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。		1229030	東京都台東区	台東バイリンガルスクール特区	特色ある教育プログラムを持つ教育課程の編成
	0803930	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	要望に対して回答されたい。	本要望事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174060」への回答と同様		2058160	湘南に新しい公立学校を創り出す会	公設民営学校特区	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0803940	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	要望に対して回答されたい。	本要望事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	NPO法人東京シュナイターシューレの提案「2174060」への回答と同様		2058170	湘南に新しい公立学校を創り出す会	公設民営学校特区	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)
	0804480	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	提案は、公設民営校ができ、特区公設民営審議会が創設された場合に、教育課程の許認可権をもたせたいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	東京都台東区からの提案「1229030」に対する回答と同様。		2054030	特定非営利活動法人京都カウソングセンター	京都市公設民営学校特区	特色ある教育プログラムの編成
	0804770	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	公設民営校ができ、特区公設民営学校審議会が創設された場合には、特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与えることができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	東京都台東区からの提案「1229030」に対する回答と同様。		2176040	こんな学校にしたい会	浦安にチャータースクールを創ろう	特色ある教育プログラムを持つ教育課程の編成
	0805080	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	公設民営校ができ、特区学校審議会が創設された場合には、特区学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与えることができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	東京都台東区からの提案「1229030」に対する回答と同様。		2122030	神戸チャータースクール研究会	神戸バイリンガルスクール特区	特色ある教育課程の編成
	0805160	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	公設民営校ができ、特区公設民営学校審議会が創設された場合には、特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与えることができるのか、具体的に検討し回答されたい。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	東京都台東区からの提案「1229030」に対する回答と同様。		2071030	吹田チャータースクール研究会	茨道と学習通期によるタイムリーカリキュラムの再編に定める幼小中一貫11年制学校特区	特色ある教育プログラムを持つ教育課程の編成

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」 の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	0805340	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	公設民営校ができ、特区公設民営学校審議会が創設された場合においては、特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与えることができるのか、具体的に検討し回答された。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	東京都台東区からの提案「1229030」に対する回答と同様。		2072030	大阪チャータースクール研究会	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	特色ある教育プログラムの編成
	0805510	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	公設民営校ができ、特区公設民営学校審議会が創設された場合においては、特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与えることができるのか、具体的に検討し回答された。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	東京都台東区からの提案「1229030」に対する回答と同様。		2036030	長野に新しい学校を創る会	市民がつくる学校設立特区	特色ある教育プログラムを持つ教育課程を編成
	0805580	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	公設民営校ができ、特区公設民営学校審議会が創設された場合においては、特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与えることができるのか、具体的に検討し回答された。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	東京都台東区からの提案「1229030」に対する回答と同様。		2124030	長野県公設民営学校連合会	長野県公設民営学校特区	特色ある教育プログラムを持つ教育課程の編成
	0805670	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	公設民営校ができ、特区学校審議会が創設された場合においては、特区学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与えることができるのか、具体的に検討し回答された。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	東京都台東区からの提案「1229030」に対する回答と同様。		2123030	東京チャータースクール研究会	東京バイリンガルスクール特区	特色ある教育課程の編成
	0805760	新たな行政組織の創設、及び当該組織に対する権限の付与であり、規制緩和ではなく、特区の趣旨に合致しない。	公設民営校ができ、特区学校審議会が創設された場合においては、特区学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与えることができるのか、具体的に検討し回答された。	再検討要請事項は、制度的に存在しないものを前提としており、その是非について具体的に検討することは不可能。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	東京都台東区からの提案「1229030」に対する回答と同様。		2121030	福岡チャータースクール研究会	福岡バイリンガルスクール特区	特色ある教育課程の編成
	0802490	学校設置主体規制の緩和の一環としての制度の創設であり、規制緩和事項ではない。	提案は、地方自治体の長の下にもうけられる「特区学校審議会(仮称)」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	非営利の民間教育団体について、学校の設置を認めることは想定していない。株式会社学校を設置する制度設計については現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	本提案は「公設民営」とは関係が認められず、事実誤認である。		2183030	株式会社アットマーク・ラーニング	「海外の学習指導要領を用いたインターネット・ハイスクール」卒業生の大学入学・受験機会の拡大	学校設置基準の緩和 学校教育法 2条
	0801350	多治見市の提案「1077020」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様		1077070	多治見市	住民参加型の教育特区	学校の指定権の付与
	0805040	新たな財政支出を求めるものであり、特区制度の対象とならない。 (なお、本提案が、仮に公立学校の公設民営を想定しているのであれば、提案事項コード2068030に対する回答を参照されたい。)						現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	新たな財政支出を求めるものであり、特区制度の対象とならない。		2068050	松本子ども輝き小・中・高等学校を創る会	軽度発達障害児のための個別教育特区	義務教育費国庫負担法の特例
	0801350	多治見市の提案「1077020」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様		1077030	多治見市	住民参加型の教育特区	校長の公募と任免権の付与
	0801350	多治見市の提案「1077020」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様		1077040	多治見市	住民参加型の教育特区	教職員の任免権の付与
	0801350	多治見市の提案「1077020」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様		1077050	多治見市	住民参加型の教育特区	教職員の勤務評定実施権の付与
	0801350	多治見市の提案「1077020」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様		1077060	多治見市	住民参加型の教育特区	教職員の研修実施権の付与
	0801350	多治見市の提案「1077020」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様		1077080	多治見市	住民参加型の教育特区	校内組織の決定権の付与
	0801350	多治見市の提案「1077020」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様		1077090	多治見市	住民参加型の教育特区	学期及び休業日の決定権の付与
	0801350	多治見市の提案「1077020」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様		1077100	多治見市	住民参加型の教育特区	学習指導要領の特外の教育課程の編成権の付与

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」 の見直し	「措置の内容」 の見直し	措置の分類 (再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の見直し」 の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	0801350	多治見市の提案「1077020」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様		1077110	多治見市	住民参加型の教育特区	教科用図書採択権の付与
	0801350	多治見市の提案「1077020」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様				現在、「公設民営」について調整を行っているが、これが認められた場合において、要望が実現可能かどうか、「公設民営」とあわせて検討し回答されたい。	多治見市の提案「1077020」への回答と同様		2177010	構想日本	多様な考え方・方法に基づいた教育を行う公立小・中学校特区	現在、都道府県教育委員会が持つ教職員(県費負担教職員)の人事権を、学校ごとに設置する「学校運営委員会(仮称)」に付与することの容認
幼稚園と保育所の施設設備基準の統一	0800580	現行の幼稚園と保育所の設置基準は最低基準であり、それぞれの基準を満たせば幼稚園と保育所の合築施設を設置することは現行制度上可能である。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討されたい。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。 また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針： http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D-1	C-1	提案者からの意見では、「現在幼稚園と保育所は実状として機能の差が見られなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている」とあることから、施設設備基準の統一について、具体的に検討し回答されたい。	施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。 D-1	1284040	千代田区	子育て特区(幼保一元化施設)	「幼稚園」と「保育所」の施設基準の統一		
	0801850	現行の幼稚園と保育所の設置基準は最低基準であり、それぞれの基準を満たせば幼稚園と保育所の合築施設を設置することは現行制度上可能である。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討されたい。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。 また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針： http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D-1			1061020	奈良県香芝市	幼稚園保育所一元化の推進	幼稚園の施設設備基準の緩和			
	0801890	現行の幼稚園と保育所の設置基準は最低基準であり、それぞれの基準を満たせば幼稚園と保育所の合築施設を設置することは現行制度上可能である。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討されたい。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。 また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針： http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D-1			1270030	鳥根県松江市	幼保一元化特区	幼保一元化の推進のための特例			
	0800110	幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針は、両施設について、「保育士支援のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる」としてあり、共用化できる範囲を限定していない。 また、幼稚園設置基準においても、幼稚園の施設・設備について、教育上、安全上支障のない限り、他の学校等の施設・設備を利用できることを明示している。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討されたい。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。 また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針： http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D-1			1137050	北海道東川町	幼保一元化特区	幼保合築施設における幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針の緩和			

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
幼稚園と保育所の施設設備基準の弾力化	0801160	幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針は、両施設について、「保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる」としてあり、共用化できる範囲を限定していない。 また、幼稚園設置基準においても、幼稚園の施設・設備について、教育上、安全上支障のない限り、他の学校等の施設・設備を利用できることを明示している。 また、同一敷地内ない幼稚園及び保育所において、いずれかの施設に幼児が移動し交流保育を行うことも、教育上及び安全上支障がない限り可能である。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討された。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D-1		D-1					1081010	丸岡町	子育て特区	幼稚園と保育所の融合、同一運営主体の確立
幼稚園と保育所の職員配置基準の統一	0800570	幼稚園の職員の配置基準(幼児35人以内の1学級につき教諭1名を置く)は最低基準であり、自治体でそれを上回る基準を策定することは現行制度上可能。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討された。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D-1		C-1	提案者からの意見では、「現在幼稚園と保育所は実状として機能の差が見られなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている」とあることから、職員配置基準の統一について、具体的に検討し回答された。	幼稚園の職員の配置基準(幼児35人以内の1学級につき教諭1名を置く)は最低基準であり、自治体でそれを上回る基準を策定することは現行制度上可能である。(D-1) 現行制度上最低基準となっているものを一律に引き上げる(例えば幼児30人以内の1学級につき教諭1名を置くこととするなど)とすると、基準を満たせない幼稚園が出てくる可能性があり、特区制度の趣旨にはそぐわない。	D-1	1284030	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	幼稚園教諭・保育士配置基準の統一	
	0802890	現行の幼稚園と保育所の設置基準は最低基準であり、それぞれの基準を満たせば幼稚園・保育所の合築施設を設置することは現行制度上可能である。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討された。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D-1						2150090	神奈川県リーガルマインド	子育て支援総合施設設置特区	幼稚園の一学級あたりの定員の緩和	
	0802900	幼稚園の職員の配置基準(幼児35人以内の1学級につき教諭1名を置く)は最低基準であり、自治体でそれを上回る基準を策定することは現行制度上可能。	提案者の要望は実現可能と解してよいか。	現行制度上で対応可能である。	D-1						2150100	神奈川県リーガルマインド	子育て支援総合施設設置特区	教員配置規定の緩和	
幼稚園長と保育所長の兼務を行う場合の職員配置基準の弾力化	0801100	配置が必要となる教諭等は、専任であることを要しないため、保育士等と兼務することが現行制度でも可能である。			D-1		D-1				1389020	箱根町		保育園長が幼稚園長を兼務した場合の職員配置事項の見直し	
保育士資格・幼稚園教諭免許の統合	0801140	幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくするための方策を平成15年度中に結論を得て、必要措置を行うこととしている。 なお、全国的な観点から専門性を担保する免許資格制度の在り方については、原則的に特区に限って特例を検討すべき性格のものではない。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討された。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	B-1		C-1	提案者からの意見では、「現在幼稚園と保育所は実状として機能の差が見られなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。両資格を取得しやすくするという対応では抜本的な解決にならない。」とあることから、資格の統一について、具体的に検討し回答された。	両資格はそれぞれの専門性を元に取得を義務付けているものであり、単純に両資格を統一することは全ての幼稚園教諭・保育士に対し一律に両方の資格の取得を義務付けることとなり、特区制度の趣旨にはそぐわない。 このため、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得て、必要措置を行うこととしている。(B-1)	B-1	1081010	丸岡町	子育て特区	幼稚園と保育所の融合、同一運営主体の確立	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0800100	幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。 なお、全国的な観点から専門性を担保する免許資格制度の在り方については、原則的に特区に限って特例を検討すべき性格のものではない。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討されたい。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要な措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針： http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	B - 1						1137040	北海道東川町	幼保一元化特区	幼保合築施設における幼稚園教諭、保育所保育士資格の経過的特例措置
	0800560	幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。 なお、全国的な観点から専門性を担保する免許資格制度の在り方については、原則的に特区に限って特例を検討すべき性格のものではない。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討されたい。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要な措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針： http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	B - 1					1284020	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	「幼稚園教諭」と「保育士」の資格の一元化	
	0801860	幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。 なお、全国的な観点から専門性を担保する免許資格制度の在り方については、原則的に特区に限って特例を検討すべき性格のものではない。	提案は、幼稚園教諭と保育士資格の資格を統一した新たな資格の枠組みをつくることであり、これについて検討し回答されたい。	幼稚園と保育所の制度に関する考え方は1137030についての回答の通りである。 資格の在り方については、全国的に幼稚園教諭と保育士資格保有者の両者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。	B - 1						1061030	奈良県香芝市	幼稚園保育所一元化の推進	幼稚園の教職員配置基準の緩和
	0801900	幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。 なお、全国的な観点から専門性を担保する免許資格制度の在り方については、原則的に特区に限って特例を検討すべき性格のものではない。	提案は、幼稚園教諭と保育士資格いずれの所有であっても幼稚園・保育所での教育・保育を可能にするものであり、これについて検討し回答されたい。	幼稚園と保育所の制度に関する考え方は1137030についての回答の通りである。 資格の在り方については、全国的に幼稚園教諭と保育士資格保有者の両者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。	B - 1						1270040	鳥取県松江市	幼保一元化特区	幼保一元化の推進のための特例
幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)の取得の容易化	0802880	幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免許)を取得しやすくなるための方策を平成15年度中に結論を得て、必要な措置を行うこととしている。 なお、全国的な観点から専門性を担保する免許資格制度の在り方については、原則的に特区に限って特例を検討すべき性格のものではない。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討されたい。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要な措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針： http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	B - 1		B - 1				2150040	東京都リーガルマインド	子育て支援総合施設設置特区	校種ごとの教職員免許取得要件を緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」 の見直し	「措置の内容」 の見直し	措置の分類 (再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」 の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
幼稚園と保育所の 合同保育の推進	0800190	特区において、幼稚園の学級定員内において保育所児等との合同保育を可能とする特例を措置済みである。 (幼稚園設置基準の特例として、幼稚園教諭が保育士等を兼務することができるようにする)	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討された。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数: 171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集: http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D - 2		D - 2				1244010	宮城県東和町	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	1. 保育所、幼稚園児合同クラスを一人の担任での保育を可能とすること。
	0801490	特区において、第1次特区提案を踏まえた特例措置により、幼稚園の学級定員内において保育所児等との合同保育を可能としたところである。 (幼稚園設置基準の特例として、幼稚園教諭が保育士等を兼務することができるようにする)	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討された。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数: 171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集: http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D - 2						1406030	掛川市	保育一元・幼保一元特区	幼稚園及び保育園の保育の共同保育・混合保育化
	0800090	特区において、幼稚園の学級定員内において保育所児等との合同保育を可能とする特例を措置済みである。 (幼稚園設置基準の特例として、幼稚園教諭が保育士等を兼務することができるようにする)	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討された。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。(2)。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。(3)。 また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う(4)。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける(1)。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数: 171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集: http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D - 2						1137030	北海道東川町	幼保一元化特区	幼保合築施設における幼稚園教諭、保育所保育士の配置基準の緩和
	0801090	特区第1次提案を踏まえた特例措置として、幼稚園の学級定員内において保育所児等との合同保育を可能としたところである。 (幼稚園設置基準の特例として、幼稚園教諭が保育士等を兼務することができるようにする)			D - 2						1389010	箱根町	児童福祉施設最低基準と幼稚園設置基準の融合・一本化	
	0800520	地方公共団体からの第1次提案を受け、特区において、幼稚園の学級定員内において保育所児等との合同保育を可能とする特例を設けたところである。 (幼稚園設置基準の特例として、幼稚園教諭が保育士等を兼務することができるようにする) この合同保育を実施する場合は幼稚園児と保育所児等の人数の割合については幼稚園設置基準等でも定めていないため、市が独自に定めることは現行制度で可能である。	合同保育を実施する場合において、何の制限もなく定員を定めることができると解してよい。	学級定員の範囲内であれば、幼稚園児と保育所児等の人数の比率についての制限はない。	D - 2						1322010	習志野市	保育一元化特区	保育一元化を推進するために幼稚園設置基準の緩和
幼稚園と保育所における教育内容の統一	0800550	幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保している。また、それぞれを踏まえた独自の内容で教育・保育を行うことは現行制度上可能である。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討された。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものとする。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数: 171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集: http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D - 2		C - 1	提案者からの意見では、「現在幼稚園と保育所は実状として機能の差が見られなくなっており、両者の融合・一元化が強く求められている。子どもの育成環境が、保護者の就労形態等だけで区分され、一貫した育成方針による養護・教育を受けられないことが問題である。」とあることから、内容の統一について、具体的に検討し回答された。	幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保している。また、それぞれを踏まえた独自の内容で教育・保育を行うことは現行制度上可能である。 例えば、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設において、0歳児から5歳児までの一貫した教育・保育指針を策定することについても現行制度上妨げとなる規制はない。 また、幼稚園の学級定員の範囲内で保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設けることとしているところである。(D - 2)	D - 2	1284010	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の統合

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0801130	幼稚園教育要領と保育所保育指針は内容の整合性を確保している。また、それぞれを踏まえた独自の内容で教育・保育を行うことは現行制度上可能である。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討されたい。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものと考え。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針： http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	D - 2						1081010	丸岡町	子育て特区	幼稚園と保育所の融合、同一運営主体の確立
指導主事による保育所の指導	0801870	「制度の現状」にあるとおり、指導主事が、同一地方公共団体内の保育所を監督する立場の職員を兼務することは可能。(この場合、地公法24条4項の規定により、給与を重複して受けることはできない)					D - 1				1060010	和歌山市教育委員会	幼保一元化特区構想	「幼保一元化に伴う、行政上の権限範囲の緩和」
幼稚園長と保育所長の兼務	0800080	(厚生労働省から回答)	費省は本件について主体的な関与がないものと解して良いか。	本件は、幼稚園長と保育所長を兼務した場合に受けられなくなる保育所長に対する国の補助を兼務した場合にも受けることができるように求めるものであり、厚生労働省の判断すべき問題である。			D - 1				1137020	北海道東川町	幼保一元化特区	幼保合築施設における保育所運営費保育単価における所定の設置基準の特例
	0802870	幼稚園長が保育所長を兼ねることにより、施設管理者を一本化することが現行制度上可能である。									2150030	株式会社リーガルマインド	子育て支援総合施設設置特区	学校管理者設置の要件緩和
現行の幼稚園・保育所制度の再構築	0800590	構造改革特区は特定の規制の特例を設けるものであり、制度そのものの撤廃等を意図するものではない。 幼稚園制度と保育所制度の両方を廃止し、新制度を創設することは困難である。 幼稚園と保育所の在り方については、地方公共団体が地域の実情に応じて一体的に運用できるようにするため、施設の共用化、資格の併有の促進、教育・保育内容の整合性の確保などの取組を実施しているところである。	自治体からの要望は、現行の幼稚園・保育園の枠組みの撤廃・再構築を前提としたものであり、以下の点について抜本的な規制の特例が求められている。 保育所と幼稚園の入所要件の違い 保育所と幼稚園の設置主体の違い 保育所における「施設内調理の原則」といった設置要件の違い 保育士・幼稚園教諭資格の違い 以上を踏まえ、保育所と幼稚園を併設し連携するといった形ではなく、両者を融合させ、同一の運営主体が同一の施設・職員により運営する形で幼保一元化について引き続き検討されたい。	いわゆる「幼保一元化」のイメージは提案自治体によってそれぞれ異なるため、一律に取り扱うのではなく、個別の提案についてどのような形で実現可能か検討すべきものと考え。 設置主体については、同一の設置主体が幼稚園と保育所の両方を設置・運営することが現行制度上可能である。()。 施設・設備については、「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針」(平成10年3月文部科学省・厚生労働省通知)に示されているとおり、同一の施設内で幼稚園と保育所を設置・運営することができる。() また、幼稚園教諭と保育士の資格の併有を促進するための方策を検討し、平成15年度中を目途に結論を得る必要措置を行う()。 さらに、幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受け入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける()。 同一の運営主体が、同一の施設・職員により運営することは可能となっており、幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、地方公共団体の具体的な提案等も踏まえながら、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。 【参考】 ・幼稚園と保育所の共用化施設数：171施設(平成14年5月現在、文部科学省調べ) ・幼稚園と保育所の連携事例集：http://www.i-kosodate.net/jirei/index.html ・幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針： http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youji/gyosei/sisin/sisin.htm	E	C - 1	提案者からの意見では、「抜本的な幼保一元化施設の設定を可能とするための特例要望である。」とあり、現行の幼稚園・保育所の枠組みによらない新たな仕組みの構築について、具体的に検討し回答されたい。			E	1284070	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	保護者の就労形態等だけで子どもの育成環境を区分する現行の「幼稚園」「保育所」制度の撤廃・再構築
幼稚園と保育所の公簿の統一	0800210	指導要録の様式は各設置者等がその様式等を定めるべきものであるため様式を示していない。 このため、指導要録の趣旨を踏まえつつ、保育所の保育児童台帳等と整合性をとった独自の様式を用いることは現行制度上可能である。	提案は、様式の統一ではなく、書くべき内容を統一したいということであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	独自の様式を用いて独自の内容を記載することは現行制度上可能である。	D - 1		D - 1				1244030	宮城県東和町	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	3.幼稚園・保育所の公募を統一可能とすること。
地方交付税交付金と補助金の一本化	0800070	地方交付税に算定されている公立幼稚園に関する経費は一般財源であり用途を限定していない。					F				1137010	北海道東川町	幼保一元化特区	幼保合築施設における幼稚園、保育所の運営にかかる助成の一元化
幼稚園、保育所にかかる補助金	0800200	厚労省にて案を作成					F				1244020	宮城県東和町	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	2.保育所に兄弟入所の場合軽減措置を幼稚園にも適用可能にする特区
	0801120	厚労省にて案を作成									1081010	丸岡町	子育て特区	幼稚園と保育所の融合、同一運営主体の確立
	0801880	借用地に建てる建物についても補助対象から除外されていない。									1060010	和歌山市教育委員会	幼保一元化特区構想	「幼保一元化に伴う、行政上の権限範囲の緩和」
	0801150	厚労省にて案を作成									1081010	丸岡町	子育て特区	幼稚園と保育所の融合、同一運営主体の確立
保育所入所要件の緩和	0800220	厚労省にて案を作成					E				1244040	宮城県東和町	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	4.「保育に欠ける」をはずし入所可能にすること。

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し
幼稚園の目的の特例による、子育て支援施設設置の容認	0802860	学校教育法において、子育て支援総合施設設置を規制している規定はない。					E			
幼稚園入園年齢の撤廃、引き下げ	0800310	真岡市の提案「1277010」への回答と同様	提案は、幼保一元化の推進のために入園年齢制限を撤廃してほしいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	幼稚園教育要領に基づく幼稚園教育の対象年齢をさらに引き下げることについては対応できないが、2歳以下の幼児についても、幼稚園が子育て相談や親子登園、施設開放などの子育て支援活動を実施することにより、家庭や社会のニーズの多様化に答えることが可能である。 なお、幼稚園の入園年齢の規定が幼稚園と保育所の一定の運営を何ら妨げるものではなく、同一の運営主体が、同一の施設・職員により幼稚園と保育所を一体的に運営する施設は既に存在している。文部科学省と厚生労働省で連携をし、引き続き幼稚園と保育所の連携を進めたい。			C - 3			
	0800310	真岡市の提案「1277010」への回答と同様								
	0800310	幼稚園教育の目的は、同年代の幼児との集団生活の中で、主体的な活動である遊びを通して、総合的な指導を行う点にあり、その中で、基本的な生活習慣や社会性を発達段階に応じて身につけていくものである。 少子化や過疎化などにより、幼児が同年齢帯の子どもとともに活動する機会が減少している地域では、幼児が社会性を涵養することが困難となっている。 そのような地域においては、幼児が他の人間との関係を結ぶことができるようになる二歳から三歳の段階から幼稚園に受け入れることで、幼児の社会性の涵養に資すると考え、特別措置を設けることとした。(構造改革特別区域法第11条、基本指針別表1の806) 入園年齢のさらなる引き下げについては、幼児の発達段階上、集団活動を基本とする幼稚園教育の対象とすることは困難であることから、特区においても特別措置の対象とすることは困難と考える。 なお、子育て支援の観点から、未就園児を対象とした施設の開放、親子登園や子育て相談を行うことは現行制度上でも可能である。								
民間企業の幼稚園施設利用	0800900	幼稚園の教育上支障がなく公共のために利用するものであると地方公共団体が判断できれば、企業による保育を幼稚園施設において実施することは現行制度上でも可能である。					D - 1			
幼稚園施設を活用した学童保育	0803290	幼稚園を設置する学校法人が学童保育(放課後児童健全育成事業)を実施することについての規制はないが、幼稚園運営の弾力化をはかり、地域の実情に応じた幼稚園における学童保育の実施を全国レベルで推進することとする。	費省からの回答には、「全国レベルで推進する」とあるが、現在の対応状況如何。 今後は、厚生労働省とも調整の上、幼稚園において放課後児童健全育成事業を適切に実施するための留意点等についての通知の発出等を検討している。	「少子化対策プラスワン」において、幼稚園における放課後児童を受け入れた異年齢交流の促進について記載済み。	B - 1	B - 1	検討内容及び実施時期を明確にされたい。	平成15年度中に通知を发出し、幼稚園における学童保育の実施が可能であることを明確化するとともに、実施上の留意事項等を示す予定。		
校長及び教員の資格要件の緩和	0803600	教員免許を有さない者であっても、校長として任用することができる。また、教員免許を有しない社会人等は、特別免許制度や特別非常勤講師制度により教員となることことができる。					D - 1			
	0801000	特区の第1次提案による特別措置により、市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために都道府県教育委員会が行う教育職員検定の必要書類・手続きについて、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一・簡素化しておくことにより、市町村の提案に対する迅速な対応が可能となるような免許状授与と手続きの簡素化・迅速化を行う。また、特別非常勤講師については届出のみで足りる。								
教員免許を有しない者の教員としての採用	0803590	教員免許を有しない、優れた知識や経験を有する社会人や外国人等は、特別免許状制度及び特別非常勤講師制度の活用により、教員となることことができる。	提案にあるような必要な代替措置をとることによって、免許を有しない者を教員として採用することについて、具体的に検討し回答されたい。	教員免許制度は、免許状によって教職の専門性を公証しており、当該学校が、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の場合には、各学校種及び各教科の専門性を確保するために、教育職員は相当の教員免許状を有する必要がある。なお、教員免許を有しない者であっても、特別免許状制度及び特別非常勤講師制度等を活用することにより教員となることことができる。	D - 1	C - 1	提案内容は、教員免許を有しない者であっても、地域特性に応じ、英語教員については、例えば海外の教員免許を有する者 要配慮児、不登校児については、福祉等の専門的人材や不登校児教育の実績のある者、について、特区の認定を受けた地方公共団体の判断で、教員として採用することを認めるものである。このような特例をニーズのある場合に都道府県の教育委員会による資格授与によらずとも認めるべきではないかという内容であり、具体的に検討し回答されたい。	教員免許制度は、教育水準の確保のため、教育職員の学校種等に応じた専門性を公証する制度であり、特区において特色ある教育を行う場合であっても、それが学校教育法上の学校として教育活動を行うのであれば、教員の資質能力を担保する観点から、教員免許制度によることが必要である。御指摘の場合のように、教員免許を有しない優れた適切な人材を活用することについては、特別免許状や特別非常勤講師など現行制度の活用により十分対応可能である。	D - 1 (提案の内容は、現行制度を活用することにより対応可能と考えている。)	
	0804280	教員免許を有さない者であっても、校長として任用することができる。また、教員免許を有しない社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度により教員となることことができる。	提案は、管理運営主体の長が適切と認め且つ教育委員会を含めた理事会の審査と許可を得た者を教育職員として充てられるものとするというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	教員免許制度は、免許状によって教職の専門性を公証しており、当該学校が、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の場合には、各学校種及び各教科の専門性を確保するために、教育職員は相当の教員免許状を有する必要がある。なお、教員免許を有しない者であっても、特別免許状制度及び特別非常勤講師制度等を活用することにより教員となることことができる。	D - 1					
	0802790	教員免許を有さない者であっても、校長として任用することができる。また、教員免許を有しない社会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度により教員となることことができる。				D - 1				

提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
2150020	㈱東京リーガルマインド	子育て支援総合施設設置特区	学校教育法規定の幼稚園の規定を拡充
1023010	埼玉県北本市	幼児教育特区	幼保一元化の推進のための特例(幼稚園入園年齢制限の撤廃)
1061010	奈良県香芝市	幼稚園保育所一元化の推進	幼稚園の入園資格の年齢制限の撤廃
1277010	真岡市	教育特区	幼稚園入園に関する年齢制限の緩和
1202060	足立区	生活創造特区(教育・雇用分野)	民間企業が幼稚園における預かり保育を行う際の施設使用の特例
2059010	学校法人初音丘学園	学童保育モデル幼稚園	幼稚園施設を活用した学童保育
2112070	NPO法人京都教育文化研究所	教育改革特区	校長及び教員の資格要件の緩和
1324170	横浜市	京浜臨海部再生特区	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校への民間人教員の採用
2112060	NPO法人京都教育文化研究所	教育改革特区	教育職員は、教育職員免許法上の各担当の免許状を有する者でなければならない規定の緩和
2063020	特定非営利活動法人IWC/IAIC国際市民の会	教育特区	教育職員は、教員免許による免許状を有する者に限定しない。
2152070	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	教員資格の適用除外について

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0802800	教員免許状を有しない、優れた知識や経験を有する 社会人や外国人等は、特別免許状制度及び特別非常 勤講師制度の活用により、教員となることができ る。	提案は、学校法人でない学校を前提とした場合は免許制度によ らない教員を採用したいというものであり、これについて具体的 に検討し回答されたい。	当該学校が、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の場合 には、各学校種及び各教科に応じた専門性を確保するために、教育職員は相当する教 員免許状を有することが必要である。なお、教員免許状を有しない者であっても、特別免 許状制度及び特別非常勤講師制度等を活用することにより教員となることができる。	D - 1						2152080	(株)東 京リーガ ルマイン ド	ビジネス・ハ イスケール設 置特区	教育職員免許状制度 の適用除外について
	0803060	教員免許状を有しない、優れた知識や経験を有する 社会人や外国人等は、特別免許状制度及び特別非常 勤講師制度の活用により、教員となることができ る。	提案は、新しいタイプの学校においては、免許制度を適用しな いというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	当該学校が、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の場合 には、各学校種及び各教科に応じた専門性を確保するために、教育職員は相当する教 員免許状を有することが必要である。なお、教員免許状を有しない者であっても、特別免 許状制度及び特別非常勤講師制度等を活用することにより教員となることができる。	D - 1						2079030	厚木ゼミ ナール	教育特区 「自然科学体 験を活用した 小・中一貫校 の設置・運 営」	自然科学、社会体験 学習を中心に据えた 新しいタイプの小中 学校の運営に対する 一部規制の適用を除 外
	0803230	教員免許状を有しない、優れた知識や経験を有する 社会人や外国人等は、特別免許状制度及び特別非常 勤講師制度の活用により、教員となることができ る。	提案は、新しいタイプの学校においては、免許制度を適用しな いというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	当該学校が、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の場合 には、各学校種及び各教科に応じた専門性を確保するために、教育職員は相当する教 員免許状を有することが必要である。なお、教員免許状を有しない者であっても、特別免 許状制度及び特別非常勤講師制度等を活用することにより教員となることができる。	D - 1						2081030	武蔵丘学 院	教育特区 「自然科学・ 社会体験教育 を重点に据え た小・中一貫 校設置・運 営」	自然科学、社会体験 学習を中心に据えた 新しいタイプの小中 学校の運営に対する 一部規制の適用を除 外
	0803460	教員免許状を有しない、優れた知識や経験を有する 社会人や外国人等は、特別免許状制度及び特別非常 勤講師制度の活用により、教員となることができ る。	提案は、新しいタイプの学校においては、免許制度を適用しな いというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	当該学校が、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の場合 には、各学校種及び各教科に応じた専門性を確保するために、教育職員は相当する教 員免許状を有することが必要である。なお、教員免許状を有しない者であっても、特別免 許状制度及び特別非常勤講師制度等を活用することにより教員となることができる。	D - 1						2045040	NPO法人ラ イナスの 会	要配慮時及び 不登校児童生 徒の学校特区	教育職員の教育職員 免許状上の各相当 の免許状を有する者 でなければならない規 定の緩和
	0804230	教員免許状を有さない者であっても、校長として任 用することができる。また、教員免許を有しない社 会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度 により教員となることができる。	提案は、教員資格認定に際しては、特区法により認定された地 方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする し、現行の免許制度を適用しないというものであり、これにつ いて具体的に検討し回答されたい。	教員免許制度は、免許状によって教職の専門性を公証しており、当該学校が、学校教 育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の場合には、各学校種及び 各教科の専門性を確保するために、教育職員は相当の教員免許状を有する必要がある。 なお、教員免許状を有しない者であっても、特別免許状制度及び特別非常勤講師制 度等を活用することにより教員となることができる。	D - 1						2139280	特定非営 利活動法 人21世紀 教育研究 所	学校法人立 以外の私立学校 特区	校長および教員の資 格要件の緩和
	0804240	教員免許状を有さない者であっても、校長として任 用することができる。また、教員免許を有しない社 会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度 により教員となることができる。	提案は、教員資格認定に際しては、特区法により認定された地 方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする し、現行の免許制度を適用しないというものであり、これにつ いて具体的に検討し回答されたい。	教員免許制度は、免許状によって教職の専門性を公証しており、当該学校が、学校教 育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の場合には、各学校種及び 各教科の専門性を確保するために、教育職員は相当の教員免許状を有する必要がある。 なお、教員免許状を有しない者であっても、特別免許状制度及び特別非常勤講師制 度等を活用することにより教員となることができる。	D - 1						2139290	特定非営 利活動法 人21世紀 教育研究 所	学校法人立 以外の私立学校 特区	校長および教員の資 格要件の緩和
	0804250	教員免許状を有さない者であっても、校長として任 用することができる。また、教員免許を有しない社 会人等は、特別免許状制度や特別非常勤講師制度 により教員となることができる。	提案は、教員資格認定に際しては、特区法により認定された地 方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする し、現行の免許制度を適用しないというものであり、これにつ いて具体的に検討し回答されたい。	教員免許制度は、免許状によって教職の専門性を公証しており、当該学校が、学校教 育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の場合には、各学校種及び 各教科の専門性を確保するために、教育職員は相当の教員免許状を有する必要がある。 なお、教員免許状を有しない者であっても、特別免許状制度及び特別非常勤講師制 度等を活用することにより教員となることができる。	D - 1						2139300	特定非営 利活動法 人21世紀 教育研究 所	学校法人立 以外の私立学校 特区	校長および教員の資 格要件の緩和
	0803150	教員免許状を有しない、優れた知識や経験を有する 社会人や外国人等は、特別免許状制度及び特別非常 勤講師制度の活用により、教員となることができ る。	提案は、新しいタイプの学校においては、免許制度を適用しな いというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	当該学校が、学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の場合 には、各学校種及び各教科に応じた専門性を確保するために、教育職員は相当する教 員免許状を有することが必要である。なお、教員免許状を有しない者であっても、特別免 許状制度及び特別非常勤講師制度等を活用することにより教員となることができる。	D - 1						2080030	藤原学園 実験教育 研究所	教育特区 「理科実験体 験教育を重点 をおく小・中 一貫校設置・ 運営」	自然科学、社会体験 学習を中心に据えた 新しいタイプの小中 学校の運営に対する 一部規制の適用を除 外
	0802430	教員免許状を有しない、優れた知識や経験を有する 社会人や外国人等は、特別免許状制度及び特別非常 勤講師制度の活用により、教員となることができ る。			D - 1						2082030	株式会社 秀秀	教育特区	不登校児童生徒対応 の新しいタイプの学 校運営における一部 規制の適用除外
特別免許状の授与 要件の緩和	0804610	教員免許状は一定の能力を公証するものであること から、学校教育の信頼性を確保するためにも、一定 程度の要件は必要である。一方、特別非常勤講師制 度を活用することにより、高等学校を卒業しない者 が教員として授業を行うことは可能である。	貴省の回答には、「一定の要件が必要」とあるが、フリース クール職員としての経験や実績を積んでいることをもって、高 等学校を卒業しない者に特別免許状を授与することは可能では ないが、再度具体的に検討し回答されたい。	特別免許状は、普通免許状と同様に、高等学校を卒業することを必要としている が、フリースクール職員としての経験を積んでいることをもって、高等学校を卒 業した者と同等とすることは適当でないと考ええる。なお、免許状を有しない特別 非常勤講師制度やティーム・ティーチングにより授業を行うことは可能である。		C - 1		提案者からは、「常勤の職員としての採用を求め るものであり、フリースクール職員として10年 以上の経験を持つ者について、その実績を評価 し、高卒資格がなくても特別免許状を授与してほ しい」との意見があり、単に高校卒業というこ とにこだわることなく、教育の実態に合わせて特別 免許状の授与を検討できないか、再度検討し回答 されたい。	教員には、児童生徒に確かな学力を身に付けさ せることができる資質能力を確保する必要があり、 教員免許制度により、教員の学校種等に応 じた専門性を公証している。このため、標準で ある普通免許状(一種)を授与する際の基礎資 格として大学の学部卒が要求されており、高等 学校を卒業しないことは、特別免許状や臨時免 許状も含めて、欠格事由とされている。特区に おいて不登校児童生徒のために特色ある教育を 行うということをもって、この事由に該当する 者を教員とすることは妥当でない。なお、高等 学校を卒業しない者でも、大学入学資格検定に 合格することにより、高卒と同等以上の資格を 有するものと取り扱うことができるなど、提案 の内容は現行制度の活用により十分対応可能で あると考えている。	D - 1 (提案の 内容は、現行 制度を活用 することに より対応可 能と考えて いるから。)	2050040	特定非営 利活動法 人東京 シューレ	NPO法人に よる新しいタ イプの学校設 置特区	特別免許状制度の資 格要件の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
免許状の授与権を 市町村教育委員会 に付与	0804900	教員免許状の授与は、教育職員としての資格を付与することであることから、授与そのもの以外にも、授与原簿の作成、失効・取上げに係る事務や教育職員検定等様々な事務が一体として免許事務を構成しており、免許状の授与はこれらの事務全体に関わるものであり、一部だけを切り離すことができないものであることから、市町村に授与権のみを付与することは適当でないものとする。また、仮にこれらの事務全体を市町村が行うこととした場合には、一元管理されている免許事務を複雑化させるとともに、市町村に必要以上の負担を課することとなる。以上より、免許状の授与権を市町村に付与することについては、免許制度全体の仕組みや市町村の便宜の観点から困難と考えられる。従って、特区の第1次提案による特別措置として、特別免許状の授与の際に市町村の要望に応じた迅速な対応が可能となるような、手続きが簡素化される特別措置を設けたところである。	提案は、都道府県教育委員会にのみ認められている特別免許状の授与権を市町村教育委員会にも付与することであり、この点について具体的に検討し回答されたい。	教員免許状の授与は、教育職員としての資格を付与することであることから、免許状の広域的な通用性を確保するためには、都道府県教育委員会が、責任を持って判断し授与する制度によるのが相当と考えられる。また、授与そのもの以外にも、授与原簿の作成、失効・取上げに係る事務や教育職員検定等様々な事務が一体として免許事務を構成しており、免許状の授与はこれらの事務全体に関わるものであり、一部だけを切り離すことができないものであることから、市町村に授与権のみを付与することは適当でないものとする。したがって、特区の第1次提案による特別措置として、特別免許状の授与の際に市町村の要望に応じた迅速な対応が可能となるような、手続きが簡素化される特別措置を設けたところである。	D - 2		C - 1	提案者からは、「特別免許状の授与・授与原簿の作成、失効・取上げに係る事務や教育職員検定等様々な事務すべての権限を市町村教育委員会に付与することを求めたものであり、一部だけを切り離すものではない」との意見がきているところである。市町村教育委員会が地域の実態にあわせて免許状を授与することについて、再度検討し回答されたい。	教員免許状は、業務独占資格として全国的(特別免許状等は都道府県単位)に通用することが求められる資格であり、広域的な判断が可能で都道府県教育委員会により授与することが適当である。また、現状において、都道府県による免許状の授与については、授与の要件を満たしていれば支障なく行われているものと承知している。仮に免許事務全体を市町村が行うこととした場合、一元管理されている免許事務を複雑化させ、市町村に必要な以上の負担がかかることも、免許制度の運用に係る責任体制が不明確になるおそれがある。なお、教員免許状を有しない優れた適切な人材を採用することについては、特別免許状や特別非常勤講師など現行制度の活用により十分対応可能である。	D - 2 (提案の内容は、第1次提案に対する特別措置により対応可能と考 えているから。)	2177020	構想日本	多様な考え方・方法に基づいた教育を行う公立・中学校特区	現在、都道府県教育委員会にのみ認められている特別免許状の授与権を、市町村教育委員会にも付与することの容認
外国語による教育 職員検定の実施	0805390	教育職員検定の具体的な内容については、都道府県教育委員会の自治事務である。	都道府県教育委員会が、検定試験を英語で行うことも可能と解してよいか。	教育職員検定の具体的な内容や方法については、都道府県教育委員会の判断による。			D - 1				2072080	大阪 チャー ース クール 研究会	発達と学習 通期による タイムリー カリキュ ラムの再 編に応える 幼小一貫 11年制 学校特区	普通教員免許状の授 与要件の緩和
	0804530	教育職員検定の具体的な内容については、都道府県教育委員会の自治事務である。	都道府県教育委員会が、検定試験を英語で行うことも可能と解してよいか。	教育職員検定の具体的な内容や方法については、都道府県教育委員会の判断による。							2054080	特定非 営利活 動法人 京都府 公設民 営学校 センター	京都府公 設民営 学校特区	普通教員免許の授 与要件の緩和
	0805120	教育職員検定の具体的な内容については、都道府県教育委員会の自治事務である。	都道府県教育委員会が、検定試験を英語で行うことも可能と解してよいか。	教育職員検定の具体的な内容や方法については、都道府県教育委員会の判断による。							2122070	神戸 チャー ース クール 研究会	神戸バイ リンガ ルスク ール特 区	普通教員免許状の授 与要件の緩和
	0805210	教育職員検定の具体的な内容については、都道府県教育委員会の自治事務である。	都道府県教育委員会が、検定試験を英語で行うことも可能と解してよいか。	教育職員検定の具体的な内容や方法については、都道府県教育委員会の判断による。							2071080	吹田 チャー ースク 研究会	発達と学習 通期による タイムリー カリキュ ラムの再 編に応える 幼小一貫 11年制 学校特区	普通教員免許状の授 与要件の緩和
	0805630	教育職員検定の具体的な内容については、都道府県教育委員会の自治事務である。	都道府県教育委員会が、検定試験を英語で行うことも可能と解してよいか。	教育職員検定の具体的な内容や方法については、都道府県教育委員会の判断による。							2124080	長野県 公設民 営学校 連合会	長野県公 設民営 学校特区	普通教員免許状の授 与要件の緩和
	0805710	教育職員検定の具体的な内容については、都道府県教育委員会の自治事務である。	都道府県教育委員会が、検定試験を英語で行うことも可能と解してよいか。	教育職員検定の具体的な内容や方法については、都道府県教育委員会の判断による。							2123070	東京 チャー ース クール 研究会	東京バイ リンガ ルスク ール特 区	普通教員免許状の授 与要件の緩和
	0805800	教育職員検定の具体的な内容については、都道府県教育委員会の自治事務である。	都道府県教育委員会が、検定試験を英語で行うことも可能と解してよいか。	教育職員検定の具体的な内容や方法については、都道府県教育委員会の判断による。							2121070	福岡 チャー ース クール 研究会	福岡バイ リンガ ルスク ール特 区	普通教員免許状の授 与要件の緩和
外国人等の教員資 格の緩和	0800370	外国の教員免許状を有する者への日本の教員免許状の授与は教員免許制度上可能である。また、教員免許状を有しない、専門知識を有する外国人等は特別非常勤講師として授業を行うことができる。なお、校長についても、教員免許状を有していなくても任用が可能である。	提案は、外国の教員免許状を有する者が日本の免許状がなくても、日本人教員と同等の扱いとすることを求めるものであり、検討し、回答されたい。	外国の教員免許状を有する者については、国によって学校制度や教員資格制度が異なることから、都道府県教育委員会が判断し、日本における相当の学校種及び教科の免許状が授与されることが必要である。なお、免許状を要しない特別非常勤講師として授業を行うことも可能である。			C - 1	提案者から、「外国人教員が、臨時免許状ではなく普通免許状を受けられるよう付与基準を緩和してほしい」との意見があり、この点について再度検討し回答されたい。	外国の教員免許状を有する者へ日本の教員免許状を授与する場合については、現行制度上臨時免許状だけでなく相当の普通免許状を授与することが可能である。また、現行制度上、臨時免許状を基礎として、普通免許状を取得することは可能である。	D - 1 (提案の内容は、現行 制度を活用 することに より対応可 能と考 えているから。)	1200050	群馬県 太田市	太田外国語 教育特区	教育職員は、教員職 員免許法上の各相当 の免許状を有する者 でなければならぬ 規制の緩和
教員インターン制 度の導入による専 修免許状の取得	0800430	市の教育委員会は、教員養成を行う大学等の位置付けを有してならず、教員養成機関としての指定に馴染まないが、課程認定を有する大学院の修士課程において「教科又は教職に関する科目」としてインターン実習の科目を修得すれば専修免許状の取得が可能である。					D - 1				1048010	川口市	教員インター ン制導入特区	教員インターン制度 の導入による養成段 階からの教員の資質 向上
教員免許状授与手 続きの簡素化	0804560	特区の第1次提案による特別措置により、市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために都道府県教育委員会が行う教育職員検定の必要書類・手続きについて、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより、市町村の提案に対する迅速な対応が可能となるような免許状授与手続きの簡素化・迅速化を行う。					D - 2				2157020	特定非 営利活 動法人 長谷健 顕彰会	(仮称)構造 改革特区 国語つ くりかた 指導研 究開発セ ンター	[教員免許状交付の 簡素化]-国語つ くりかた指導は低 中・高学年ごとの専 門性を必要とするの で、体制の不足がちな ところには随時採用 し補強できるように する効果がある。

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
相当免許状を有し ない者の他校種へ の任用(小・中学 校間)	0800500	教育職員免許法は、各学校種や免許教科に応じた専門性を確保するために、相当する学校や教科の免許状を必要とする原則を採っている。これを踏まえた上で、普通免許状を有する者を採用することができない場合には、教育職員免許法の規定に基づき、都道府県教育委員会の判断により、臨時免許状を授与することが可能であり、臨時免許状を有していれば、相当する学校の教科担任や学級担任となることができる。	要望は中学校免許所有者を小学校学級担任に、小学校免許所有者を中学校教員にそのまま任用できるようにしたいとするものであり、実現可能か、回答されたい。	学校教育の直接の担い手である教育職員の活動は、人間の心身の発達に関わるものであり、幼児・児童・生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす重要な職務であるため、教員免許制度は、免許状を授与することで専門性を保証し、教育職員の資質を保持することとしている。したがって、相当の免許状を有しない者を教科担任や学級担任等に任用することは適当でないが、普通免許状を有する者を採用することができない場合には、教育職員免許法の規定に基づき、都道府県教育委員会の判断により、臨時免許状を授与することが可能であり、臨時免許状を有していれば、相当する学校の教科担任や学級担任となることができる。			C - 1	提案者から、「臨時免許状は、普通免許状を所有する者を採用できない場合に限り授与するものであり、全体的な人事交流を計画的に推進する目的で臨時免許状を授与することは、臨時免許状制度の趣旨を逸脱するおそれがある」との意見があり、臨時免許状によらずに任用することができないか、再度検討し回答されたい。	教員免許制度は、教育水準の確保のため、教育職員の学校種等に応じた専門性を公証する制度であり、相当の免許状を有しない者を教科担任や学級担任等に任用することは適当でないが、教員免許制度全体の趣旨を踏まえた上で、「普通免許状を有する者を採用することができない場合」として都道府県教育委員会が判断した場合には、臨時免許状を授与することが可能である。この場合、例えば、人事上の理由などにより、小中の両免許状を有する者を配置することも含む。)に、都道府県教育委員会の判断により臨時免許状を授与する場合もあり得ると考える。なお、提案者は、実態として、他の都道府県と比べても臨時免許状の授与件数が多く、特に中学校教諭の免許状を有する者が小学校において学級担任ができるようにするため、臨時免許状を授与するケースがあるものと承知しており、ご意見はこうした実態と整合性が取れていないものとする。	D - 1 (提案の内容は、現行制度を活用することにより対応可能と考えているから。)	1269010	千葉県	個性が輝く教育推進特区	相当免許状所有者以外の異校種への任用に関する教育職員免許法の緩和
	0800800	教育職員免許法は、各学校種や免許教科に応じた専門性を確保するために、相当する学校や教科の免許状を必要とする原則を採っている。これを踏まえた上で、普通免許状を有する者を採用することができない場合には、教育職員免許法の規定に基づき、都道府県教育委員会の判断により、臨時免許状を授与することが可能であり、臨時免許状を有していれば、相当する学校の教科担任や学級担任となることができる。	要望は中学校免許所有者を小学校学級教員に、小学校免許所有者を中学校教員にそのまま任用できるようにしたいとするものであり、実現可能か、回答されたい。	学校教育の直接の担い手である教育職員の活動は、人間の心身の発達に関わるものであり、幼児・児童・生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす重要な職務であるため、教員免許制度は、免許状を授与することで専門性を保証し、教育職員の資質を保持することとしている。したがって、相当の免許状を有しない者を教科担任や学級担任等に任用することは適当でないが、普通免許状を有する者を採用することができない場合には、教育職員免許法の規定に基づき、都道府県教育委員会の判断により、臨時免許状を授与することが可能であり、臨時免許状を有していれば、相当する学校の教科担任や学級担任となることができる。							1372010	品川区	小中一貫校	学校教育法等の教育課程等の緩和、教育職員免許法の緩和、学校教育法に定める職員配置の弾力的運用
	0801730	教育職員免許法は、各学校種や免許教科に応じた専門性を確保するために、相当する学校や教科の免許状を必要とする原則を採っている。これを踏まえた上で、普通免許状を有する者を採用することができない場合には、教育職員免許法の規定に基づき、都道府県教育委員会の判断により、臨時免許状を授与することが可能であり、臨時免許状を有していれば、相当する学校の教科担任や学級担任となることができる。	要望は中学校免許所有者を小学校学級教員に、小学校免許所有者を中学校教員にそのまま任用できるようにしたいとするものであり、実現可能か、回答されたい。	学校教育の直接の担い手である教育職員の活動は、人間の心身の発達に関わるものであり、幼児・児童・生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす重要な職務であるため、教員免許制度は、免許状を授与することで専門性を保証し、教育職員の資質を保持することとしている。したがって、相当の免許状を有しない者を教科担任や学級担任等に任用することは適当でないが、普通免許状を有する者を採用することができない場合には、教育職員免許法の規定に基づき、都道府県教育委員会の判断により、臨時免許状を授与することが可能であり、臨時免許状を有していれば、相当する学校の教科担任や学級担任となることができる。							1349010	池田市	教育改革特区	それぞれの校種で所 有しなければなら ない免許状の種類 の弾力化
	0801830	教育職員免許法は、各学校種や免許教科に応じた専門性を確保するために、相当する学校や教科の免許状を必要とする原則を採っている。これを踏まえた上で、普通免許状を有する者を採用することができない場合には、教育職員免許法の規定に基づき、都道府県教育委員会の判断により、臨時免許状を授与することが可能であり、臨時免許状を有していれば、相当する学校の教科担任や学級担任となることができる。	要望は、小学校免許所有者を中学校教員にそのまま任用できるようにしたいとするものであり、実現可能か、回答されたい。	学校教育の直接の担い手である教育職員の活動は、人間の心身の発達に関わるものであり、幼児・児童・生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす重要な職務であるため、教員免許制度は、免許状を授与することで専門性を保証し、教育職員の資質を保持することとしている。したがって、相当の免許状を有しない者を教科担任や学級担任等に任用することは適当でないが、普通免許状を有する者を採用することができない場合には、教育職員免許法の規定に基づき、都道府県教育委員会の判断により、臨時免許状を授与することが可能であり、臨時免許状を有していれば、相当する学校の教科担任や学級担任となることができる。							1304020	奈良県	教育特区(小 中一貫校の設 置)	小学校の免許のみを 有する教員が中学校 の各教科以外の時間 の指導ができる特例
特別非常勤講師による 単独指導	0800460	教員免許状を要しない特別非常勤講師は単独で授業を行うことができる。 なお、教員免許を持たない外国人を教員とすることは特別免許状制度の活用によっても可能である。					D - 1				1069010	朝霞市	英会話早期学習推進特区	1. 学習指導要領の 総則、総合的な学習 の時間の趣旨やねら いの緩和 2. 教育職員免許法 の緩和
特別非常勤講師の 担当可能範囲の拡大 (担任も可とする)	0803850	学校法人設立前の推薦書の提出については、手続き上の問題であり、法律上は、「任命、又は雇用しようとする者」の推薦があればよい。	提案には、特別非常勤講師が担任をもてるようにしたいとあるが、この点について具体的に検討し回答されたい。	「規制の特例措置(再提案理由)」には、「教職員が特別免許状を取得しようとする場合には採用(任命)しようとする者の推薦が必要で、特区制度を利用して新規に学校を作る場合は、学校ができる前に推薦を出すことができないので、それを補うために、最初しばらくの間は、特別非常勤講師が全科の担当と担任をすべきである」となっているが、学校法人設立前の推薦書の提出については、手続き上の問題であり、法律上は、「任命、又は雇用しようとする者」の推薦があればよい。よって、特別免許状の授与に先立って特別非常勤講師制度を活用する必要はない。	D - 1		D - 1				2058030	湘南に新しい公立 学校を創り出す会	公設民営学校 特区	特別非常勤講師の担 当可能範囲の拡大
	0804660	学校法人設立前の推薦書の提出については、手続き上の問題であり、法律上は、「任命、又は雇用しようとする者」の推薦があればよい。	提案には、特別非常勤講師が担任をもてるようにしたいとあるが、この点について具体的に検討し回答されたい。	「規制の特例措置(再提案理由)」には、「教職員が特別免許状を取得しようとする場合には採用(任命)しようとする者の推薦が必要で、特区制度を利用して新規に学校を作る場合は、学校ができる前に推薦を出すことができないので、それを補うために、最初しばらくの間は、特別非常勤講師が全科の担当と担任をすべきである」となっているが、学校法人設立前の推薦書の提出については、手続き上の問題であり、法律上は、「任命、又は雇用しようとする者」の推薦があればよい。よって、特別免許状の授与に先立って特別非常勤講師制度を活用する必要はない。	D - 1						2027030	かがわ夢 の学校を 創り出す 会	公設民営学校 特区	特別非常勤講師の担 当可能範囲の拡大
	0804870	学校法人設立前の推薦書の提出については、手続き上の問題であり、法律上は、「任命、又は雇用しようとする者」の推薦があればよい。	提案には、特別非常勤講師が担任をもてるようにしたいとあるが、この点について具体的に検討し回答されたい。	「規制の特例措置(再提案理由)」には、「教職員が特別免許状を取得しようとする場合には採用(任命)しようとする者の推薦が必要で、特区制度を利用して新規に学校を作る場合は、学校ができる前に推薦を出すことができないので、それを補うために、最初しばらくの間は、特別非常勤講師が全科の担当と担任をすべきである」となっているが、学校法人設立前の推薦書の提出については、手続き上の問題であり、法律上は、「任命、又は雇用しようとする者」の推薦があればよい。よって、特別免許状の授与に先立って特別非常勤講師制度を活用する必要はない。	D - 1						2087080	横浜に シュータイ ナー学園 をつくる 会	NPO法人学校 特区	特別非常勤講師の担 当可能範囲の拡大
学校法人設立準備 時点での特別免許 状の申請	0803490	学校法人設立前の推薦書の提出については、手続き上の問題であり、法律上は、「任命、又は雇用しようとする者」の推薦があればよい。	提案にあるように、「学校法人を設立準備中のものは、当該都道府県知事より設置計画概要書の承認通知を受けた時点より特別免許状の推薦書」となると解してよいが、	特別免許状を授与する際の、任命又は雇用しようとする者からの推薦について、当該学校に任命又は雇用しようとすることを確認する具体的方法・手続きについては、基本的には免許状授与権者である都道府県教育委員会の判断によることとなるが、設置計画概要書への承認通知を受領した時点での推薦は可能と解する。			D - 1				2024010	NPO法 人東京賢 治の学校	教育改革特区 「新しいタイ プの学校の創 設」	学校法人を設立し ようとする者は、設立 準備時点で特別免許 状の申請が行なえ るように措置する
特別免許状の有効 期間の特例	0804620	平成14年の免許法改正により、特別免許状の有効期間がなくなり、終身有効となっている。					E				2050050	特定非営 利活動法 人東京 シューレ	NPO法人に よる新しいタイ プの学校設 置特区	特別免許状制度の効 力期間の特例

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
県費教職員の任命権の一部を市町村に移譲	0800490	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、事務処理特例条例により、市町村が県費負担教職員の任命権の一部を処理することは可能。構造改革特別区域法第13条により、県費負担教職員に加えて、構造改革特区において市町村が教職員の給与を担いし任用することは既に可能となっている。(平成15年4月1日より施行)	任命権の一部処理とは何か、提案にある要望の県費負担教職員の兼任発令は可能かどうか、回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、都道府県が事務処理特例条例を定めることにより、都道府県が有している県費負担教職員の任命権の一部を市町村が処理することは可能であり、市町村において県費負担教職員の兼任発令を行うことも可能である。			D - 1				1021010	埼玉県宮代町	小中学校教諭の任用弾力化構想	県費教職員の任用制度に関する規制の緩和
	0800860	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、事務処理特例条例により市町村(特別区を含む)が県費負担教職員の任命権の一部を処理することは可能。	任命権の一部処理とは何か、提案にある要望の県費負担教職員の兼任発令は可能かどうか、回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、都道府県が事務処理特例条例を定めることにより、都道府県が有している県費負担教職員の任命権の一部を市町村が処理することは可能であり、市町村(特別区を含む)において県費負担教職員の兼任発令を行うことも可能である。							1395020	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	県費負担教職員の任命権を市町村教育委員会に付与
	0801320	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、事務処理特例条例により中核市が県費負担教職員の任命権の一部を処理することは可能。	任命権の一部処理とは何か、提案にある要望の県費負担教職員の兼任発令は可能かどうか、回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、都道府県が事務処理特例条例を定めることにより、都道府県が有している県費負担教職員の任命権の一部を中核市が処理することは可能であり、中核市において県費負担教職員の兼任発令を行うことも可能である。								1336010	長野市	県費負担教職員中核市特区
県立高等学校英語教諭に外国籍を持つ者を採用	0800160	外国人であっても、教諭の代わりに常勤講師として任用することが可能である。なお、常勤講師は、授業の実施など児童・生徒に対する教育指導面においては教諭とほぼ同等の役割を担うものと考えられ、学級担任や教科の担任となることも可能である。	提案は、県立高等学校英語教諭として、校長が行う校務の運営に参画することにより、公の意思の形成への参画をすることを認めること、常勤講師として採用したいとするものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、公立学校の教諭については、校長が行う校務の運営に参画することにより公の意思の形成への参画に携わることができること、公の意思の形成への参画に携わることから、「公務員に関する当然の法理」の適用があり、外国人を任用することはできないこととされている。このことは、公務員制度一般の問題であり、特区のように特定の地域に限り例外を認めることにはなじまない。			C - 1	他の制度、例えば国立研究所においては、所長以外は外国人の任用が認められているところであり、貴省の主張するような「公務員に関する当然の法理」は、公立学校の教諭についても適用されないと考える。再度検討し回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、公立学校の教諭については、校長が行う校務の運営に参画することにより公の意思の形成への参画に携わることができることと認められることから、「公務員に関する当然の法理」の適用があり、外国人を任用することはできないこととされている。このことは、昭和三十八年三月十一日付け提出質問第13号「外国人の公立小・中・高等学校教員任用に関する質問主意書」に対する政府の答弁書(昭和五十八年四月十一日付け内閣府答復第九八第一三三号)において以下のように示されている。「政府は、従来から、公務員に関する当然の法理として公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解している。公立の小学校、中学校及び高等学校(以下「公立小学校等」という。)の教諭については、校長が行う校務の運営に参画することにより公の意思の形成への参画に携わることができることと認められ、右の法理の適用があると考えている。		1240010	宮城県	教育特区(スーパーイングリッシュティーチャー特区)	「県立高等学校英語教諭に外国籍を持つ者を採用」
義務標準法第7条第2項に基づき加配される教員について、協力による指導、少人数の指導、中学校選択教科以外にも、学校長の裁量で工夫できるようにする	0800420	加配教員について加配の目的外に使用することは、本来であれば加配の対象になっていない目的に対して加配を行うこととなり、国による新たな財政措置を求めらるるため、特区制度の対象とならない。					F				1047010	川口市	教職員定数の弾力的運用と特区	県費負担教職員の定数の換算に関する市教育委員会及び学校の裁量権拡大
市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用の制度化	0801760	構造改革特別区域法第13条により、県費負担教職員に加えて、構造改革特区において市町村が教職員の給与を担いし任用することはすでに可能となっている(平成15年4月1日より施行)。					D - 2				1349040	池田市	教育改革特区	市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用の制度化
	0801770	構造改革特別区域法第13条により、構造改革特区において市町村が教職員の給与を担いし任用することは可能(平成15年4月1日より施行)であり、その場合、当該市町村費負担教職員の定数は市町村の条例によって定められる。									1349050	池田市	教育改革特区	教職員定数の弾力化
	0804570	構造改革特別区域法第13条により、県費負担教職員に加えて、構造改革特区において市町村が教職員の給与を担いし任用することはすでに可能となっている(平成15年4月1日より施行)。									2157030	特定非営利活動法人長谷健顕彰会	(仮称)構造改革特区開講つづりかた指導研究開発センター	「市負担の教員任用の制度化」-自治体独自の判断により地域の特性に応じた教員の任用を可能にすることにより目的を達成できる。
職員組織等の諸規制の撤廃	0803090	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能。また、特別の事情があるときは、教頭又は事務職員を置かないことも可能。	提案は、学校教育法28条を適用しないというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、学校教育法28条等では、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能である。また、特別の事情があるときは、教頭又は事務職員を置かないこと、教諭に代えて助教諭又は講師を置くこと、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことも可能であるなど、柔軟な職員配置が可能となるところである。なお、学校である以上、校長、教諭(又は助教諭・講師)、養護教諭(又は養護助教諭)は、最低限、当然置かれるべきであり、学校教育法28条等そのものを適用除外とすることは認められない。	D - 1		C - 1			D - 1	2079030	厚木ゼミナール	教育特区「自然科学体験を活用した新しいタイプの小・中一貫校の設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外
	0803180	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能。また、特別の事情があるときは、教頭又は事務職員を置かないことも可能。	提案は、学校教育法28条を適用しないというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、学校教育法28条等では、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能である。また、特別の事情があるときは、教頭又は事務職員を置かないこと、教諭に代えて助教諭又は講師を置くこと、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことも可能であるなど、柔軟な職員配置が可能となるところである。なお、学校である以上、校長、教諭(又は助教諭・講師)、養護教諭(又は養護助教諭)は、最低限、当然置かれるべきであり、学校教育法28条等そのものを適用除外とすることは認められない。	D - 1						2080030	藤原学園実験教育研究所	教育特区「理科実験体験教育を重点におく小・中一貫校設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外
	0803260	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能。また、特別の事情があるときは、教頭又は事務職員を置かないことも可能。	提案は、学校教育法28条を適用しないというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、学校教育法28条等では、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能である。また、特別の事情があるときは、教頭又は事務職員を置かないこと、教諭に代えて助教諭又は講師を置くこと、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことも可能であるなど、柔軟な職員配置が可能となるところである。なお、学校である以上、校長、教諭(又は助教諭・講師)、養護教諭(又は養護助教諭)は、最低限、当然置かれるべきであり、学校教育法28条等そのものを適用除外とすることは認められない。	D - 1						2081030	武蔵丘学院	教育特区「自然科学・社会体験教育を重点に据えた小・中一貫校設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0804180	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員以外の職員を小学校に置くことが可能。	提案は、特区に認定された地方自治体の長の認可にもとづき、別途教員配置の認定基準を定める特例を認めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、学校教育法28条では、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能である。また、特別の事情があるときは、教頭又は事務職員を置かないこと、教諭に代えて助教諭又は講師を置くこと、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことも可能であるなど、柔軟な職員配置が可能となっているところである。 なお、学校である以上、校長、教諭(又は助教諭・講師)、養護教諭(又は養護助教諭)は、最低限、当然置かれるべきであり、学校教育法28条そのものを適用除外とすることは認められない。	D - 1						2139230	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	教員の配置基準の弾力化
	0804190	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員以外の職員を中学校に置くことが可能。	提案は、特区に認定された地方自治体の長の認可にもとづき、別途教員配置の認定基準を定める特例を認めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、学校教育法40条では、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を中学校に置くことが可能である。また、特別の事情があるときは、教頭又は事務職員を置かないこと、教諭に代えて助教諭又は講師を置くこと、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことも可能であるなど、柔軟な職員配置が可能となっているところである。 なお、学校である以上、校長、教諭(又は助教諭・講師)、養護教諭(又は養護助教諭)は、最低限、当然置かれるべきであり、学校教育法40条そのものを適用除外とすることは認められない。	D - 1						2139240	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	教員の配置基準の弾力化
	0804200	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、事務職員以外の職員を高等学校に置くことが可能。	提案は、特区に認定された地方自治体の長の認可にもとづき、別途教員配置の認定基準を定める特例を認めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、学校教育法50条では、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を高等学校に置くことが可能である。また、特別の事情があるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことも可能であるなど、柔軟な職員配置が可能となっているところである。 なお、学校である以上、校長、教諭(又は助教諭・講師)等は、最低限、当然置かれるべきであり、学校教育法40条そのものを適用除外とすることは認められない。	D - 1						2139250	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	教員の配置基準の弾力化
	0804210	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、事務職員以外の職員を中等教育学校に置くことが可能。	提案は、特区に認定された地方自治体の長の認可にもとづき、別途教員配置の認定基準を定める特例を認めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、学校教育法51条の8では、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員等以外の職員を中等教育学校に置くことが可能である。また、特別の事情があるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことも可能であるなど、柔軟な職員配置が可能となっているところである。 なお、学校である以上、校長、教諭(又は助教諭・講師)等は、最低限、当然置かれるべきであり、学校教育法51条の8そのものを適用除外とすることは認められない。	D - 1						2139260	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	教員の配置基準の弾力化
学校への学校カウンセラーや看護士の配置	0804540	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能。					D - 1				2054090	特定非営利活動法人京都力ウンセリングセンター	京都府公設民営学校特区	「校長、教頭、教諭、その他の職員」
	0804810	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能。									2176080	こんな学校にしたい会	浦安にチャータースクールを創ろう	「校長、教頭、教諭、その他の職員」
	0805220	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能。									2071090	吹田チャータースクール研究会	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	「校長、教頭、教諭、その他の職員」の拡大
	0805400	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能。									2072090	大阪チャータースクール研究会	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	「校長、教頭、教諭、その他の職員」の拡大
	0805640	「制度の現状」にあるとおり、現行制度でも、校長、教頭、教諭、事務職員等以外の職員を小学校等に置くことが可能。									2124090	長野県公設民営学校連合会	長野県公設民営学校特区	校長、教頭、教諭、その他の職員の拡大
教育公務員の兼業許可の基準の緩和	0804260	「制度の現状」にあるとおり、教育公務員が兼職・兼業を行うことは、教育公務員特例法21条1項又は地方公務員法38条1項により可能である。	提案は、新しいタイプの学校において、特区に認定された自治体の長の認可にもとづき、学校事業者による私立学校の教員の職を兼ねることができるものとするものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「制度の現状」にあるとおり、地方公務員法38条1項に基づき、任命権者(県費負担教職員については市町村教育委員会)が許可すれば、私立学校の教員の職を兼ねることは可能である。また私立学校の教員の職は、教育公務員特例法21条1項に規定する「教育に關する他の事業若しくは事務」に該当すると解されることから、同条に基づき私立学校の教員の職を兼ねることも可能である。 なお、仮にその態様が、実質的に私立学校における教員の人員費の肩代わりを図るものである場合は、不適切なものである。			D - 1				2139310	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	教育公務員の兼業許可の基準の緩和
教育公務員の研修許可の基準の緩和	0804270	「制度の概要」にあるとおり、教員の研修は、任命権者により行うこととされており、研修の具体的な実施方法については、任命権者の判断による(国としての基準はない)。なお、仮に当該研修の態様が、実質的に私立学校等における教員の人員費の肩代わりを図るものである場合には、不適切なものである。	基準について、任命権者の判断によらず、特区認定の自治体の長の認定にもとづき、独自の定量的な指標を定め、その遵守義務を課すことにより、教育委員会の判断とは別途定めることは可能か、具体的に検討し回答されたい。	県費負担教職員の研修は、研修先、実施時期などの研修の具体的な実施方法については、その判断基準の内容も含め任命権者の自治事務であり、任命権者の判断による必要がある。			C - 1			E (提案の内容は、任命権者の判断による事項であり、国に対する要望としては事実認識であるから。)	2139320	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	教育公務員の研修許可の基準の緩和
	0805480	「制度の概要」にあるとおり、教員の研修は、任命権者により行うこととされており、研修の具体的な実施方法については、任命権者の判断による(国としての基準はない)。なお、仮に当該研修の態様が、実質的に私立学校等における教員の人員費の肩代わりを図るものである場合には、不適切なものである。									2012080	大阪に新しい学校を創る会	多様性教育特区	教育公務員の長期研修の容認

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0805050	「制度の概要」にあるとおり、教員の研修は、任命権者により行うこととされており、研修の具体的な実施方法については、任命権者の判断による(国としての基準はない)。なお、仮に当該研修の態様が、実質的に私立学校等における教員の人員費の肩代わりを図るものである場合には、不適切なものである。(本提案が、仮に公立学校の公設民営を想定しているのであれば、提案事項コード2068040に対する回答を参照されたい。)									2068060	松本子ども・中・高等学校を創る会	軽度発達障害児のための個別教育特区	公立学校教員の研修の特例
外国人児童生徒対応加配教員に対する措置の緩和(正規教員以外も可能とする)	0801500	教員免許状を有しない、優れた知識や経験を有する社会人や外国人等は、特別免許状制度及び特別非常勤講師制度の活用により、教員となることができる。					D - 1				1407010	掛川市	外国人子女教育特区	外国人児童生徒対応加配教員に対する措置(正規教員で対応する)の緩和
小中一貫校について校長を一人とする。	0800810	「制度の現状」にあるとおり、現行制度においても、小学校及び中学校の校長を兼務することは可能。					D - 1				1372010	品川区	小中一貫校	学校教育法等の教育課程等の緩和、教育職員免許法の緩和、学校教育法に定める職員配置の弾力的な運用
道立高等学校に、市町村負担での常勤職員の任命の容認	0800120	「制度の現状」にあるとおり、現行制度においても、都道府県と市町村による一部事務組合立の高等学校を設置することが可能であり、この学校において、市町村が費用負担する教職員を任用することが可能である。	都道府県高等学校で市町村負担により市町村独自の常勤職員の任命を可能としたいとするものであり、これについて検討し回答されたい。	地方自治法上、地方公共団体はその所属する職員の給与等を負担することが原則であり、市町村の費用負担により高等学校に教職員を配置するのであれば、都道府県と市町村による一部事務組合等の高等学校を設置することによることが適切である。なお、その他の方法としては、道立学校に町が任用した教職員を配置することも、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣により可能であり、その際の給与等については同条第3項において派遣先が負担することが原則となる。ただし、市町村の行政目的達成のために公益上の必要が認められる場合にはこれ以外の方法により職員を派遣することも可能であり、道教育委員会と町教育委員会相互の協議により、町が任用した教職員を道立高等学校に派遣し、引き続き給与等を町が負担することも可能である。	D - 1		D - 1				1138010	斜里町	北海道立斜里高等学校総合学科特別総合選択科目群(特別学科系列)の設置	道立高等学校に、市町村負担での常勤職員の任命の容認
養護学校内の看護師免許を有する養護教諭による比較的簡単な医療行為の容認	0801260	現行制度においても実施可能であるが、今後、養護学校内の看護師免許を有する養護教諭等が医師の指示の下で比較的簡単な医療行為を養護学校の校務として行うことができることを明確にする。	今後も、現在認められている範囲のものしか認められないと解してよい。	「医師の指示」を要件とすることについては、厚生労働省の判断事項である。			D - 1				1451020	長野県	医療的ケアを必要とする障害児のための特区	養護学校内の看護師免許を有する養護教諭による比較的簡単な医療行為の容認
小・中学校設置基準の撤廃	0800280	小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために最低限必要な要件を定めたものであり、教員配置についても当規定を踏まえることが必要である。	自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、独自に柔軟な基準を設けることができないか。	小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。	D-1		C - 1				1280010	宇都宮市	不登校児童・生徒対応特区	・学校設置に関する設置基準の緩和 ・教員配置に関する配置基準の緩和
小・中学校設置基準の弾力的運用	0803280	小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえる必要がある。	自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、独自に柔軟な基準を設けることができないか。	小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。			P	貴省からの回答には、「地域の実情に応じて弾力的な運用が可能」とあるが、各提案について実現可能かどうか、具体的に検討し回答されたい。	私立の小中高等学校の設置認可基準については、国が定める小・中・高等学校設置基準に基づき、認可権限を持つ都道府県が定めるものであり、地域の実情に応じた弾力的な運用についても、都道府県に委ねられているところ。	D - 1	2074020	学校法人国際学園	不登校児童・生徒対象の小規模小中一貫校の設置	小規模小中学校設置基準に対する技能教育施設の基準の準用
	0803520	小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえる必要がある。	自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。	D-1			貴省からの回答には、「地域の実情に応じて弾力的な運用が可能」とあるが、各提案について実現可能かどうか、具体的に検討し回答されたい。	学校法人国際学園の提案「2074020」に対する回答と同様。		2024040	NPO法人東京興治の学校	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	小規模の学校を設置する際、校地、校舎の基準面積の緩和
	0803570	小学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえることが必要である。	自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	小学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。				貴省からの回答には、「地域の実情に応じて弾力的な運用が可能」とあるが、各提案について実現可能かどうか、具体的に検討し回答されたい。	学校法人国際学園の提案「2074020」に対する回答と同様。		2112040	NPO法人京都教育文化研究所	教育改革特区	小学校設置基準の緩和(校舎・運動場の面積)
	0803690	小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえることが必要である。	自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。				貴省からの回答には、「地域の実情に応じて弾力的な運用が可能」とあるが、各提案について実現可能かどうか、具体的に検討し回答されたい。	学校法人国際学園の提案「2074020」に対する回答と同様。		2173010	NPO法人東京シユアージュレ	NPO法人教育施設私立学校化特区	特定の種類の学校を設置する際の校地校舎の自己所有要件の緩和(不登校児童生徒を対象とする学校)
	0803700	小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえることが必要である。	自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。				貴省からの回答には、「地域の実情に応じて弾力的な運用が可能」とあるが、各提案について実現可能かどうか、具体的に検討し回答されたい。	学校法人国際学園の提案「2074020」に対する回答と同様。		2173020	NPO法人東京シユアージュレ	NPO法人教育施設私立学校化特区	特定の種類の学校を設置する際の校地校舎の自己所有要件の緩和(不登校児童生徒を対象とする学校)
	0804590	小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえる必要がある。	自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。				貴省からの回答には、「地域の実情に応じて弾力的な運用が可能」とあるが、各提案について実現可能かどうか、具体的に検討し回答されたい。	学校法人国際学園の提案「2074020」に対する回答と同様。		2050020	特定非営利活動法人東京シユアージュレ	NPO法人による新しいタイプの学校設置特区	運動場・体育館の保有要件の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0804600	小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。 但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえる必要がある。	自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。				費省からの回答には、「地域の実情に応じて弾力的な運用が可能」とあるが、各提案について実現可能かどうか、具体的に検討し回答されたい。	学校法人国際学園の提案「2074020」に対する回答と同様。		2050030	特定非営利活動法人東京シュール	NPO法人による新しいタイプの学校設置特区	校舎面積の特例
	0805230	小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。 但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえる必要がある。	自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。				費省からの回答には、「地域の実情に応じて弾力的な運用が可能」とあるが、各提案について実現可能かどうか、具体的に検討し回答されたい。	学校法人国際学園の提案「2074020」に対する回答と同様。		2060020	全国ろう児をもつ親の会		学校の設備要件の緩和
	0802420	小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。 但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえる必要がある。	自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。				費省からの回答には、「地域の実情に応じて弾力的な運用が可能」とあるが、各提案について実現可能かどうか、具体的に検討し回答されたい。	学校法人国際学園の提案「2074020」に対する回答と同様。		2082030	株式会社秀学	教育特区	不登校児童生徒対応の新しいタイプの学校運営における一部規制の摘要除外
	0803580	中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。 但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえることが必要である。	自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。				費省からの回答には、「地域の実情に応じて弾力的な運用が可能」とあるが、各提案について実現可能かどうか、具体的に検討し回答されたい。	学校法人国際学園の提案「2074020」に対する回答と同様。		2112050	NPO法人京都教育文化研究所	教育改革特区	中学校設置基準の特例(校舎・運動場の面積)
高等学校設置基準の弾力化	0800360	高等学校設置基準について、平成15年度中に省令改正を行う。 なお、小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。 但し、小・中設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために最低限必要な要件を定めたものであり、これを踏まえることが必要。	高等学校設置基準の改正内容について、具体的に示されたい。 自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	高等学校設置基準の具体的な改正内容については、今後検討。 小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。	C B-1		B - 1	高等学校設置基準の具体的な改正内容について、検討状況を具体的に示されたい。なお、費省は各提案について「B-1」と明記されているが、この改正内容で要望は実現されると言えるのか回答されたい。	高等学校設置基準の改正については、平成15年度中に、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とする方向で、校地、校舎、設備等の基準を弾力化する予定。 なお、私立の小中高等学校の設置認可基準については、国が定める小・中・高等学校設置基準に基づき、認可権限を持つ都道府県が定めるものであり、地域の実情に応じた弾力的な運用についても、都道府県に委ねられているところ。		1200040	群馬県太田市	太田外国語教育特区	小・中・高等学校設置基準(設備内容)の緩和
	0802780	高等学校設置基準について、平成15年度中に省令改正を行う。	高等学校設置基準の改正内容について、具体的に示されたい。 自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	高等学校設置基準の具体的な改正内容については、今後検討。	C B-1		B - 1	高等学校設置基準の具体的な改正内容について、検討状況を具体的に示されたい。なお、費省は各提案について「B-1」と明記されているが、この改正内容で要望は実現されると言えるのか回答されたい。	群馬県太田市の提案「1200040」に対する回答と同様。		2152060	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	学校設置基準に関する適用除外について
	0803050	高等学校設置基準について、平成15年度中に省令改正を行う。 なお、小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。 但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえる必要がある。	高等学校設置基準の改正内容について、具体的に示されたい。 自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	高等学校設置基準の具体的な改正内容については、今後検討。 小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。	C B-1		B - 1	高等学校設置基準の具体的な改正内容について、検討状況を具体的に示されたい。なお、費省は各提案について「B-1」と明記されているが、この改正内容で要望は実現されると言えるのか回答されたい。	群馬県太田市の提案「1200040」に対する回答と同様。		2079030	厚木ゼミナール	教育特区「自然科学体験を活用した小・中・一貫校設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用除外
	0803140	高等学校設置基準について、平成15年度中に省令改正を行う。 なお、小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。 但し、小・中設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえる必要がある。	高等学校設置基準の改正内容について、具体的に示されたい。 自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	高等学校設置基準の具体的な改正内容については、今後検討。 小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。	C B-1		B - 1	高等学校設置基準の具体的な改正内容について、検討状況を具体的に示されたい。なお、費省は各提案について「B-1」と明記されているが、この改正内容で要望は実現されると言えるのか回答されたい。	群馬県太田市の提案「1200040」に対する回答と同様。		2080030	藤原学園実験教育研究所	教育特区「理科実験体験教育を重点を置く小・中・一貫校設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用除外
	0803220	高等学校設置基準について、平成15年度中に省令改正を行う。 なお、小・中学校設置基準については、設備や施設等に関する規定について、特別な事情があり、かつ教育上及び安全上支障がない場合は、都道府県の判断で弾力的に運用することが可能となっている。 但し、小・中設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえる必要がある。	高等学校設置基準の改正内容について、具体的に示されたい。 自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができないか。	高等学校設置基準の具体的な改正内容については、今後検討。 小・中学校設置基準については法的拘束力を有するが、地域の実情に応じて弾力的な運用が可能となっている。	C B-1		B - 1	高等学校設置基準の具体的な改正内容について、検討状況を具体的に示されたい。なお、費省は各提案について「B-1」と明記されているが、この改正内容で要望は実現されると言えるのか回答されたい。	群馬県太田市の提案「1200040」に対する回答と同様。		2081030	武蔵丘学院	教育特区「自然科学・社会体験教育を重点に据えた小・中・一貫校設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用除外
	0803340	高等学校設置基準について、平成15年度中に省令改正を行う。	高等学校設置基準の改正内容について、具体的に示されたい。	高等学校設置基準の具体的な改正内容については、今後検討。	C B-1		B - 1	高等学校設置基準の具体的な改正内容について、検討状況を具体的に示されたい。なお、費省は各提案について「B-1」と明記されているが、この改正内容で要望は実現されると言えるのか回答されたい。	群馬県太田市の提案「1200040」に対する回答と同様。		2006010	学校法人有朋学園専修学校東日本高等学院	少人数制高等学校設置のための基準面積緩和特区	全日制高等学校設置に関する校地等面積基準の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0803950	高等学校設置基準について、平成15年度中に省令改正を行う。	高等学校設置基準の改正内容について、具体的に示されたい。自治体が適切な代替措置を講じることにより、地域の実情に応じて、当該基準によらない独自の柔軟な基準を設けることができるか。	高等学校設置基準の具体的な改正内容については、今後検討。	C B→+		B - 1	高等学校設置基準の具体的な改正内容について、検討状況を具体的に示されたい。なお、貴省は各提案について「B-1」と明記されているが、この改正内容で要望は実現されると言えるのか回答されたい。	群馬県太田市の提案「1200040」に対する回答と同様。		2058180	湘南に新しい公立学校を創り出す会	公設民営学校特区	高等学校設置基準の緩和
授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	0800650	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定により、授業料を徴収することは認められていない。	貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内の全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するために、無償とすることを定めているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、保護者の経済的状況によっては就学先が制約され差別を生じることから、憲法の保障する上記権利を侵害するものである。また、授業料を徴収して特色ある教育を施すことは、既に私立学校で行われており、これを自治体が公立学校で行うことは、規制緩和により民業を拡大して経済活性化を図る特区の趣旨にそもそもそぐわない。	D - 1		C - 1	提案者からの意見では、「全国一定水準としてのオンショナル・ミニマムの教育部分は無償化し、それを上回る教育内容を提供する場合に、その上回る部分についてはのみ授業料徴収を可能とすることを提案したものである」とあり、また、学校教育法第4条に規定する「義務教育」の範囲については、これを無償で保証した上で、特別のニーズに応じた教員の確保や教材の提供については「授業料」という名目以外でも徴収可能とも考えられるがどうか。提案者の、公立校においても多様な教育を実施すべきであるとの基本姿勢と照らして回答ありたい。	国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するために、無償とすることを定めているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、保護者の経済的状況によっては就学先が制約され差別を生じることから、憲法の保障する上記権利を侵害するものである。また、授業料を徴収して特色ある教育を施すことは、既に私立学校で行われており、これを自治体が公立学校で行うことは、規制緩和により民業を拡大して経済活性化を図る特区の趣旨にそもそもそぐわない。なお、公立学校における特色ある教育は、地方公共団体の責任の下、各地で行われているところ。	C - 1	1347040	港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大
	0802540	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定により、授業料を徴収することはできない。	貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内の全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能とお答えしているところ。	D - 1					D - 1	2105050	株式会社「ベネコ」	バイリンガル・IT教育特区	株式会社が運営する学校についての学費徴収
	0803610	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定により、授業料を徴収することはできない。	貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内の全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するために、無償とすることを定めているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、保護者の経済的状況によっては就学先が制約され差別を生じることから、憲法の保障する上記権利を侵害するものである。また、授業料を徴収して特色ある教育を施すことは、既に私立学校で行われており、これを自治体が公立学校で行うことは、規制緩和により民業を拡大して経済活性化を図る特区の趣旨にそもそもそぐわない。	D - 1					D - 1	2112080	NPO法人京都教育文化研究所	教育改革特区	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大
	0805130	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定により、授業料を徴収することは認められていない。	貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内の全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するために、無償とすることを定めているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、保護者の経済的状況によっては就学先が制約され差別を生じることから、憲法の保障する上記権利を侵害するものである。また、授業料を徴収して特色ある教育を施すことは、既に私立学校で行われており、これを自治体が公立学校で行うことは、規制緩和により民業を拡大して経済活性化を図る特区の趣旨にそもそもそぐわない。	D - 1					D - 1	2122080	神戸チャータースクール研究会	神戸バイリンガルスクール特区	授業料の徴収および私学助成の対象の拡大
	0805720	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定により、授業料を徴収することは認められておらず、特区であっても憲法の理念にかんがみれば徴収は困難。	貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内の全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するために、無償とすることを定めているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、保護者の経済的状況によっては就学先が制約され差別を生じることから、憲法の保障する上記権利を侵害するものである。また、授業料を徴収して特色ある教育を施すことは、既に私立学校で行われており、これを自治体が公立学校で行うことは、規制緩和により民業を拡大して経済活性化を図る特区の趣旨にそもそもそぐわない。	D - 1					D - 1	2123080	東京チャータースクール研究会	東京バイリンガルスクール特区	授業料の徴収および私学助成の対象の拡大
	0805810	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定により、授業料を徴収することは認められておらず、特区であっても憲法の理念にかんがみれば、徴収は困難。	貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内の全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するために、無償とすることを定めているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、保護者の経済的状況によっては就学先が制約され差別を生じることから、憲法の保障する上記権利を侵害するものである。また、授業料を徴収して特色ある教育を施すことは、既に私立学校で行われており、これを自治体が公立学校で行うことは、規制緩和により民業を拡大して経済活性化を図る特区の趣旨にそもそもそぐわない。	D - 1					D - 1	2121080	福岡チャータースクール研究会	福岡バイリンガルスクール特区	授業料の徴収および私学助成の対象の拡大
	0804050	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能。但し、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定により、授業料を徴収することは認められない。	貴省からの回答では、認めることは困難であるとのことであるが、提案は区内の全ての就学者が無料で義務教育を受ける機会を確保していることを前提に、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上の費用を授業料として徴収するものであり、憲法や教育基本法の趣旨に反するものではないと考えられる。この点について検討し回答されたい。	国立又は公立の義務教育諸学校以外の学校(第3セクター方式の私立学校を含む)であれば、授業料の徴収が可能とお答えしているところ。	D - 1					D - 1	2139100	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	「学校事業者による学校」における授業料徴収
	0800840	杉並区の提案「1395010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	杉並区の提案「1395010」への回答と同様	D - 1					D - 1	1395060	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	授業料の徴収
	0801300	長野県の提案「1456010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	長野県提案「1456010」に対する回答と同様。	D - 1					D - 1	1456040	長野県	新しい公設民営型スクール実現特区	公立学校を運営する「特定学校運営事業者」が授業料を徴収できる制度

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
教育委員会を生 涯学習委員会とい う名称とし、教育 委員と社会教育委 員の機能を合体し 生涯学習委員会と 名称変更すること	0801510	教育委員会は、名称変更等の措置を講じなくとも生涯学習に関する事務を所掌することは可能であり、教育委員に社会教育分野の専門家を任命することも可能である。また、法律上、社会教育委員は教育委員会会議に出席して意見を述べることができることとされている。(社会教育法第17条第2項)。 なお、教育委員が社会教育委員を兼ねることについては、執行機関としての委員会の委員が、その委員会の諮問機関である委員を兼ねることは、執行機関と諮問機関との重複を招くものである。また、社会教育委員については、その設置の目的が、広く住民の社会教育に関する意見を教育行政に反映させることにあるので、教育委員がこれを兼ねることになれば、この制度の趣旨が損なわれることになることから、不相当である。 また、法制度上、教育委員会を生涯学習委員会とすることについては、新たな行政機関の創設となり、特区制度の対象とはならない。					E				1421010	掛川市	生涯教育委員 会特区	教育委員会という名 称を生涯学習委員会 とし教育委員と社会 教育の機能を合体 し、生涯学習委員と 名称変更する。
教育委員の首長等 の兼職禁止規定の 見直し	0801290	教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれる首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保する制度となっている。 首長(や首長の指定する首長部局の職員)が教育委員になることは、教育行政の中立性を担保できない。また、代替措置を講じることも困難であるため特区制度の対象とはならない。					C - 1	提案者から、文部科学大臣は国会議員が務めることが可能であり、地方において、首長等が教育委員を兼務しても「教育の中立性」が損なわれるとはいえないのではないか、首長が教育委員を兼務しても、教育委員会制度は教育委員による合議制であることから、首長の意見だけで教育行政を進めることはできないことから、「教育の中立性」は確保できるのではないか、教育委員について、政党所属者を排除しているわけではないので、首長等が教育委員を兼務しても、教育委員会が合議制である限り、「教育の中立性の確保」は可能、少なくとも、「知事が任命する知事部局の者」を排除する理由はない、との意見があり、これらを踏まえ、具体的に検討し回答されたい。	地方公共団体は、学校の設置管理や教職員の人事などをはじめ、地域における教育行政を直接実施する役割を担っているのに対し、国は、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上の観点から、制度の特組みや全国的な基準の設定等を行うことを主たる役割としている。したがって、行政機関の在り方について、国と地方公共団体を同列に論ずることはできない。 教育委員会制度は、教育行政の中立性や安定性、継続性を確保するため、首長とは別の執行機関として教育委員会を設けるものであり、首長が教育委員を兼ねることはこうした制度の趣旨に反するものである。また、首長は、教育委員の任命権や、議会への議案提出権、予算の調整・執行権等を有しており、有形無形の影響力を行使し得るものであって、教育委員会が合議制であっても首長が教育委員となることは、教育行政の中立性等を担保することができない。 と同様であり、このことは、一定の条件の下で政党所属者が教育委員となることを認めていることは直接関係しない。 首長部局の職員は首長の命令に従いその職務に専念する義務を負っており、例えば副知事は知事を補佐する者であるため、これらの者が教育委員となることについても、教育行政の中立性等を保持することができないため認められない。 なお、地方公共団体の首長部局と教育委員会の連携については、例えば首長と教育委員との意見交換の場を設けるなど、現行制度においても十分可能である。また、そもそも首長は教育委員の任命権を有しており、その判断により適切に教育委員を選任することが可能である。		1455010	長野県	首長(知 事)・教育委 員会連携強化 特区	教育委員会委員の首 長等の兼職禁止規定 の緩和
学校施設の空き施 設の活用	0802110	左記の通り、現行制度上も可能である。					D - 1				2029020	個人	地域の中の日 本語学校	学校施設の空施設の 活用(校地校舎の自 己所有要件の緩和)
小・中学校校舎及 び公民館・集会所 等の空き教室・空 きスペースを、老 人福祉施設を設置 する社団法人が廉 価で使用できるよ うにする	0803410	D: 左記の通り、現行制度上も可能である。					D - 1				2156020	社団法人 福島県建 設業協会	有料老人ホーム、ショート ステイ、グループホーム、 デイサービス等の規制を 緩和し、高齢者介護及び 高齢者の健康増進を図る ため、小・中学校校舎及び 公民館・集会所等の空教室・ 空きスペースを社団法人が 廉価に使用できるよう規制 を緩和する特区	福祉施設として小・ 中学校等の空きスペース を活用する条件の 緩和
有料老人ホーム等 運営に公益法人等 が進出出来る条件 の緩和	0803400	老人福祉施設等の規制の緩和については、具体的に何を要求しているのかわからないが、既存の建物を改修して、老人福祉施設等に活用することは、各々の施設の構造設備基準を満たしていれば、現行制度でも可能である。					D - 1				2156010	社団法人 福島県建 設業協会	有料老人ホーム、ショート ステイ、グループホーム、 デイサービス等の規制を 緩和し、高齢者介護及び 高齢者の健康増進を図る ため、小・中学校校舎及び 公民館・集会所等の空教室・ 空きスペースを社団法人が 廉価に使用できるよう規制 を緩和する特区	有料老人ホーム等運 営に公益法人等が進 出出来る条件の緩和
余裕教室を利用し た公立学校による デイサービスの実 施	0804650	介護保険法における通所介護については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たしていれば、学校(余裕教室)等の身近な社会資源(既存施設)を活用して、実施することが可能である。					D - 1				2159010	QOL研究 所ひまわり r	2.1世紀型モ デルタウン構 想	介護保険事業法

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
廃校施設の目的外使用(営利目的等)のための転用において必要な国庫納付金の納付の特例的免除	0800180	本来必要な国庫納付金を免除することは、追加の財政支援を行うに等しく、「国による税の減免や補助金等、従来型の財政措置は用いない」という方針に鑑みると、構造改革特区制度の対象とはならない。	文部科学大臣の承認を得れば、補助金返還することなく目的外使用することが可能であると思われるが、提案が実現できないか、検討されたい。	補助金等は補助金適正化法に従って交付の目的に沿って適正に使用しなければならない。公立学校施設整備のための補助金等は「学校教育の円滑な実施」を目的として交付されているものであり、当該交付の目的が十分に達成されないままに他の目的に転用することは許されたいというべきである。しかしながら、学校施設については全国津々浦々に多数存在し、地域の実情に応じた活用ニーズが他の施設に比して大きいことから、特に左記のようなケースについては通常の財産処分制限期間を経過しないなくとも、国庫納付金を納付することなく他の目的に転用することを例外的に認める最大限柔軟な取扱いとしている。このために特区といえどもこれ以上の制度の弾力化、例えば、建設取得間もない転用を、交付した補助金等相当額の納付金を納付することなく認めることは、補助金の適正な使用という観点から極めて不適切であると言わざるを得ない。納付金を納付しないままの転用を認めることは、国から自治体への無目的の公金の移動もしくは贈与と同様のものと言わざるを得ず、「地域の自助と自立の精神を生かすための構造改革特区においては従来型の財政措置を講じない」とする今般の構造改革特区の趣旨にも反する。			F				1242010	鷺沢町	環境調和型地域産業振興特区	補助金の交付目的外の使用に関する制限の緩和
	0801790	本来必要な国庫納付金を免除することは、追加の財政支援を行うに等しく、特区制度の対象とならない。									1225010	兵庫県猪名川町	教育特区	(幼)小中一貫教育施設に伴う補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同施行令に基づく文部省教育助成局長通知の納付金の国庫への納付を要さないようにする項目についての規定の適用除外
二重学籍の容認	0801930	義務標準法における教職員数算定の基礎となる児童生徒は、在籍している学校の児童生徒を対象としており、院内学級に入級する前の学校に学籍を置いたまま院内学級にも学籍を置く場合には二重に教員定数が算定されることとなり、国による新たな財政措置を求めものであるため、特区制度の対象とならない。 なお、本提案については、転籍の弾力的な運用により前籍校と院内学級を置く学校との連携をとることにより、児童生徒、保護者の心理的負担を軽減することは十分可能であると考えている。	貴省からの回答には、「二重に教員定数が算定されることになり、特区の趣旨にそぐわない」とあるが、自治体が適切な代替をとることにより、教員定数の算定方法の特例を設けることが可能ではないか、再度検討し回答されたい。	仮に児童生徒が院内学級を置く学校とその前に在籍していた学校との双方に学籍を置く場合でなくとも、実際には院内学級に入級しているにもかかわらず転学の手続きを行わない場合には修了認定や指導要録の管理等において現場で混乱を生じることが想定されるため適切ではない。なお、本提案については、例えば院内学級に入級する前の学校と院内学級を置く学校とが十分に連携を図り、転籍の手続きを円滑に行うとともに、児童生徒、保護者に対し、手続その他について十分に説明を行うことにより、院内学級に入級する際及び院内学級からもとの在籍校に戻る際の児童生徒、保護者の心理的負担を軽減することは十分可能である。			F	貴省からの回答には「現行制度で対応可能」とあるが、提案者からの意見には、「相互に受け入れ人数の上限をあらかじめ定め、児童生徒を受け入れる学校から、当該児童生徒の出席状況や成績、生活態度について評価、所見を在籍する学校へ通知するなど措置を講じた上で、転校を伴わない山村留学も可能か」とあり、これについて具体的に検討し回答されたい。		F	1020010	岡山県倉敷市	病弱・身体虚弱特級学級(院内学級)入級緩和特区	学校教育法第75条、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の学級編成基準の弾力化
	0800150	学校教育法施行令第9条は、区域外就学等について手続を定めているだけであって、区域外就学について規制を課しているものではなく、また、平成9年の通知についても、区域外就学を認める範囲を当該通知に記載した事項に限定したもではないため、市町村教育委員会の判断により、現行制度において可能。	提案は、区域外修学の応用として短期的な国内留学をしいというところであるが、これについても可能と解してよいか。	市町村教育委員会の判断により、現行制度において可能である。					いわゆる山村留学として、長期間、山村の学校に在籍させるためには、当該学校に必要な教職員を配置する観点からも、転学の手続きが必要だが、これは、一般的な事務手続きであり、教育委員会間の連携により、スムーズに行うことが可能である。	D - 1	1163010	遠野市	ふるさと学校体験留学特区	区域外就学の弾力的な適用範囲の拡大
公立学校共済組合の住宅事業において、3階建の木造住宅についても建築可能にする。	0802060	「住宅事業事務処理基準」は、主務大臣の事前承認を必要とせず、公立学校共済組合が内部の基準として定めているものであるため、法令上の規制ではない。したがって、その取扱いについては公立学校共済組合において決定されるべきものである。					E				1264080	宮崎県木村振興課	地域材活用活性化特区	公立学校共済組合不動産投資資金における融資条件の緩和
行政区域外に学区を設定	0802280	行政区域外への学区の拡大については、設置者の判断により、現行制度において可能である。					D - 1				2002010	個人	公設民営型「無学区の寮制都立中学・高等学校」	
指定校変更の弾力化及び区域外就学の希望制	0802150	指定校変更の弾力化については、教育委員会の判断により可能であり、区域外就学については、現行制度においても保護者が希望する場合に教育委員会へ届出るものである。					D - 1				2110010	個人	学籍と指導要領に束縛されない、主に不登校児を対象とした学校の設立	区域外就学に関する規定の緩和
転入・転出のない同一村内学校の就学と卒業	0801370	住所変更を伴わない就学校の変更は、市町村教育委員会が相当と認めれば、保護者の申立てにより可能である。					D - 1				1164060	白川村	白川郷文化・環境・教育特区	転入・転出のない学級編成と同一村内学校の就学と卒業
夜間、休日におけるNPO等による小中学校施設の管理	0800530	学校の休業日等であって、当該学校における教育に影響のない範囲内であれば、夜間・休日の小中学校施設をNPO等が管理することは現行制度においても可能。					D - 1	「措置の概要」の欄を参照されたい。			1142010	我孫子市	ボランティア・NPO・市民事業推進特区	NPO等による小・中学校施設の管理・運営
教育的配慮が必要な外国人子女の編入	0801470	外国人については就学義務がなく、設置者の判断により、小学校や中学校に外国人子女の編入を認める場合、年齢相当の学年に編入することが原則である。 但し、日本語能力や学力など、諸般の事情から教育的配慮が必要な場合には、適宜下級の学年において学習させる措置をとることは、現行制度においても可能である。					D - 1				1153030	浜松市	外国人との地域共生特区	外国人児童・生徒の学級編入の弾力化
就学義務規定の弾力的運用	0800130	対象となる子女が日本語能力の不足等により、相当学年にただちに編入することが困難と認められる場合、市町村教育委員会の判断により、就学義務を猶予又は免除し、補習教育を行うことは現行制度においても可能。					D - 1				1183010	青森県	ITER国際教育特区	「就学義務規定の弾力的運用」

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
就学義務の適用除外	0805830	憲法の要請する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、学校教育法において就学義務を課しているのであり、就学義務を猶予免除するに値する事由がない限りは義務が課される。					C - 1				2064010	未来資産研究会	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育のための教育切符制度	小学校義務教育における就学義務の適用除外	
	0805830	未来資産研究会の提案「2064010」の回答と同様									2064020	未来資産研究会	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育のための教育切符制度	中学校義務教育における就学義務の適用除外	
	0802230	就学義務は憲法の要請する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するために不可欠であり、これを短縮することは困難である。									2100040	個人	国際教育開発特区	小・中学校における就学年齢の緩和	
市町村立学校職員給与負担法第1条において、市町村立中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭等の旅費は都道府県の負担とすると定められている事項について、修学旅行引率教員等の旅費が、都道府県の旅費負担額を超える場合、その不足額を市町村が負担することを可能にする。	0800050	旅費は出張等に要する経費に対する実費弁償として支給されることを原則としており、都道府県が市町村の要望を踏まえて必要な旅費の全額を支給することとされている。なお、例えば、市町村が旅費以外の諸経費(バス等の借り上げ費、施設見学費等)を負担することは可能であるが、引き続き、検討する。	早急に検討し回答されたい。	修学旅行の引率教員の旅費の具体的な取扱いについては各都道府県において定められること及び市町村が修学旅行に関する旅費以外の諸経費を負担することは可能であることを提案自治体に伝えたと、構想中の修学旅行については、北海道教育委員会と相談し検討をすすめていく方針であるとの回答を得たところ。	D-1		D - 1				1132010	島牧村	市町村立学校職員旅費の一部市町村費負担特区	修学旅行に関する市町村立学校職員旅費の一部市町村費負担の容認	
複数の学校において授業を受けるための共通学籍の指定	0801360	一般に教育課程の編成は各々の学校が実施することとなるが、複数の学校の児童生徒に対して合同の授業を行うことは、各々の児童生徒が在籍する学校において、教育課程に位置付けることにより、現行制度上も可能。 この際、評価等を適切に行うため、各々の学校の教員が指導を行うことが必要であるが、この点については、教員の兼務を奨励し、指導と評価の責任を明確化するなどの措置により、複数の学校の生徒が1名の専門性の高い教員の指導を受けることは可能。 なお、複数の学校に学籍を持つことは、指導要録の管理や、児童・生徒の指導等についての責任の所在があいまいとなることから、教育上不適切。					D - 1				1300010	岐阜県恵那郡岩村町	教育改革特区	「共通学籍の指定」	
学習指導要領等による教育課程の編成・実施	0800450	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施可能。なお、本事業においては、特定の構造改革特別区域内の全小中学校が「構造改革特区研究開発学校」となることも可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	学習指導要領等による教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。			D - 2				1069010	朝霞市	英会話早期学習推進特区	1. 学習指導要領の総則、総合的な学習の時間の趣旨やねらいの緩和 2. 教育職員免許法の緩和	
	0800470	教科等授業時数及び学習内容の学年配分の弾力化については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施することが可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	教科等授業時数及び学習内容の学年配分の弾力化については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							1320010	埼玉県志木市	「地域立学校」構築計画」構想	特色あるカリキュラム編成を行うための教科等授業時数及び学習内容の学年配分の弾力化	
	0800690	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することが可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。								1229040	東京都台東区	台東バイリンガルスクール特区	英語による教科等の指導
	0800770	学習指導要領等による教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	学習指導要領等による教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。								1367010	江東区	臨海部における未来型幼・小・中一貫スクールの構想	「義務教育修業年限と学習内容の弾力化」
	0800880	小中一貫教育、学習指導要領によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施可能。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	小中一貫教育、学習指導要領によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。								1395050	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	教科の自由な設定 教育課程弾力化
	0800940	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方自治体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	学習指導要領等による教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。								1370040	三鷹市	教育改革・知的創造特区	教育課程の弾力化(小・中・高等学校)
	0800950	高等学校の各教科・科目の構成及び割り当て単位数の変更、単位の互換については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、実施が可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	高等学校の各教科・科目の構成及び割り当て単位数の変更、単位の互換については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。								1324120	横浜市	京浜臨海部再生特区	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和
	0800960	高等学校の各教科・科目の構成及び割り当て単位数の変更、単位の互換については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、実施が可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	高等学校の各教科・科目の構成及び割り当て単位数の変更、単位の互換については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。								1324130	横浜市	京浜臨海部再生特区	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	0800970	高等学校の各教科・科目の構成及び割り当て単位数の変更、単位の互換については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、実施が可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	高等学校の各教科・科目の構成及び割り当て単位数の変更、単位の互換については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							1324140	横浜市	京浜臨海部再生特区	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和
	0800990	高等学校における実験・実習の授業時数については、構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施が可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							1324160	横浜市	京浜臨海部再生特区	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和
	0801230	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は、取組の期間を当該「計画を実施するに当たって適切な期間」とする、内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、提案主体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案内容は、全てみたとされるということでしょうか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							1450010	長野県	多様な教育リキキュラム実現特区	教科・教育課程等の弾力化
	0801240	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は、取組の期間を当該「計画を実施するに当たって適切な期間」とする、内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方自治体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案内容は、全てみたとされるということでしょうか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							1450020	長野県	多様な教育リキキュラム実現特区	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)の認定方法の改善
	0801740	当該計画は、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施可能。なお、本事業は、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							1349020	池田市	教育改革特区	教科の自由な設定
	0801750	当該計画は、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施可能。なお、本事業は、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							1349030	池田市	教育改革特区	学習指導要領の弾力化
	0802010	当該計画は、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施可能。なお、計画の認定に係る必要書類については、構造改革特区制度の趣旨を踏まえ、提出先を内閣府に一元化するとともに、必要以上に詳細なものとしないう方向で検討している。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							1136060	長崎県	しま交流人口拡大特区	教育課程の弾力化(小・中・高等学校)
	0802270	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては、学校教育法施行規則によらずに授業時数を設定することを可能としている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2102030	特定非営利活動法人 アジア教育開発研究所	公設民営型インターナショナルスクール(国際教育開発特区)	標準授業時数の適用除外
	0802290	小学校における英語科の設定については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施が可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	小学校における英語科の設定については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2166010	株式会社 エドベック	教育特区	小学校での英語科設置による、小学校英語指導の実現及びその指導形式の標準化
	0803070	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては、学校教育法施行規則によらずに教科を自由に設定することを可能としている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	学校教育法施行規則によらずに教科を自由に設定することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2079030	厚木ゼミナール	教育特区「自然科学体験を活用した小・中一貫校の設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外
	0803160	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては、学校教育法施行規則によらずに教科を自由に設定することを可能としている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	学校教育法施行規則によらずに教科を自由に設定することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2080030	藤原学園実践教育研究所	教育特区「理科実験体験教育を重点をおく小・中一貫校設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外
	0803240	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては、学校教育法施行規則によらずに教科を自由に設定することを可能としている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	学校教育法施行規則によらずに教科を自由に設定することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2081030	武蔵丘学院	教育特区「自然科学・社会体験教育を重点に据えた小・中一貫校設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外
	0803530	不登校に係る特例措置は、あくまでも一般の学校へ行きたくても行けずに学習の機会を逸している不登校児童生徒に対して実態に即して学習の支援を強化することであり、不登校でない児童生徒に対する教育課程の弾力化については、基本方針における「構造改革特別区域研究開発学校制度」等で対応可能となっているところ。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	前回の「措置の概要(対応策)」通りである。							2024050	NPO法人東京賢治の学校	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	不登校児童・生徒とともに非不登校児童・生徒もこの学校に入学、転学することの許可
	0803830	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は、地方自治体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということでしょうか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2131070	NPO法人 木学園	NPO法人学校特区	小中高一貫教育、教育課題の弾力化、教科の自由な設定など、特色のある教育プログラムに関する緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	0803860	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は、提案主体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2058090	湘南に新しい公立学校を創り出す会	公設民営学校特区	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大
	0803870	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は、提案主体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2058100	湘南に新しい公立学校を創り出す会	公設民営学校特区	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大
	0803880	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は、提案主体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2058110	湘南に新しい公立学校を創り出す会	公設民営学校特区	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大
	0803890	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は、提案主体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2058120	湘南に新しい公立学校を創り出す会	公設民営学校特区	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大
	0803900	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は、提案主体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2058130	湘南に新しい公立学校を創り出す会	公設民営学校特区	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大
	0804100	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては、学校教育法施行規則によらずに教科等を自由に設定することを可能としている。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、提案主体の自主性を最大限に尊重するものであり、学校法人においても、所管の都道府県と協議の上、本事業を活用することにより、多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応することが可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	学校教育法施行規則によらずに教科等を自由に設定することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2139150	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	学校教科の設定基準の弾力化
	0804110	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては、学校教育法施行規則によらずに教科等を自由に設定することを可能としている。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、提案主体の自主性を最大限に尊重するものであり、学校法人においても、所管の都道府県と協議の上、本事業を活用することにより、多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応することが可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	学校教育法施行規則によらずに教科等を自由に設定することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2139160	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	学校教科の設定基準の弾力化
	0804120	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては、学校教育法施行規則によらずに教科等を自由に設定することを可能としている。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、提案主体の自主性を最大限に尊重するものであり、学校法人においても、所管の都道府県と協議の上、本事業を活用することにより、多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応することが可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	学校教育法施行規則によらずに教科等を自由に設定することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2139170	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	学校教科の設定基準の弾力化
	0804130	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては、学校教育法施行規則によらずに教科等を自由に設定することを可能としている。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、提案主体の自主性を最大限に尊重するものであり、学校法人においても、所管の都道府県と協議の上、本事業を活用することにより、多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応することが可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	学校教育法施行規則によらずに教科等を自由に設定することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2139180	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	学校教科の設定基準の弾力化
	0804290	小学校学習指導要領によらない、国際理解教育に資する教育課程の編成については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施可能である。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	小学校学習指導要領によらない、国際理解教育に資する教育課程の編成については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2063030	特定非営利活動法人 IWC / IAC 国際市民の会	教育特区	小学校の教育課程については、学校教育法施行規則に定められている小学校学習指導要領に限定しない。
	0804300	中学校学習指導要領によらない、国際理解教育に資する教育課程の編成については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施可能である。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	中学校学習指導要領によらない、国際理解教育に資する教育課程の編成については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2063040	特定非営利活動法人 IWC / IAC 国際市民の会	教育特区	中学校の教育課程については、学校教育法施行規則に定められている中学校学習指導要領に限定しない。
	0804310	学校教育法施行規則によらない教科の自由な設定については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施可能。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	学校教育法施行規則によらない教科の自由な設定については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2063050	特定非営利活動法人 IWC / IAC 国際市民の会	教育特区	小学校の教育科目に関する事項は学校教育法に定められている規定に限定しない。

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	0804320	学校教育法施行規則によらない教科の自由な設定については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施可能。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	学校教育法施行規則によらない教科の自由な設定については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2063060	特定非営利活動法人IWC/国際市民の会	教育特区	中学校の教育科目に関する事項は学校教育法に定められている規定に限定しない。
	0804400	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」によって対応することとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2057030	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	教育課程の弾力化を行う
	0804410	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」によって対応することとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2057040	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	学習指導要領の弾力化を行う
	0804490	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することが可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2054040	特定非営利活動法人京都府公設民営学校特区	京都府公設民営学校特区	英語による教化等の指導
	0804550	国語の指導内容の変更、指導時数の変更については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施が可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	国語の指導内容の変更、指導時数の変更については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2157010	特定非営利活動法人長谷健顕彰会	(仮称)構造改革特区国語つづりかた指導研究開発センター	「国語に関する教科の自由な設定」、現行制度では国語の授業が不足がちな中で国語のつづりかたの指導領域をつくる必要がある。すべての子供が国語つづりかたの能力を向上させることにより、他のすべての教科にもよい影響を与えるという効果がある。
	0804670	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、提案主体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2027080	かがわ夢の学校を創り出す会	公設民営学校特区	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大
	0804680	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、提案主体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2027090	かがわ夢の学校を創り出す会	公設民営学校特区	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大
	0804690	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、提案主体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2027100	かがわ夢の学校を創り出す会	公設民営学校特区	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大
	0804700	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、提案主体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2027110	かがわ夢の学校を創り出す会	公設民営学校特区	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大
	0804710	構造改革特別区域基本方針別表に記載している「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、提案主体の自主性を最大限に尊重するものとしている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2027120	かがわ夢の学校を創り出す会	公設民営学校特区	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大
	0804860	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては、学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能としている。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2087060	横浜にシュタイナー学園をつくる会	NPO法人学校特区	小中高一貫教育、教育課程の弾力化、教科の自由な設定など、特色のある教育プログラムに関する緩和
	0804950	幼小一貫した教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施が可能。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	幼小一貫した教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2047030	小川に手作りの学校をつくる会	子どもと地域全体で育ちあう学校教育特区	教育課程の弾力化
	0804960	幼小一貫した教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施が可能。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということによりか。	幼小一貫した教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2047040	小川に手作りの学校をつくる会	子どもと地域全体で育ちあう学校教育特区	学習指導要領の弾力化・学料の自由な設定

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	0805170	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することが可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2071040	吹田チャータースクール研究会	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に定める幼小中一貫11年制学校特区	英語による教科等の指導
	0805260	幼小一貫した教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施が可能。なお、本事業は、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	幼小一貫した教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2051030	大岡にあたらしい学校をつくる会	地域と共につくる学校教育特区	教育課程の弾力化
	0805270	幼小一貫した教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施が可能。なお、本事業は、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	幼小一貫した教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2051040	大岡にあたらしい学校をつくる会	地域と共につくる学校教育特区	学習指導要領の弾力化・学科の自由な設定
	0805350	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することが可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2072040	大阪チャータースクール研究会	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に定める幼小中一貫11年制学校特区	英語による教科等の指導
	0805450	教科の自由な設定については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施が可能。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2012050	大阪に新しい学校を創る会	多様性教育特区	教科の自由な設定(小・中・高等学校)
	0805470	弾力的な教育課程の編成については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施が可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	弾力的な教育課程の編成については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2012070	大阪に新しい学校を創る会	多様性教育特区	教育課程の弾力化(小・中・高等学校)
	0805590	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することが可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2124040	長野県公設民営学校連合会	長野県公設民営学校特区	英語による教科等の指導
	0805680	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することが可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2123040	東京チャータースクール研究会	東京バイリンガルスクール特区	英語による教科等の指導
	0805770	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することが可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2121040	福岡チャータースクール研究会	福岡バイリンガルスクール特区	英語による教科等の指導
	0803550	理数系、語学系の授業に重点を置いたカリキュラムの編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては実施可能。なお、本事業は内閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	理数系、語学系の授業に重点を置いたカリキュラムの編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2112020	NPO法人京都教育文化研究所	教育改革特区	学校指導要領の弾力化
	0805090	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において、現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することが可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	現行の学習指導要領が示している学年、配当内容によらない教育課程を編成・実施することについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2122040	神戸チャータースクール研究会	神戸バイリンガルスクール特区	英語による教科等の指導
	0800980	高等学校における単位毎の授業時数の変更については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施が可能。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	高等学校における単位毎の授業時数の変更については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							1324150	横浜市	京浜臨海部再生特区	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和
	0802810	高校に併設された就業体験法人における勤務時間を教育課程に取り込むことについては、20単位を越えない範囲であれば、現行基準の下でも可能であり、これを越える場合であっても、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」において実施可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	高校に併設された就業体験法人における勤務時間を教育課程に位置づけることについては、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							2152090	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	教育課程の弾力化(高等学校)
	0800790	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」においては、教科の自由な設定、学校種を越えた指導内容の移行等を可能としている。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	教科の自由な設定、学校種を越えた指導内容の移行等については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。							1372010	品川区	小中一貫校	学校教育法等の教育課程等の緩和、教育職員免許法の緩和、学校教育法に定める職員配置の弾力的運用
不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化	0800290	不登校に関しては、特区の第1次提案を踏まえた特例措置である不登校児童生徒のための学校における教育課程の弾力化を認める措置により対応可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということとでよい。	不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」の下で実施可能である。			D - 2				1280020	宇都宮市	不登校児童・生徒対応特区	学習指導に関する教科数、授業時数、学習内容の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0800300	不登校に関しては、特区の第1次提案を踏まえた特例措置である不登校児童生徒のための学校における教育課程の弾力化を認める措置により対応可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」の下で実施可能である。							1280030	宇都宮市	不登校児童・生徒対応特区	
	0801840	不登校に関しては、特区の第1次提案を踏まえた特例措置である不登校児童生徒のための学校における教育課程の弾力化を認める措置により対応可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」の下で実施可能である。							1302010	大和郡山市	不登校支援教育特区	小・中学校それぞれの分教室での教育課程の弾力化
	0802160	不登校に関しては、特区の第1次提案を踏まえた特例措置である不登校児童生徒のための学校における教育課程の弾力化を認める措置により対応可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	提案内容の詳細は必ずしも全て明確であるとはいえないが、本管理コードに示された「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化」については基本的には対応可能であると考えられる。							2110020	個人	学籍と指導要領に束縛されない、主に不登校児童を対象とした学校の設立	教育課程編成の緩和
	0802440	不登校に関しては、特区の第1次提案を踏まえた特例措置である不登校児童生徒のための学校における教育課程の弾力化を認める措置により対応可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	提案内容の詳細は必ずしも全て明確であるとはいえないが、本管理コードに示された「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化」については基本的には対応可能であると考えられる。							2082030	株式会社秀学	教育特区	不登校児童生徒対応の新しいタイプの学校運営における一部規制の摘要除外
	0802990	不登校に関しては、特区の第1次提案を踏まえた特例措置である不登校児童生徒のための学校における教育課程の弾力化を認める措置により対応可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	提案内容の詳細は必ずしも全て明確であるとはいえないが、本管理コードに示された「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化」については基本的には対応可能であると考えられる。							2154010	株式会社ウイン	児童教育特区	不登校児童を対象とした、新しいタイプの学校の設置による教育課程の弾力化
	0803440	不登校に関しては、特区の第1次提案を踏まえた特例措置である不登校児童生徒のための学校における教育課程の弾力化を認める措置により対応可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	提案内容の詳細は必ずしも全て明確であるとはいえないが、本管理コードに示された「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化」については基本的には対応可能であると考えられる。							2045030	NPO法人ライナスの会	要配慮時及び不登校児童生徒の学校特区	教科の自由な設定(小・中・高等学校)
	0803650	不登校に関しては、特区の第1次提案を踏まえた特例措置である不登校児童生徒のための学校における教育課程の弾力化を認める措置により対応可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	提案内容の詳細は必ずしも全て明確であるとはいえないが、本管理コードに示された「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化」については基本的には対応可能であると考えられる。							2010020	NPO法人教育ルネッサンス	川越にNPO法人学校の「救済校」を創る会	学校設置主体の要件の緩和
	0803670	小中学校では対面の指導が重要であり、通信教育を全面的に導入することは適切でない。基本方針における特例措置であるIT等も活用した不登校児童生徒を対象とした学習機会の拡大や不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化により、対応可能である。	提案に記載されている事項については、全て実施可能ということである。	提案の趣旨については、構造改革特区基本方針における特例措置として不登校児童対象学校設置に係る教育課程の弾力化やIT等の活用による学習機会の拡大を通じて実現可能とお答えしたところ。義務教育段階にある小・中学校については、児童生徒の社会性を育むことの重要性に鑑み、対面指導が前提となっており、特区においても、通信のみを利用する新たな課程を創設することは教育上不適切である。							2010030	NPO法人教育ルネッサンス	川越にNPO法人学校の「救済校」を創る会	学校設置主体の要件の緩和
不登校状態にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化	0804630	特区において、不登校状態にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化を行う。(なお、高等学校段階における不登校という表記については、誤解を招くので、「不登校状態」という表記を用いたいと考えている。)	基本方針別表1「803不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」に基づく省令改正とともに措置されると解してよい。	当省としては、新たに本件措置を行うための省令改正を予定しているが、特区における措置は、基本方針別表に明記する必要があると考えられ、基本方針別表に当該措置を明記しないまま本件特例措置を実施することは特区制度の枠組みに反するのではないかと考える。			A				2050060	特定非営利活動法人東京シューレ	NPO法人による新しいタイプの学校設置特区	不登校の子どものための学校に教育課程を弾力化した高等部(高等学校)を併設すること
	0803660	特区において、不登校状態にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化を行う。(なお、高等学校段階における不登校という表記については、誤解を招くので、「不登校状態」という表記を用いたいと考えている。)	基本方針別表1「803不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」に基づく省令改正とともに措置されると解してよい。	当省としては、新たに本件措置を行うこととしているが、特区における措置は、基本方針別表に明記する必要があると考えられ、基本方針別表に当該措置を明記しないまま本件特例措置を実施することは適切でないのではないかと考える。							2010020	NPO法人教育ルネッサンス	川越にNPO法人学校の「救済校」を創る会	学校設置主体の要件の緩和
	0802450	特区において、不登校状態にある生徒を対象とした高等学校設置に係る教育課程の弾力化を行う。(なお、高等学校段階における不登校という表記については、誤解を招くので、「不登校状態」という表記を用いたいと考えている。)	基本方針別表1「803不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」に基づく省令改正とともに措置されると解してよい。	当省としては、新たに本件措置を行うための省令改正を予定しているが、特区における措置は、基本方針別表に明記する必要があると考えられ、基本方針別表に当該措置を明記しないまま本件特例措置を実施することは特区制度の枠組みに反するのではないかと考える。							2082030	株式会社秀学	教育特区	不登校児童生徒対応の新しいタイプの学校運営における一部規制の摘要除外
学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施(構造改革特別区域研究開発学校制度によらない)	0800630	構造改革特別区域研究開発学校設置事業は、取組の期間を当該「計画を実施するに当たって適切な期間」とする、申請窓口を一本化するなど、地方自治体の自主性を最大限に尊重するものとしている。また、実績等の報告の取組については、構造改革特別区域制度において、必要に応じ規制の所管官庁が行うこととされているものであるが、文部科学省としては、もとより各地方公共団体の主体性を損なう方向で運用するつもりはない。	提案に記載されている事項については、全てみとめられるということである。	学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。			D - 2				1347020	港区	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	教育課程の弾力化(小・中・高)
学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施(教育内容の上乗せ)	0802520	学習指導要領は教育内容の最低基準であり、より高いレベルな学習内容を付加して指導することは可能である。					D - 1				2105030	株式会社ベネッセコネクション	バイリンガル・IT教育特区	学習指導要領の弾力化
	0802910	学習指導要領は教育内容の最低基準であり、示されていない内容を加えて指導することは可能である。									2182010	ケイエスケイ進学塾株式会社	亀山土曜学校	公立学校に関する施設、設備等の使用条件の規制緩和
小中学校における通信制の創設	0803270	提案の趣旨については、既に、構造改革特区基本方針における特例措置として、不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化や、IT等の活用による学習機会の拡大を通じて実現可能。但し、設置基準は、児童生徒が適切に教育を受けるために必要な要件を定めたものであり、これを踏まえる必要がある。	新たに通信制という制度を組み入れた学校を設置することも可能と解してよい。	提案の趣旨については、構造改革特区基本方針における特例措置として、不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程の弾力化や、IT等の活用による学習機会の拡大を通じて実現可能とお答えしたところ。義務教育段階にある小・中学校については、児童生徒の社会性を育むことの重要性に鑑み、対面指導が前提となっており、特区においても、通信のみを利用する新たな課程を創設することは教育上不適切である。	D-2		C - 1				2074010	学校法人国際学園	不登校児童・小規模小中学校の設置	小規模小中学校の通学形態に対する通信制高等学校の基準の準用

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	0803320	小中学校では対面の指導が重要であり、通信教育を全面的に導入することは適切でない。基本方針における特例措置であるIT等も活用した不登校児童生徒を対象とした学習機会の拡大や不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化により、対応可能である。	新たに通信制という制度を組み入れた学校を設置することも可能と解してよい。	提案の趣旨については、構造改革特区基本方針における特例措置として不登校児童対象学校設置に係る教育課程の弾力化やIT等の活用による学習機会の拡大を通じて実現可能とお答えしたところ。義務教育段階にある小・中学校については、児童生徒の社会性を育むことの重要性に鑑み、対面指導が前提となっており、特区においても、通信のみを利用する新たな課程を創設することは教育上不適切である。	D-2						2001010	学校法人日本航空学園東京本部	通信制併用型小中高等学校	小中高校の不登校生に対して、具体的に学校復帰を機会を、また受け皿となる通信制併用型小中高等学校を設立するため。
	0803330	小中学校では対面の指導が重要であり、通信教育を全面的に導入することは適切でない。基本方針における特例措置であるIT等も活用した不登校児童生徒を対象とした学習機会の拡大や不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化により、対応可能である。	新たに通信制という制度を組み入れた学校を設置することも可能と解してよい。	提案の趣旨については、構造改革特区基本方針における特例措置として不登校児童対象学校設置に係る教育課程の弾力化やIT等の活用による学習機会の拡大を通じて実現可能とお答えしたところ。義務教育段階にある小・中学校については、児童生徒の社会性を育むことの重要性に鑑み、対面指導が前提となっており、特区においても、通信のみを利用する新たな課程を創設することは教育上不適切である。	D-2						2001010	学校法人日本航空学園東京本部	通信制併用型小中高等学校	小中高校の不登校生に対して、具体的に学校復帰を機会を、また受け皿となる通信制併用型小中高等学校を設立するため。
	0805540	不登校に関しては、特区の第1次提案を踏まえた特例措置である不登校児童生徒のための学校における教育課程の弾力化を認める措置により対応可能である。	新たに通信制という制度を組み入れた学校を設置することも可能と解してよい。	提案の趣旨については、構造改革特区基本方針における特例措置として不登校児童対象学校設置に係る教育課程の弾力化やIT等の活用による学習機会の拡大を通じて実現可能とお答えしたところ。義務教育段階にある小・中学校については、児童生徒の社会性を育むことの重要性に鑑み、対面指導が前提となっており、特区においても、通信のみを利用する新たな課程を創設することは教育上不適切である。	D-2						2036060	長野に新しい学校を創る会	市民がつくる学校設立特区	小・中・高等学校に通信制課程を設置
	0805550	小中学校では対面の指導が重要であり、通信教育を全面的に導入することは適切でない。基本方針における特例措置であるIT等も活用した不登校児童生徒を対象とした学習機会の拡大や不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化により、対応可能である。	新たに通信制という制度を組み入れた学校を設置することも可能と解してよい。	提案の趣旨については、構造改革特区基本方針における特例措置として不登校児童対象学校設置に係る教育課程の弾力化やIT等の活用による学習機会の拡大を通じて実現可能とお答えしたところ。義務教育段階にある小・中学校については、児童生徒の社会性を育むことの重要性に鑑み、対面指導が前提となっており、特区においても、通信のみを利用する新たな課程を創設することは教育上不適切である。	D-2						2036060	長野に新しい学校を創る会	市民がつくる学校設立特区	小・中・高等学校に通信制課程を設置
学校間連携(同一校の課程間相互の併修)における単位認定に関する制限の弾力化	0801570	本提案については、構造改革特別区域基本方針の「高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業」を活用することにより、同一高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)に置かれる課程間相互の併修により単位認定できる上限(現行では20単位)を36単位とすることが可能である。					D - 2				1234030	京都府	京の高校教育改革特区(課程[全・定・通]の枠を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	学校間連携(同一校の課程間相互の併修)における単位認定に関する制限の弾力化
	0804370	構造改革特別区域基本方針の「高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業」を活用することにより、学校外における学修等を単位認定できる上限(現行では20単位)を36単位とすることが可能である。									2091010	特定非営利活動法人 東京ジョーカーナ国際青少年育成協会	教育特区	学習指導要領によらない多様なカリキュラムの編成、学校設置に係る校地・校舎の特定非営利活動法人の所有原則の緩和、教育施行法第63条の緩和、教育職員免許法の緩和、学校設立にかかわる法律要件の緩和
学校修業年限の弾力化(小・中・高)	0800700	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に適用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。					D - 2				1229050	東京都台東区	台東バイリンガルスクール特区	学校修業年限の弾力化(小・中・高)
	0800780	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に適用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									1367010	江東区	臨海部における未来型幼・小・中一貫スクールの構想	「義務教育修業年限と学習内容の弾力化」
	0804390	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に適用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2057020	特定非営利活動法人 どんぐり向方塾(むかじゅく)	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	学業就業年限の弾力化を行う
	0804500	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に適用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2054050	特定非営利活動法人 京都カレッジセンター	京都府公設民営学校特区	学校修業年限の弾力化(小・中・高)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	0804780	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2176050	こんな学校にしたい会	浦安にチャータースクールを創ろう	学校修業年限の弾力化(小・中・高)
	0804940	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2047020	小川に手作りの学校をつくる会	子どもと地域全体で育ちあう学校教育特区	学業就業年限の弾力化(幼・小・中一貫教育)
	0805180	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2071050	吹田チャータースクール研究会	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	学校修業年限の弾力化(幼・小・中・高)
	0805250	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2051020	大岡にあたらしい学校をつくる会	地域と共につくる学校教育特区	学業就業年限の弾力化(幼・小・中一貫教育)
	0805360	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2072050	大阪チャータースクール研究会	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	学校修業年限の弾力化(幼・小・中・高)
	0805440	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2012040	大阪に新しい学校を創る会	多様性教育特区	学校修業年限の弾力化(小・中・高等学校)
	0805520	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2036040	長野に新しい学校を創る会	市民がつくる学校設立特区	学校修業年限の弾力化(小・中・高)
	0805600	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2124050	長野県公設民営学校連合会	長野県公設民営学校特区	学校修業年限の弾力化(小・中・高)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0805690	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2123050	東京 チャー タース クール 研究会	東京バイリン ガルスクール 特区	学校修学年限の弾力 化(小・中・高)
	0805780	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2121050	福岡 チャー タース クール 研究会	福岡バイリン ガルスクール 特区	学校修学年限の弾力 化(小・中・高)
	0805100	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用し、学校種間の円滑な接続は可能。なお、現行の学校制度については広く社会に定着しており、修業年限の見直しは国民や社会に大きな影響を及ぼすことから、広く国民の理解を得ながら、中長期的な観点で慎重に検討すべきことがらであり、特に、修学の結果得られる卒業資格のように、個人に付与され、その効果が全国に及びようなものについては、全国一律に扱われるべきであり、特区での特例的な取扱には馴染まない。									2122050	神戸 チャー タース クール 研究会	神戸バイリン ガルスクール 特区	学校修学年限の弾力 化(小・中・高)
土曜日及び日曜日 に授業を行うこと を可能とし、学校 週6日制とする。	0800730	学校週5日制を変更することはできないが、土曜日等の学校休業日に希望者のみを対象とした学習活動を行うことは可能である。また、特に必要のある場合、休業日を学業日と振り替えることにより、土曜日及び日曜日に授業をすることは現行制度でも可能である。	提案は、一律の土曜日休業についての義務づけをはずし、自治体の判断で土曜日も授業日とすることができないが、具体的に検討し回答されたい。	台東区においても土曜スクールを開設しているとおり、現行制度でも月から金に加え、土曜日及び日曜日に教育課程外の教育活動を行うことは可能である。しかし、あらたに全員一律に出席を強制する土曜スクールを開設することは、休業日における児童生徒の多様な活動の機会を奪うこととなり適当ではない。	C D - 1		C - 1	貴省からの回答には、「児童生徒が主体的に活動できる機会を提供するという完全学校週5日制の目的に照らし、土日は一律に授業を行わない休業日とすることが必要」と文部科学省が回答したとあるが、多様な活動の機会を与える取組の一つとして、土曜日及び日曜日に教育委員会が学習活動の機会を提供することは、何ら、完全学校週5日制の趣旨に反しない。したがって、土曜日及び日曜日に教育課程外の教育活動を行うことは可能である。なお、特別な理由がある時に、土曜日及び日曜日に授業を行うことは、休業日を学業日に振り替えることによって現行制度でも可能であり、地域に事情がある時はこれを活用することも考えられる。また、私立学校について各学校の自主性を尊重する観点から、各学校において休業日を定めることとされているが、完全学校週5日制の趣旨は国公立を連して異なるものではないため、私立学校に対しても完全学校週5日制の趣旨について、あらゆる機会に説明しているところである。くり返しになるが、完全学校週5日制の趣旨は、児童生徒や地域の実態に応じて、学校だけでは体験できない多様な体験を児童生徒が家庭や地域でもつために、主体的に多様な活動が出来る機会を増やそうとするものである。児童生徒はこうした多様な活動が出来る機会を持つ権利があり、学校教育においてはこれを保障する必要がある。ただ、私立学校については、児童生徒(又は保護者)が、あえてそのような選択をしているものであり、教育の機会を公平に提供する公立学校とは同列に論じることが出来ない。		1230010	東京都台 東区	土曜スクール 特区	学校教育法施行規則 第47条に関する休 業日の一部を削除	
	0800730	台東区の提案「1230010」への回答と同様	提案は、一律の土曜日休業についての義務づけをはずし、自治体の判断で土曜日も授業日とすることができないが、具体的に検討し回答されたい。	児童生徒が主体的に活動できる機会を提供するという完全学校週5日制の目的に照らし、土日は一律に授業を行わない休業日とすることが必要である。ただし、児童生徒に対して出席することを強制はできないが、月から金に加え、土曜日及び日曜日に教育課程外の教育活動を行うことは可能である。また、特に必要のある場合、休業日を学業日と振り替えることにより、土曜日及び日曜日に授業をすることは現行制度でも可能である。	C D - 1		C - 1				1450030	長野県	多様な教育力 リキュラム実 現特区	公立学校の休業日の 弾力化
土曜日及び日曜日 に授業を行い、他 の曜日を休業日と する。	0800730	台東区の提案「1230010」への回答と同様	提案は、一律の土曜日休業についての義務づけをはずし、自治体の判断で土曜日も授業日とすることができないが、具体的に検討し回答されたい。	多様な学習の機会の確保の観点から、特に必要のある場合、休業日を学業日と振り替えることにより、土曜日及び日曜日に授業をすることは現行制度でも可能である。ただし、学校外の生徒の多様な活動の機会を確保する観点から、生徒にとっての過当な授業を受けたい目を減らすことのないよう必要がある。なお、児童生徒に対して出席することを強制はできないが、月から金に加え、土曜日及び日曜日に教育課程外の教育活動を行うことも可能である。	C D - 1		D-1				1210010	岡山県教 育委員会	岡山教育特区	土曜日及び日曜日に 授業を実施するこ を容認する。
「不登校児童生 徒」の名称変更	0803720	不登校児童生徒という名称は規制ではない。また、偏見を助長するものとは認識していない。					F				2173040	NPO法人東 京シユタ イナ シューレ	NPO法人教 育施設私立学 校化特区	特定の種類の学校を 設置する学校法人を 設立する際の校地校 舎の自己所有要件の 緩和 (不登校児童生徒を 対象とする学校) 不登校児童生徒を対 象とした新しいタイ プの学校の設置によ る、教育課程の弾力 化
中学校を卒業した 者と同等以上の学 力があると認めら れる者の認定の緩和	0801640	高等学校の入学資格のように個人の利益に直接関係する事項は全国一律に扱われるべきであり、特区での特別な扱いにはなじまない。なお、インターナショナルスクールの卒業生に対する高等学校進学機会の拡大については、平成14年度中に全国一律に実施すべく現在検討中である。			B-2		B - 2				1180020	京都市	知の創出・活 用特区	中学校を卒業した者 と同等以上の学力が 認められる者の規定 の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0804520	高等学校の入学資格のように個人の利益に直接係 る事項は全国一律に扱われるべきであり、特区での 特別な扱いにはなじまない。なお、インターナシ ョナルスクールの卒業生に対する高等学校進学機 会の拡大については、今年度中に全国一律に実施す べく現在検討中である。									2054070	特定非営 利活動法 人京都カ ウンセ ンター	京都府公設民 営学校特区	高校入学資格の緩和
	0804800	高等学校の入学資格のように個人の利益に直接係 る事項は全国一律に扱われるべきであり、特区での 特別な扱いにはなじまない。なお、インターナシ ョナルスクールの卒業生に対する高等学校進学機 会の拡大については、今年度中に全国一律に実施す べく現在検討中である。			B-2						2176070	こんな学 校にしたい 会	浦安にチャー タースクール を創ろう	高校入学資格の緩和
	0805200	高等学校の入学資格のように個人の利益に直接係 る事項は全国一律に扱われるべきであり、特区での 特別な扱いにはなじまない。なお、インターナシ ョナルスクールの卒業生に対する高等学校進学機 会の拡大については、今年度中に全国一律に実施す べく現在検討中である。			B-2						2071070	吹田 チャー タースク 研究会	発達と学習週 期によるタイ ムリカーリ キュラムの再 編に応える幼 小中一貫11年 制学校特区	高校入学資格の緩和
	0805620	高等学校の入学資格のように個人の利益に直接係 る事項は全国一律に扱われるべきであり、特区での 特別な扱いにはなじまない。なお、インターナシ ョナルスクールの卒業生に対する高等学校進学機 会の拡大については、今年度中に全国一律に実施す べく現在検討中である。			B-2						2124070	長野県公 設民営学 校連合会	長野県公設民 営学校特区	高校入学資格の緩和
	0805380	高等学校の入学資格のように個人の利益に直接係 る事項は全国一律に扱われるべきであり、特区での 特別な扱いにはなじまない。なお、インターナシ ョナルスクールの卒業生に対する高等学校進学機 会の拡大については、今年度中に全国一律に実施す べく現在検討中である。			B-2						2072070	大阪 チャー タースク 研究会	発達と学習週 期によるタイ ムリカーリ キュラムの再 編に応える幼 小中一貫11年 制学校特区	高校入学資格の緩和
学校外で教育課程 上の授業と社会教 育との融合、学校 外教育機関での教 育活動を学校教育 活動として行う	0800440	社会教育施設における教育活動を教育課程上に位置 付けて実施することは現行制度上可能である。					D - 1				1049010	川口市	学校外教育機 関の活用特区	学校外教育機関での 教育活動を授業時数 として認定する
軽度発達障害のある 児童生徒のための 教育的法的措置 の明確化	0805020	現行制度上、学校が生徒の実態を踏まえ、個別指導 のための計画を作成することは可能である。	軽度発達障害児に対する特別支援教育を法的に措置したいとい う観点から、再度検討し回答されたい。	法的に位置づけなくても個別指導計画の作成は可能であり、新たに措置する必要はな い。なお、新たに個別指導計画の作成を義務づけることは構造改革特区の趣旨になじま ないものである。	D - 1		D - 1				2068020	松本子ど もの輝き 小・中・高 等学校を 創る会	軽度発達障害 児のための個 別教育特区	軽度発達障害児のた めの個別学習指導計 画立案の義務化
	0805010	現行制度上、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒 を通常の学級で教育することについては当該児童生 徒の状態に応じた工夫が可能である。	軽度発達障害児に対する特別支援教育を法的に措置したいとい う観点から、再度検討し回答されたい。	法的に位置づけなくても軽度発達障害の児童生徒の学校教育は可能であり、新たに措 置する必要はない。	D - 1						2068010	松本子ど もの輝き 小・中・高 等学校を 創る会	軽度発達障害 児のための個 別教育特区	学校教育法への軽度 発達障害児のための 教育を位置づけ
課程[全・定・通] の枠を超えた新しい タイプの単位制 高校の設置	0801600	定時制課程は、学校教育法第4条に「夜間その他特 別な時間又は時期において授業を行う課程」と規定さ れていることから、定時制課程を選択することにより 、提案の時間帯において授業を行うことは現行制 度上可能となっている。	提案は、全日制課程において、朝から夜間まで、最大12時間 の授業展開を可とするものであり、これについて具体的に検討 し回答されたい。	管理コード0801550を参照されたい。	D - 1		C - 1	貴省からの回答には、「定時制高等学校で実施され ているとあり、現行制度上可能」とあるが、提 案者からの意見では、「新しいタイプの単位制高 校を、既存の3課程以外の課程として設置した場 合、あるいは全日制課程として設置した場合、そ れぞれについて一日最大12時間の授業を行うこ とができるか」とあり、これについて再度検討 し回答されたい。	管理コード0801550を参照されたい。	D - 1	1234060	京都府	京の高校教育 改革特区(課 程[全・定・ 通]の枠を超 えた新しい タイプの単位 制高校の設置)	授業時間帯の拡大
	0801580	技能連携制度は、働きながら学ぶ生徒のために、高 等学校と職業訓練所や専修学校などの技能教育のた めの施設で同一の教育を重複して受けている場合、 その二重負担を軽減することにより、生徒の高等学 校における学習を効果的に行わせることを目的とし て創設した制度であり、定時制課程及び通信制課程 として設置することにより、現行制度上可能として いる。	提案は、定時制及び通信制課程に限定せずに各コースにおいて 技能連携による単位認定を可とするものであり、これについて 具体的に検討し回答されたい。	管理コード0801550を参照されたい。	D - 1			貴省からの回答には、「定時制高等学校で実施され ているとあり、現行制度上可能」とあるが、提 案者からの意見では、「新しいタイプの単位制高 校を、既存の3課程以外の課程として設置した場 合、あるいは全日制課程として設置した場合、そ れぞれについて技能連携制度を活用できないか」 とあり、これについて再度検討し回答されたい。	管理コード0801550を参照されたい。		1234040	京都府	京の高校教育 改革特区(課 程[全・定・ 通]の枠を超 えた新しい タイプの単位 制高校の設置)	技能連携による単位 認定の弾力化
	0801550	定時制課程は、学校教育法第4条により「夜間その他 特別な時間又は時期において授業を行う課程」とさ れており、全日制と同等の時間帯においても授業を 実施できるとともに、通信制課程との併修(上限なし)も可能である。このように、定時制課程は、全 日制、定時制、通信制の課程の枠を超えて履修す ることができる制度となっており、現行制度上可能と なっている。	提案は、全日制や定時制、通信制といった課程の枠を超えて学 べる新しいタイプの単位制高校の設置であり、これについて具 体的に検討し回答されたい。	管理コード0801550、0801560、0801580、0801590、0801600についての京都府の提案 は、新しいタイプの高等学校としているが、これら提案事項のすべては、既に各県に設 置されているいわゆる三部制の定時制高等学校で実施されているとあり、現行制度上 可能となっている。また、 本提案は新たな制度の創設に該当し、規制緩和事項ではない。				貴省からの回答には、「定時制高等学校で実施され ているとあり、現行制度上可能」とあるが、提 案者からの意見では、「新しいタイプの単位制高 校を、既存の3課程以外の課程として設置し、その 全日制課程に定時制課程、通信制課程に認められ ている柔軟な諸制度が認められないか」とあり、 これについて再度検討し回答されたい。	管理コード0801550、0801560、0801580、0801590、 0801600については、定時制課程の特色を全日制課 程又は3課程以外の課程に導入するという提案であ るが、現行の教育制度は広く国民の間に定着してお り、国民の理解を得ながら中・長期的な視点で慎重 な検討をすべき事柄であり、その効果が全国に及ぶ ようなものについては、全国一律に実施すべきであ るため、特区にはなじまない。なお、本提案の想定さ れている学校を設置することについては、既に各県に 設置されているいわゆる三部制の定時制高等学校 で実施されているとあり、現行制度上可能となってい る。		1234010	京都府	京の高校教育 改革特区(課 程[全・定・ 通]の枠を超 えた新しい タイプの単位 制高校の設置)	全日制や定時制、通 信制といった課程の 枠を超えて学べる新 しいタイプの単位制 高校の設置

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0801560	現行制度では、定時制課程及び通信制課程の修業年 限が3年以上とされており、定時制課程を設置する ことにより対応が可能である。	提案は、従来の全日制、定時制、通信制の枠を超えた柔軟なシ ステムを追求した高校の設置し、各コースとも修業年限は3年 以上に柔軟に設定したいというものであり、これについて具体 的に検討し回答されたい。	管理コード0801550を参照されたい。	D - 1			貴省からの回答には、「定時制高等学校で実施さ れているとおり、現行制度上可能」とあるが、提 案者からの意見では、「新しいタイプの単位制高 校を、既存の3課程以外の課程として設置した場 合、あるいは全日制課程として設置した場合、そ れぞれについて「3年以上」との修業年限の定め ができないか」とあり、これについて再度検討し 回答されたい。	管理コード0801550を参照されたい。		1234020	京都府	京の高校教育 改革特区(課 程「全・定・ 通」の枠を超 えた新しいク タイプの単位制 高校の設置)	修業年限の柔軟な設 定
	0801590	大学入学資格検定は、学校教育の補完的制度で、 何らかの事情により高等学校に行けなかった者や高 等学校中途退学者などに、高等学校卒業と同等以上 の学力があるかどうかを認定する検定試験であり、 働きながらも広く高等教育を受ける機会を付与す るためのものであることから、定時制課程及び通信 制課程として設置することにより、現行制度上でも 受検が可能となっている。	提案は、定時制及び通信制課程に在籍する者にかかわらず、各 コースにおいて大学入学資格検定の受検を可とし、各コース において大学入学資格検定の合格科目の単位認定を可とするもの であり、これについて具体的に検討し回答されたい。	管理コード0801550を参照されたい。	D - 1			貴省からの回答には、「定時制高等学校で実施さ れているとおり、現行制度上可能」とあるが、提 案者からの意見では、「新しいタイプの単位制高 校を、既存の3課程以外の課程として設置した場 合、あるいは全日制課程として設置した場合、そ れぞれの在籍生徒について、大学入学資格検定受 検資格の付与、大学入学資格検定合格科目の単位 認定ができないか」とあり、これについて再度検 討し回答されたい。	管理コード0801550を参照されたい。		1234050	京都府	京の高校教育 改革特区(課 程「全・定・ 通」の枠を超 えた新しいク タイプの単位制 高校の設置)	大学入学資格検定受 検資格及び合格科目 の単位認定の弾力化
L D、ADHD、 高機能自閉症等の 児童生徒のための 教科の自由な設定 (小・中・高等学 校)	0803450	現行制度上、L D、ADHD、高機能自閉症等の児童 生徒の教育について、1日ごとに指導計画を定めるな ど、当該児童生徒の状態に応じた工夫が可能である 。	提案は、学習指導要領の範囲をこえたカリキュラムを、研究開 発学校制度によらず、学期・週・日単位で流動的に設定したい というものであり、この観点から再度検討し回答されたい。	現行制度上、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒の教育について、1日ごとに指導 計画を定めるなど、当該児童生徒の状態に応じた工夫が可能である。なお、学習指導要 領等によらないカリキュラムの編成については、構造改革特別区域基本方針別表に記 載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置基準」において実施可能。本事業は内 閣総理大臣の認定の他に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自 主性を最大限に尊重するものである。	D-2	Ⅲ	D - 1				2045030	NPO法人ラ イナスの 会	要配慮時及び 不登校児童生 徒の学校特区	教科の自由な設定 (小・中・高等学 校)
高等学校の全課程 修了に必要な単位 数の削減	0802820	学校外の就業体験活動等については、高等学校の 教育活動として適切である内容を備えている場合に ついては、卒業の認定に必要な修得単位数に加える ことは現行制度上可能となっている。特区構造改革 基本方針の「高等学校等における学校外学修の認定 可能単位数拡大事業」を活用することにより、就業 体験活動等を高等学校卒業に必要な74単位のうち 36単位までを認定することができるため、提案内 容については対応可能となっている。					D - 2				2152100	(株)東 京リカ ルマイ ンド	ビジネス・ハ イスク ール設 置特区	修了単位数の削減
中等教育学校後期 課程における収容 定員増の容認	0800320	中高一貫教育は、その円滑な導入のため、中等教育 学校、併設型中高一貫教育校、連携型中高一貫教育 校のいずれかを選択して設置できる制度となっており 、提案の内容については、併設型中高一貫教育校 を選択することにより、現行制度上可能となってい る。	提案は、中等教育学校において、後期課程からの生徒の受け入 れを容認することであり、これについて検討し、回答され たい。	中等教育学校は、6年間の一貫教育を施すことを目的としている修業年限6年の新しい 学校種である。このため、教育課程も中学校や高等学校とは異なっていることが通常で あり、後期課程(高等学校段階)からの生徒の受け入れをすることはできない。なお、高 等学校段階における学級数の増という提案については、中高一貫教育校のうちの併設 型をとることにより実施可能である。	D - 1		C - 1	提案は、既存の中等教育学校において受け入れた いとするものであり、併設型をとることは困難で ある。地域の実情を踏まえ、自治体が適切な代替 措置を講じることに、特区において提案を実現 できないか、再度検討し回答されたい。		D - 1	1123010	前橋市	中等教育学校 後期課程の学 級数を弾力化 する特区	中等教育学校後期課 程における学級数増 の容認
学園教育法(仮 称)の制定	0803770	具体的な規制の緩和を求めものではなく、特区制 度の趣旨に合致しない。					E				2174070	NPO法人東 京シユ タイ ン シユ レ	NPO法人教育 施設公設民営 型学校化特区	学校教育法によら ない新しい形の学 校運営方式
「構造改革特区研 究開発学校」の申 請を学校法人設立 認可申請時点で行 うことの容認	0803500	構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造 改革特区研究開発学校設置事業」は、本事業に係る 申請と学校設立に係る都道府県への申請を同時に行 うことを排除するものではない。	提案に記載されている事項については、全て実施可能というこ とでよい。	構造改革特別区域研究開発学校設置事業に係る申請と学校設立に係る都道府県への申請 を同時に行うことは可能である。			D - 2				2024020	N P O 法 人東京 自治の 学校	教育改革特区 「新しいク タイプの学 校の創設」	「構造改革特区研 究開発学校」の申 請を学校法人設立 認可申請時点で行 うことの容認
学校教育法第1条 「学校」の範囲の 拡大(初等中等 教育学校)	0800330	学校種としての小中高等学校が一体となった「初 等中等教育学校」は学校教育法第1条に規定されて いない。 学校の修業年限の変更は困難。 小中高等学校を併設することは現行において可能。 また、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある 「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」を 活用することにより、カリキュラムを弾力的に運用 することによって、小中高一貫教育等は実現可能。	提案は、修業年限の変更を求めているものではなく、小中高間 の柔軟な連携をめざすものだと考えられる。中等教育学校や、 小中高一貫教育が存在することを踏まえ、初等中等教育学 校」を法的に認めることが可能ではないか。提案者の趣旨を踏 まえて再度検討されたい。	提案の趣旨は小中高間の柔軟な連携を目指すものであり、「初等中等教育学校」とい う新たな制度を設けなくとも、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革 特別区域研究開発学校設置事業」を活用することにより実現可能。	D - 1 D - 2		C - 1			D - 1 D - 2	1200010	群馬県太 田市	太田外国語教 育特区	学校教育法第1条 「学校」の範囲の 拡大。
学校教育法第1条 「学校」の範囲の 拡大(インターナ ショナルスクール)	0803100	学校教育法第1条に定める学校は、国民の育成を期 して教育を行う「公の性質」を有するものであり、 組織・運営、教職員、教育目標、教育内容等につ いて、法令に基づき一定の枠組みが設けられている。 とりわけ、義務教育段階の小中学校では、国民とし て共通に身に付けるべき基礎・基本を修得させるも のであり、保護者にこれらの学校への就学義務を課 している。 他方、インターナショナルスクールは、その性質 上、自由な教育内容等をその特色としているところ 、こうしたインターナショナルスクールは、学校 教育法第1条に定める学校とは、その性格を異にす るものであり、特区においても、1条校とみなすこ とはできない。					C - 1				2030010	三菱地所 株式会社	国際人材育 成・技術交流 特区	学校教育法第1条 学 校の範囲の拡大(イ ンターナショナル スクールを「学校」と みなす)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
教科書制度の弾力化	0800380	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。 なお、この点については、通知にて各都道府県に周知することとしている。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。			D - 2				1200060	群馬県太田市	太田外国語教育特区	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)	
	0801250	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。 なお、この点については、通知にて各都道府県に周知することとしている。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。							1450040	長野県	多様な教育カリキュラム実現特区	教科書使用の弾力化	
	0802460	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。								2082030	株式会社秀学	教育特区	不登校児童生徒対応の新しいタイプの学校運営における一部規制の適除外
	0802530	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。								2105040	株式会社ユーボレオン	バイリンガル・IT教育特区	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)
	0803080	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。								2079030	厚木ゼミナール	教育特区「自然科学体験を活用した小・中一貫校の設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外
	0803170	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。								2080030	藤原学園実験教育研究所	教育特区「理科実験体験教育を重点におく小・中一貫校設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外
	0803250	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。								2081030	武蔵丘学院	教育特区「自然科学・社会体験教育を重点に据えた小・中一貫校設置・運営」	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外
	0803470	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。								2045050	NPO法人ライナスの会	要配慮時及び不登校児童生徒の学校特区	教科用図書制度の弾力化
	0803560	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。								2112030	NPO法人京都教育文化研究所	教育改革特区	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)
	0804330	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。								2063070	特定非営利活動法人IWC / IAC 国際市民の会	教育特区	小学校の中心教科用図書は学校教育法で定められている。文部科学大臣の検定を結ぶか、文部科学省が著作の名義を有するものに拘らない。
	0804340	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。								2063080	特定非営利活動法人IWC / IAC 国際理解の会	教育特区	中学校の中心教科用図書は学校教育法で定められている。文部科学大臣の検定を結ぶか、文部科学省が著作の名義を有するものに拘らない。
	0804380	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。								2057010	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	教科用図書制度の弾力化
	0805460	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、検定教科書以外の図書を教科書として使用したいというものだが、これについては可能か。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。								2012060	大阪に新しい学校を創る会	多様性教育特区	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
地方自治体の長の 認可にもとづいた 教科用図書を選定 基準の容認	0804140	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、特区においては、特区に認定された地方自治体の長の認可にもとづき、別途教科用図書の選定基準を定めるものとしたいとあるが、これについて具体的に検討し回答されたい。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。なお、この場合、公立学校であれば教育委員会、私立学校であれば校長の判断で採択が行われることになり、新たに自治体の長の認可にかからしめる制度を構築することは適当でない。	D - 2		D - 2				2139190	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	教科用図書制度の弾力化
	0804150	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、特区においては、特区に認定された地方自治体の長の認可にもとづき、別途教科用図書の選定基準を定めるものとしたいとあるが、これについて具体的に検討し回答されたい。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。なお、この場合、公立学校であれば教育委員会、私立学校であれば校長の判断で採択が行われることになり、新たに自治体の長の認可にかからしめる制度を構築することは適当でない。	D - 2						2139200	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	教科用図書制度の弾力化
	0804160	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、特区においては、特区に認定された地方自治体の長の認可にもとづき、別途教科用図書の選定基準を定めるものとしたいとあるが、これについて具体的に検討し回答されたい。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。なお、この場合、公立学校であれば教育委員会、私立学校であれば校長の判断で採択が行われることになり、新たに自治体の長の認可にかからしめる制度を構築することは適当でない。	D - 2						2139210	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	教科用図書制度の弾力化
	0804170	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、特区においては、特区に認定された地方自治体の長の認可にもとづき、別途教科用図書の選定基準を定めるものとしたいとあるが、これについて具体的に検討し回答されたい。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能である。なお、この場合、公立学校であれば教育委員会、私立学校であれば校長の判断で採択が行われることになり、新たに自治体の長の認可にかからしめる制度を構築することは適当でない。	D - 2						2139220	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	教科用図書制度の弾力化
	0804930	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、教科用図書を使用せずに、地域の専門化が独自の教材を用いて生活体験を教えることができるようにし、また、教科書使用の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行いたいというものであるが、これについて具体的に検討し回答されたい。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能であり、この場合、独自の教材の使用も可能である。なお、この場合、公立学校であれば教育委員会、私立学校であれば校長の判断で採択が行われることになり、新たに自治体の長の認定にかからしめる制度を構築することは適当でない。	D - 2						2047010	小川に手作り小学校をつくる会	子どもと地域全体で育ちあう学校教育特区	教科用図書制度の弾力化
	0805240	構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、各学校等の判断で検定教科書以外の図書を主たる教材として使用することは、現行法制度上可能である。	提案は、教科用図書を使用せずに、地域の専門化が独自の教材を用いて生活体験を教えることができるようにし、また、教科書使用の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行いたいというものであるが、これについて具体的に検討し回答されたい。	左記に回答したとおり、構造改革特区研究開発学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであれば、検定教科書以外の図書を「教科書」として使用することは可能であり、この場合、独自の教材の使用も可能である。なお、この場合、公立学校であれば教育委員会、私立学校であれば校長の判断で採択が行われることになり、新たに自治体の長の認定にかからしめる制度を構築することは適当でない。	D - 2						2051010	大岡にあたらしい学校をつくる会	地域と共につくる学校教育特区	教科用図書制度の弾力化
	0800840	杉並区の提案「1395010」への回答と同様	提案内容について具体的に検討し、回答されたい。	杉並区の提案「1395010」への回答と同様	D - 2							1395040	杉並区	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)
複数教科書使用の特例	0802240	左記の学校教育法21条2項の規定により、現行制度上、検定教科書と併せて、他の複数の図書を使用することは可能である。					D - 1				2158010	個人	北関東特区	小中学校義務教育課程において柔軟性のある高度な授業を展開するための規制緩和。
上学年の教科用図書を 下学年の児童生徒に 給与できる特例	0801820	構造改革特区研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年用の教科書及び所属学年以外の学年用教科書を併せて使用する等の場合にあっては、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することが可能となるよう通知を発出する。	現状では規制がないと考えてよいが。	提案で指摘された通知は、国が教科書を無償で給与する際の手続を定めているものであるが、提案のような上学年教科書を下学年で給与する形態での教科書給与は過去に要望された例がなく、また、想定されていないため、特にそうした際の手続について定めていなかったため、今回、提案内容が可能となるように新たに通知を発出することを予定している。			A				1304010	奈良県	教育特区(小中一貫校の設置)	上学年の教科用図書を下学年の児童生徒に給与できる特例
学校法人の校地・校舎の自己所有要件の 不要化(小・中・高)	0801060	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。	A D - 1		A				1207010	横須賀市	国際教育特区	構造改革特区研究開発学校(小・中・高等学校)を設置する際の校地・校舎等の自己所有要件の緩和
	0801170	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。また、大学等については、校地については現行でも可能であり、校舎についても可能とする方向で告示を本年度中に改正することを検討中である。	A D - 1						1435010	長野県	学校法人設立認可条件緩和特区	学校法人の施設・設備及び財産要件の緩和
	0803820	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。	A D - 1						2131060	NPO法人楠の木学園	NPO法人学校特区	学校認可に関する施設、設備の条件の緩和
	0804080	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。	A D - 1						2139130	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	学校施設および設備の備用に関する基準緩和の拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」 の見直し	「措置の 内容」 の見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0804450	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。 また、「学校経営に必要な財産」をどの程度求めるかについては、都道府県知事の判断による。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものなのか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそも「学校経営に必要な財産」という基準そのものを変えなければならないか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。 ・「学校経営に必要な財産」という基準そのものについて国から都道府県に示したことはなく、各都道府県において学校経営にどの程度の財産が必要かを判断し、認可審査基準を策定しているところである。なお、これらの基準については、私立学校設置促進の観点から、弾力化するように周知しているところである。	A D - 1						2057080	特定非営利活動法人とくぐり方向塾(むかがたじゅく)	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	学校事業者の認可基準の緩和又は撤廃について
	0804840	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものなのか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそも「学校経営に必要な財産」という基準そのものを変えなければならないか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。	A D - 1						2087040	横浜にシユタイナー学園をつくる会	NPO法人学校特区	学校認可に関する施設、設備の条件の緩和
	0805000	構造改革特区においては、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、校地及び校舎は負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとする。なお、特区に限らず、廃校となった公立学校の施設など地方公共団体等の施設を長期に渡り安定して使用する条件を取得している場合等、教育上支障がない場合には、所轄庁である都道府県知事の判断で認可することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものなのか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそも「学校経営に必要な財産」という基準そのものを変えなければならないか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。 ・「学校経営に必要な財産」という基準そのものについて国から都道府県に示したことはなく、各都道府県において学校経営にどの程度の財産が必要かを判断し、認可審査基準を策定しているところである。なお、これらの基準については、私立学校設置促進の観点から、弾力化するように周知しているところである。	A D - 1						2047080	小川に手作り小学校をつくる会	子どもと地域全体で育ちあう学校教育特区	学校事業者の認可基準の緩和又は撤廃
	0805310	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものなのか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそも「学校経営に必要な財産」という基準そのものを変えなければならないか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。	A D - 1						2051080	大岡にあたらしい学校をつくる会	地域と共につくる学校教育特区	学校事業者の認可基準の緩和又は撤廃
	0805410	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。 また、「学校経営に必要な財産」をどの程度求めるかについては、都道府県知事の判断による。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものなのか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそも「学校経営に必要な財産」という基準そのものを変えなければならないか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。	A D - 1						2012010	大阪に新しい学校を創る会	多様性教育特区	学校法人が私立学校を設置する際の条件の緩和
	0805420	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものなのか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそも「学校経営に必要な財産」という基準そのものを変えなければならないか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。	A D - 1						2012020	大阪に新しい学校を創る会	多様性教育特区	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和
	0803640	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する方向で検討する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものなのか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそも「学校経営に必要な財産」という基準そのものを変えなければならないか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。	A D - 1						2010020	NPO法人教育ルネッサンス	川越にNPO法人学校の「救」を創る会	学校設置主体の要件の緩和
学校法人の校地・校舎の自己所有要件の不要化(大学・大学院)	0800830	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものなのか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそも「学校経営に必要な財産」という基準そのものを変えなければならないか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・校地については現行でも可能であり、校舎についても可能とする方向で告示を本年度中に改正することを検討中である。	A D - 1		A				1318040	大田区	OTA産業経済特区	大学・大学院設置基準の緩和
	0801380	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものなのか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそも「学校経営に必要な財産」という基準そのものを変えなければならないか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・校地については現行でも可能であり、校舎についても可能とする方向で告示を本年度中に改正することを検討中である。	A D - 1						1301010	静岡県	光技術関連産業集積促進特区	大学設置基準の緩和(校地の2分の1は自己所有)
	0800920	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものなのか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそも「学校経営に必要な財産」という基準そのものを変えなければならないか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。また、大学等については、校地については現行でも可能であり、校舎についても可能とする方向で告示を本年度中に改正することを検討中である。	A D - 1						1370020	三鷹市	教育改革・知創造特区	株式会社等が大学院を設置する場合の校地校舎について

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0801390	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・校地については現行でも可能であり、校舎についても可能とする方向で告示を本年度中に改正することを検討中である。	A D - 1						1301020	静岡県	光技術関連産業集積促進特区	学校法人が私立学校を設置する際の条件緩和
	0800750	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・所轄庁の判断によるが制度上可能である。また、大学等については、校地については現行でも可能であり、校舎についても可能とする方向で告示を本年度中に改正することを検討中である。	A D - 1						1254060	豊田県	産業活力創生特区	財団法人が設置・運営する専門職大学院に関する用地・校舎の自己所有要件の撤廃
	0804910	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	提案は、各々の学校法人が適合する「(仮称)特別学校法人」により、連合大学院の運営を行う場合、「(仮称)特別学校法人」に対して、自己所有ではない民間施設借用を認めるというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	現行の学校法人制度で可能となるよう特区における措置を講ずる旨回答したところである。							2070010	私立大学教育ビジョン研究会	高度専門教育拠点形成特区	複数の学校法人が連合して大学院を設置する事業主体に関する大学院設置基準、学校法人会計基準の緩和
学校法人の校地・校舎の自己所有要件の緩和(廃園・廃校の活用)	0802090	構造改革特区においては、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認められる場合には、学校法人の寄付行為の認可可となり、校地及び校舎は負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとする。なお、特区に限らず、廃校となった公立学校の施設など地方公共団体等の施設を長期に渡り安定して使用する条件を取得している場合等、教育上支障がない場合には、所轄庁である都道府県知事の判断で認可することが可能である。	提案者の趣旨は、廃園となった幼稚園の借用を認めてほしいというものだが、公立学校の廃校だけでなく、それ以外の廃校についても認められるのか回答ありたい。	地方公共団体の財産であれば、安定的・継続的に借用することが可能であるから、借用が認められるという趣旨であり、「廃校となった公立学校の校舎等」は、地方公共団体の財産の例示である。			D - 1				2101030	株式会社東進	公設民営型英才幼児園	(現行の幼稚園・保育園施設の活用)
	0802220	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそもの「学校経営に必要な財産」という基準そのものを定める必要があるのではないのか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・「所轄庁の判断によるが制度上可能である。」 ・「学校経営に必要な財産」という基準そのものについて国から都道府県に示したことはなく、各都道府県において学校経営にどの程度の財産が必要かを判断し、認可審査基準を策定しているところである。なお、これらの基準については、私立学校設置促進の観点から、弾力化するように周知しているところである。							2100030	個人	国際教育開発特区	現行の施設の活用
	0804850	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・「所轄庁の判断によるが制度上可能である。」							2087050	横浜にシュタイナー学園をつくる会	NPO法人学校特区	学校認可に関する施設、設備の条件の緩和
	0800140	特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。									1183020	青森県	ITER国際教育特区	「学校法人の校地・校舎の自己所有要件の緩和」
経常経費の要件の緩和	0800350	学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する。 なお、特区に限らず、学校法人の設立に当たり、私立学校の施設として、廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能である。 また、「学校経営に必要な財産」として、資金をどの程度求めるかについては、都道府県知事の判断による。	・検討内容及び検討スケジュールを明らかにされたい。また、提案内容は提案が実現できるようなものか示されたい。 ・「廃校となった公立学校の校舎等を借用することが可能」とあるが、私立学校の施設として、借用した廃校のみで学校法人を設立することができるのか。 ・「都道府県知事の判断による」とあるが、そもそもの「学校経営に必要な財産」という基準そのものを定める必要があるのではないのか。	・現行特区基本方針番号801の対象を、地方自治体が特別のニーズがあると認める場合には全ての学校種に拡大することについて、今回の特区基本方針の改定までに対応することを検討している。 ・「所轄庁の判断によるが制度上可能である。また、大学等については、校地については現行でも可能であり、校舎についても可能とする方向で告示を本年度中に改正することを検討中である。」 ・「学校経営に必要な財産」という基準そのものについて国から都道府県に示したことはなく、各都道府県において学校経営にどの程度の財産が必要かを判断し、認可審査基準を策定しているところである。なお、これらの基準については、私立学校設置促進の観点から、弾力化するように周知しているところである。	A D - 1		D - 1				1200030	群馬県太田市	太田外国語教育特区	「学校起業家」の認可に関して、施設、設備、経営に必要な財産等の特例措置。
学校事業者が設置した大学に対する是正命令について、都道府県知事が行うようにする。	0802630	大学の教育研究活動は全国的に展開されるものであり、都道府県知事が是正命令を行うことは不適切である。また、我が国の大学の教育研究を確保するためには、文部科学大臣が是正命令を行うことが必要である。	費省の措置分類の回答をこととするべきではないか。	貴見をふまえ、措置分類をCに変更する。	C		C - 1				2151050	(株)東京リーガルマインド	次世代大学特区	都道府県知事の学校事業者に対する是正命令について
	0802770	学校設置主体規制の緩和の一環としての制度の創設であり、規制緩和事項ではない。									2152050	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	都道府県知事の学校事業者に対する是正命令について
sit	0802600	大学の教育研究活動は全国的に展開されるものであり、都道府県知事が設置認可を行うことは不適切である。また、大学の教育研究水準を確保するとともに、我が国の大学及びその学位の国際的通用性を保証するため、大学の設置に際しては、文部科学大臣の認可が必要である。	費省の措置分類の回答をこととするべきではないか。	貴見をふまえ、措置分類をCに変更する。	C						2151020	(株)東京リーガルマインド	次世代大学特区	学校事業者の認可権者について

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
大学設置の際の借 入金の容認	0801710	学校の安定性継続性を確保する観点から、借入金による学校設置を認めることは適当ではない。学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置(校地・校舎の自己所有を有しない)の対象を拡大(「不登校児童生徒対象学校」等以外にも拡大し、地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、特例措置を講ずる)する方向で検討する。これにより、設置において必要となる資金は大幅に軽減されるものと考えられる。	すでに経営基盤のある学校法人が設立する私立大学の場合、借入金返済済書の提出を義務づける等の措置を講ずることにより、設立資金に一定基準の借入金を認める特例を設けられないが、再度具体的に検討し回答されたい。	今回特区において、特例を認めることとした校地校舎の自己所有要件については、当該地域の事情によって認める必要のあるケースが想定されることから、特区制度に馴染むが、資産要件については、「借入金」を認めるか否か、という問題であり、地域によって事情が異なることは想定されず、特区において緩和することに馴染まないものとする。私立大学の設置にあたっては、既存法人も含め、学校経営の安定性・継続性の観点から借入金による大学の設置は不適切であると考えている。なお、大学の設置認可の弾力化については、今特区制度において自己所有要件の緩和を行うことを予定しており、今回の緩和の影響を検証してから、今後の対応を行ってまいりたい。			C-1				1394060	堺市	国際楽市楽座 特区	私立大学設置認可に 関する規制緩和
	0803390	学校の安定性継続性を確保する観点から、借入金による学校設置を認めることは適当ではない。しかしながら、大学等の設置時に必要な資金の多くは設置経費であることから、今回特区において地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、校地及び校舎は負担付き又は借用のものであっても差し支えないものとする。これにより、設置において必要となる資金は大幅に軽減されるものと考えられる。	すでに経営基盤のある学校法人が設立する私立大学の場合、借入金返済済書の提出を義務づける等の措置を講ずることにより、設立資金に一定基準の借入金を認める特例を設けられないが、再度具体的に検討し回答されたい。	今回特区において、特例を認めることとした校地校舎の自己所有要件については、当該地域の事情によって認める必要のあるケースが想定されることから、特区制度に馴染むが、資産要件については、「借入金」を認めるか否か、という問題であり、地域によって事情が異なることは想定されず、特区において緩和することに馴染まないものとする。私立大学の設置にあたっては、既存法人も含め、学校経営の安定性・継続性の観点から借入金による大学の設置は不適切であると考えている。なお、大学の設置認可の弾力化については、今特区制度において自己所有要件の緩和を行うことを予定しており、今回の緩和の影響を検証してから、今後の対応を行ってまいりたい。							2048050	堺商工会 議所	国際楽市楽座 特区	私立大学の設置認可 にかかわる規制緩和
大学院大学設置後 の寄附金に関する 制限の緩和	0801420	複数の企業等からの出捐を求める取扱いはない。					E				1301050	静岡県	光技術関連産 業集積促進特 区	大学院大学設置後 の寄附金に関する制限 の緩和
「少人数」の要件 の撤廃	0803630	少人数との要件は削除したところ。					D-2				2010010	NPO法人教 育ルネッ サンス	川越にNPO法 人学校の「教 壇校」を創る 会	学校設置主体の要件 の緩和
学校法人の校地・ 校舎の自己所有要 件の緩和(不登校 児童生徒対象校)	0803510	特区の第1次提案を踏まえた特例措置である「校地・校舎の自己所有を要しない不登校児童生徒対象学校」の設置を認める措置により対応可能である。					D-2				2024030	NPO法人東 京東京整 治の学校	教育改革特区 「新しいタイ プの学校の創 設」	学校法人の設置認可 及び私立学校の設置 について長期の借地 権のついた借地、及 び借家での学校の設 置を認可するよう措 置すること
学校法人格取得を 条件に借りられる 不動産(行政財産 等)がある場合、 仮契約を認可基準 として認め、法人 格取得後に正式契 約できるようにす ること。	0803710	学校法人設立のための不動産につき賃借契約をい つ結ぶかについては、規制していない。	学校法人格取得を条件に借りられる不動産(行政財産等)を、 学校法人設立のための校地校舎として賃借契約を結ぶことが、 現状ではできないとあるが、これについても可能ということ が。	通知等を含め、法令上の制限はない。			E				2173030	NPO法人東 京シユタ イナ シューレ	NPO法人教 育施設私立学 校化特区	特定の種類の学校を 設置する学校法人を 設立する際の校地校 舎の自己所有要件の 緩和 (不登校児童生徒を 対象とする学校)
私立学校・学校法 人の所轄庁の権限 の委譲	0801070	現行制度においても、貴市が神奈川県と協議を行 い、地方自治法に基づいて委譲されることが可能で ある。					C-1	貴省からの回答には、現行制度上、都道府県の判断により可能とあるが、現行制度にてにおいては都道府県が条例を作らない限り権限は市町村に委譲されない。特区を総理が認定した場合においては、このような条例がない場合であっても、都道府県の認可なくして設立が認められるようにできないか。再度検討し回答されたい。	株式会社又はNPO法人による学校の設置を認める特区の認定を受けた地方公共団体が市区町村である場合には、当該学校の設置認可については、当該市区町村の長が、当該市区町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。 なお、学校法人については、これまで説明してきているとおり、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。」とされているところであり、現行制度上、都道府県の判断により可能である。	A, D - 1	1207020	横須賀市	国際教育特区	構造改革特区の指 定を受けた地方公共 団体の認定による私 立学校(構造改革特 区研究開発学校)の 設置
	0802580	地方自治法第252条の17の2第1項の規定によ り、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、 条例の定めるところにより、市町村が処理するこ ととすることができる。」とされているところであ り、現行制度上、都道府県の判断により可能であ る。									2037030	(株)向 学社	教育特区	学校設立の認可者を 地方公共団体の長に する
	0803300	地方自治法第252条の17の2第1項の規定によ り、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、 条例の定めるところにより、市町村が処理するこ ととすることができる。」とされているところであ り、現行制度上、都道府県の判断により可能であ る。	提案の趣旨を踏まえ、現在都道府県知事にある権限を市町村に 委ねる法的措置をとることを具体的に検討し回答されたい。	都道府県知事の権限を市町村に委ねることは、都道府県知事の判断で可能であり、そ のような法的措置をとることは、当該都道府県について、国が強制的に都道府県知事の 裁量権を等々に等しく、地方分権の観点から適当ではないと考える。							2040010	学校法人 朝日学園	教育特区	寄附行為とその変更 の認可者を特区認定 の地方公共団体の長 に拡大
	0803310	地方自治法第252条の17の2第1項の規定によ り、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、 条例の定めるところにより、市町村が処理するこ ととすることができる。」とされているところであ り、現行制度上、都道府県の判断により可能であ る。	提案の趣旨を踏まえ、現在都道府県知事にある権限を市町村に 委ねる法的措置をとることを具体的に検討し回答されたい。	都道府県知事の権限を市町村に委ねることは、都道府県知事の判断で可能であり、そ のような法的措置をとることは、当該都道府県について、国が強制的に都道府県知事の 裁量権を等々に等しく、地方分権の観点から適当ではないと考える。							2040020	学校法人 朝日学園	教育特区	私立学校の認可者を 特区認定された地方 公共団体の長に拡大
	0804980	地方自治法第252条の17の2第1項の規定によ り、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、 条例の定めるところにより、市町村が処理するこ ととすることができる。」とされているところであ り、現行制度上、提案地方自治体の位置する都道 府県の判断により可能である。	提案の趣旨を踏まえ、現在都道府県知事にある権限を市町村に 委ねる法的措置をとることを具体的に検討し回答されたい。	都道府県知事の権限を市町村に委ねることは、都道府県知事の判断で可能であり、そ のような法的措置をとることは、当該都道府県について、国が強制的に都道府県知事の 裁量権を等々に等しく、地方分権の観点から適当ではないと考える。							2047060	小川に手 作りの学 校をつく る会	子どもと地域 全体で育ちあ う学校教育特 区	特区学校の設置認可

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0805290	地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。」とされているところであり、現行制度上、提案地方自治体の位置する都道府県の判断により可能である。	提案の趣旨を踏まえ、現在都道府県知事にある権限を市町村に委ねる法的措置をとることを具体的に検討し回答されたい。	都道府県知事の権限を市町村に委ねることは、都道府県知事の判断で可能であり、そのような法的措置をとることは、当該都道府県について、国が強制的に都道府県知事の裁量権を奪うに等しく、地方分権の観点から適当ではないと考える。							2051060	大岡にあたらしい学校をつくる会	地域と共につくる学校教育特区	特区学校の設置認可
	0802740	高等学校の所轄庁はそもそも都道府県知事であり、また、都道府県の条例に基づき市町村に委ねることも可能である。(地方自治法第252条の17の2第1項)	提案の趣旨を踏まえ、現在都道府県知事にある権限を市町村に委ねる法的措置をとることを具体的に検討し回答されたい。	都道府県知事の権限を市町村に委ねることは、都道府県知事の判断で可能であり、そのような法的措置をとることは、当該都道府県について、国が強制的に都道府県知事の裁量権を奪うに等しく、地方分権の観点から適当ではないと考える。							2152020	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	学校事業者の認可権者について
	0802750	高等学校の所轄庁はそもそも都道府県知事であり、また、都道府県の条例に基づき市町村に委ねることも可能である。(地方自治法第252条の17の2第1項)	提案の趣旨を踏まえ、現在都道府県知事にある権限を市町村に委ねる法的措置をとることを具体的に検討し回答されたい。	都道府県知事の権限を市町村に委ねることは、都道府県知事の判断で可能であり、そのような法的措置をとることは、当該都道府県について、国が強制的に都道府県知事の裁量権を奪うに等しく、地方分権の観点から適当ではないと考える。							2152030	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	学校事業者が届け出るべき事項について
	0803990	地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。」とされているところであり、現行制度上、都道府県の判断により可能である。	提案は、学校事業者および学校事業者による学校ができた場合における所轄庁の確認を定めるものであり、これについて明確に示されたい。	「学校事業者」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。							2139040	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	私立学校法における「学校事業者および学校事業者による学校」の所轄庁の確認
	0804000	地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。」とされているところであり、現行制度上、都道府県の判断により可能である。なお、私立学校法第5条の「課程」は教育「課程」ではなく、全日制・定時制・通信制等の「課程」である。									2139050	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	「学校事業者による学校」に対する所轄庁の権限の確認
	0804020	地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。」とされているところであり、現行制度上、都道府県の判断により可能である。	提案は、学校事業者および学校事業者による学校ができた場合に設置基準を適用外にしてほしいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「学校事業者」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。							2139070	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	学校教育法上の学校設置基準からの適用除外
	0804030	地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。」とされているところであり、現行制度上、都道府県の判断により可能である。	提案は、学校事業者および学校事業者による学校ができた場合に、学校設置・廃止等に関する規定を適用除外してほしいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「学校事業者」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。							2139080	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	学校教育法上の学校設置・廃止等に関する規定の適用除外
	0804220	地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。」とされているところであり、現行制度上、都道府県の判断により可能である。	提案は、学校事業者および学校事業者による学校ができた場合に、教員配置の選定を学校ごと独自の認定基準を設け、判断認定できるようにしてほしいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「学校事業者」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。							2139270	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	教員の配置手続きの弾力化
	0804430	地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。」とされているところであり、現行制度上、提案地方自治体の位置する都道府県の判断により可能である。									2057060	特定非営利活動法人どんぐり方向塾(むかがたじゅく)	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	特区学校の設置認可の緩和について
私立学校に係る申請や届出の細目提出義務の適用除外	0802760	学校設置主体規制の緩和の一環としての制度の創設であり、規制緩和事項ではない。					E				2152040	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	学校事業者が届け出る際の細目について
学校設置の際の申請書類の提出を不要とする	0802620	大学の設置に際しては、大学の設置計画が基準に適合しているかどうかを審査する必要があり、そのため必要最小限の書類の提出を求めているところである。					C - 1				2151040	(株)東京リーガルマインド	次世代大学特区	学校事業者が届け出る際の細目について
私立学校審議会への諮問の見直し	0801080	私学の専門性と適正性を確保する観点から、所轄庁の権限行使に当たり私立学校審議会に諮問することは必要である。なお、私立学校審議会の在り方については平成14年度中に結論を出すべく現在検討中であり、その検討結果を踏まえ全国的に対応する。	提案にある「構造改革特区の指定を受けた地方公共団体は、学識経験者等によって構成される第三者機関を設置し、私立学校審議会に代わり、私立学校の設置について諮問を行う」といった仕組みであれば、私学の自主性は確保されると考えられるが、再度具体的に検討し回答されたい。	私立学校審議会への諮問は必要であると考えているが、私立学校審議会の在り方については、本年度中に結論を出すべく検討中であり、検討結果を踏まえ、全国的に対応することとした。			C - 1	提案はからの意見には、「私立学校審議会の構成員の大半は私立学校関係者で占められているため、私立学校の多い都市部の審議会では、学校の新設には否定的であるので、利害関係者を含まない有識者による第三者機関による審査の方が公平である」とある。 また、私立学校審議会にかわる新たな審議会の創設が目的ではなく、あくまでも代案であって、本来の目的は、新たに設けられる特区学校に対する私立学校審議会の関与をなくすことである」との意見もある。 以上のような意見を踏まえ、特区を総理が認定した場合においては、私立学校審議会の付託を不要とすることを具体的に検討し回答されたい。			1207020	横須賀市	国際教育特区	構造改革特区の指定を受けた地方公共団体の認定による私立学校(構造改革特区研究開発学校)の設置

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0805430	私学に対する専門性と適正性を確保する観点から、所轄庁の権限行使に当たり私立学校審議会に諮問することは必要である。なお、私立学校審議会の在り方については平成14年度中に結論を出すべく現在検討中であり、その検討結果を踏まえ全国的に対応する。	提案にある「私立学校審議会の代りに、利害関係の少ない有識者からなる特区学校審議会を設け、これに審議を委ねる。」といった仕組みであれば、私学の自主性は確保されると考えられるが、再度具体的に検討し回答されたい。	私立学校審議会への諮問は必要であると考えているが、私立学校審議会の在り方については、本年度中に結論を出すべく検討中であり、検討結果を踏まえ、全国的に対応することとした。							2012030	大阪に新しい学校を創る会	多様性教育特区	私立学校の寄付行為並びに設置廃止等に閉する私立学校審議会への諮問義務の緩和
	0805670	学校設置主体規制の緩和の一環としての制度の創設であり、規制緩和事項ではない。	公設民営校ができた場合、特区地方公共団体の首長の下に特区公設学校民営審議会を創設し、学校の認可を都道府県知事が行うようにすることができるのか、具体的に検討し回答されたい。	「公設民営学校」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。							2176030	こんな学校にしたい会	浦安にチャータースクールを創ろう	特区公設民営学校審議会の創設
	0800670	新たな行政組織の創設であり、規制緩和事項ではない。 (私立学校に対する権限行使にあたっては、専門性と適正性を確保する観点から、私立学校審議会への諮問が必要である。)	提案は、公設民営学校が設置された場合、地方自治体の長の下にもうけられる「特区公設学校審議会」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	「公設民営学校」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。							1229020	東京都台東区	台東バイリンガルスクール特区	特区公設民営学校審議会の創設
	0803810	新たな行政組織の創設であり、規制緩和事項ではない。 (私立学校に対する権限行使にあたっては、専門性と適正性を確保する観点から、私立学校審議会への諮問が必要である。)	提案は、地方自治体の長の下にもうけられる「特区学校審議会(仮称)」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	非営利の民間教育団体について、学校の設置を認めることは想定していない。株式会社が学校を設置する制度設計については現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2131050	NPO法人橋の木学園	NPO法人学校特区	特区学校審議会の創設
	0804010	新たな行政組織の創設であり、規制緩和事項ではない。 (私立学校に対する権限行使にあたっては、専門性と適正性を確保する観点から、私立学校審議会への諮問が必要である。)	提案は、新しいタイプの学校ができた場合に、私立学校審議会諮問に関連する規定を適用除外したいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	「新しいタイプの学校」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。							2139060	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	「学校事業者による学校」に対して私立学校審議会諮問に関連する規定の適用除外。
	0804470	学校設置主体規制の緩和の一環としての制度の創設であり、規制緩和事項ではない。	提案は、地方自治体の長の下にもうけられる「特区学校審議会(仮称)」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	「公設民営学校」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。							2054020	特定非営利活動法人京都カウンスリングセンター	京都府公設民営学校特区	特区公設民営学校審議会の創設
	0804830	新たな行政組織の創設であり、規制緩和事項ではない。	提案は、地方自治体の長の下にもうけられる「特区学校審議会」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	非営利の民間教育団体について、学校の設置を認めることは想定していない。株式会社が学校を設置する制度設計については現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2087030	横浜にシュタイナー学園をつくる会	NPO法人学校特区	特区学校審議会の創設
	0805030	学校設置主体規制の緩和の一環としての制度の創設であり、規制緩和事項ではない。	提案は、地方自治体の長の下にもうけられる「特区公設民営学校審議会」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	「公設民営学校」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。							2068040	松本子ども輝き小・中・高等学校を創る会	軽度発達障害児のための個別教育特区	特区公設民営学校審議会の創設
	0805070	新たな組織の創設であり、規制緩和事項ではない。	提案は、地方自治体の長の下にもうけられる「特区学校審議会」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	非営利の民間教育団体について、学校の設置を認めることは想定していない。株式会社が学校を設置する制度設計については現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2122020	神戸チャータースクール研究会	神戸バイリンガルスクール特区	特区学校審議会の創設
	0805150	新たな行政組織の創設であり、規制緩和事項ではない。	提案は、地方自治体の長の下にもうけられる「特区公設民営学校審議会」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	非営利の民間教育団体について、学校の設置を認めることは想定していない。株式会社が学校を設置する制度設計については現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2071020	吹田チャータースクール研究会	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	特区公設民営学校審議会の創設
	0805330	新たな行政組織の創設であり、規制緩和事項ではない。 (私立学校に対する権限行使にあたっては、専門性と適正性を確保する観点から、私立学校審議会への諮問が必要である。)	提案は、地方自治体の長の下にもうけられる「特区公設民営学校審議会」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	非営利の民間教育団体について、学校の設置を認めることは想定していない。株式会社が学校を設置する制度設計については現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2072020	大阪チャータースクール研究会	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	特区公設民営学校審議会の創設
	0805500	新たな行政組織の創設であり、規制緩和事項ではない。 (私立学校に対する権限行使にあたっては、専門性と適正性を確保する観点から、私立学校審議会への諮問が必要である。)	提案は、地方自治体の長の下にもうけられる「特区公設民営学校審議会」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	非営利の民間教育団体について、学校の設置を認めることは想定していない。株式会社が学校を設置する制度設計については現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2036020	長野に新しい学校を創る会	市民がつくる学校設立特区	「特区公設民営学校審議会(仮称)」の創設
	0805570	新たな行政組織の創設であり、規制緩和事項ではない。 (私立学校に対する権限行使にあたっては、専門性と適正性を確保する観点から、私立学校審議会への諮問が必要である。)	提案は、地方自治体の長の下にもうけられる「特区公設民営学校審議会」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	「公設民営学校」について制度化することは想定しておらず、それが「できた場合」という「仮定」に基づいた提案について、具体的な検討をすることはできない。							2124020	長野県公設民営学校連合会	長野県公設民営学校特区	特区公設民営学校審議会の創設
	0805660	新たな行政組織の創設であり、規制緩和事項ではない。 (私立学校に対する権限行使にあたっては、専門性と適正性を確保する観点から、私立学校審議会への諮問が必要である。)	提案は、地方自治体の長の下にもうけられる「特区学校審議会」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	非営利の民間教育団体について、学校の設置を認めることは想定していない。株式会社が学校を設置する制度設計については現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2123020	東京チャータースクール研究会	東京バイリンガルスクール特区	特区学校審議会の創設

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0805750	新たな行政組織の創設であり、規制緩和事項ではない。 (私立学校に対する権限行使にあたっては、専門性と適正性を確保する観点から、私立学校審議会への諮問が必要である。)	提案は、地方自治体の長の下に届けられる「特区学校審議会」により、学校設置の認可を審議し、不適切と判断される場合には、認可の取消がなされるなどを提案しており、これについて具体的に検討し回答されたい。	非営利の民間教育団体について、学校の設置を認めることは想定していない。 株式会社が学校を設置する制度設計については現在のところ、情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意しながら検討中である。本件は、学校設置主体の拡大という学校教育制度の根本に関わる規制緩和であり、その制度設計には慎重な検討が必要であるが、できるだけ速やかに検討したい。							2121020	福岡 チャース クール研 究会	福岡バイリン ガルスクール 特区	特区学校審議会の創 設
外国人学校設置の 要件緩和	0801440	「学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に關する審査基準」は、文部科学大臣所轄学校法人(大学・高等専門学校を設置する学校法人)に係る基準であり、外国人学校には適用されない。					E				1153010	浜松市	外国人との地 域共生特区	学校法人が私立学校 を設立する際の条件 の緩和
学校法人の資金調 達の多様化	0804920	学校教育の活性化を図るために、構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講ずる方向で検討したい。(情報公開・第三者評価の実施、学生等の修学機会の確保のためのセーフティネットの構築に留意する。) これにより、株式等多様な調達を可能とする。 なお、他の非営利法人類型については、学校設置主体とすることは困難であるが、学校法人の設立要件の緩和に関し、特区の第1次提案による特例措置の対象の拡大により、学校法人への移行を容易とすることによって提案の趣旨の実現を図る方向で検討したい。	提案は、学校法人の経営基盤の強化を図るために、「(仮称)特別学校法人」に対する民間企業、個人からの出資を認め、また、自己所有する校地における未利用容積の特区内の第三者等への移転を可能とするとともに、その対価を資産として取り扱うことであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	現行の学校法人制度でも、民間企業、個人から資金を集めたり、所有地を第三者へ賃貸し、対価を資産として取り扱うことは可能である。			C - 1	提案は、「寄付金」についてのものではない。提案は、学校法人の経営基盤の強化を図るために、「(仮称)特別学校法人」に対する民間企業、個人からの出資を認め、また、自己所有する校地における未利用容積の特区内の第三者等への移転を可能とするとともに、その対価を資産として取り扱うことであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	提案内容が規制緩和ではなく制度の創設であったため、その提案の趣旨が現行制度でも実現可能である旨回答したところである。現行学校法人制度に「出資」の概念がない以上不可能であるが、これは制度が予定していないのであって規制ではない。制度が本来想定している寄付によって資金を調達することが可能である。また、未利用地を第三者に貸与することも可能である。	D - 1	2070020	私立大学 教育ビ ジョン研 究会	高度専門教育 拠点形成特区	学校法人の民間資金 受け入れに関する学 校法人会計基準の緩和
校地・校舎面積基 準の緩和(大学)	0800820	校地・校舎面積基準については、全国的な緩和を行う予定である。特区における、基準を超えた緩和については、既に構造改革特別区域基本方針で対応しているところである。					D - 2				1318040	大田区	OTA産業経済 特区	大学・大学院設置基 準の緩和
校地・校舎面積基 準の緩和(大学・ 学部ごと)	0801050	学部教育のうち前半部分を教養中心、後半部分を専門教育を中心とする場合、教育研究上支障がない場合において学部教育全体として必要な校舎等が備えられていればよく、現行制度で対応可能である。	貴省からの回答には、「学部教育全体として必要な校舎等が備えられていなければならない」とあるが、提案は、別の場所等で確保された一般教養的学部の面積を特段上乗せすることなく、専門学部の校舎・校地の面積基準を緩和したいというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	大学として必要な校地・校舎の面積を算定するに当たっては、学部教育のうち専門教育を行う場所において必ずしも一般教養のために必要な運動場等を備え、当該学部の面積に上乗せしなければならないものではなく、一般教養を行う別の場所においてそれらが整備されていれば、当該面積をも含めた上で大学全体として基準を満たせばよいということになっている。したがって、ご提案の件は現行制度上対応可能である。	D - 1		D - 1				1206040	横須賀市	情報フロン ティア都市特 区	学部校舎・校地の面 積基準の緩和
設置基準の適用除 外(大学、大学 院)	0802640	大学設置基準は教育研究水準の確保のために大学の設置に最低限必要な基準であり、大学はこれより低下した状態にならないことはもとより、その水準の向上に努めなければならないものであり、適用除外は認められない。					C - 1				2151060	(株)東 京リーガ ルマイン ド	次世代大学特 区	学校設置基準に關す る適用除外について
	0802950	教員数、校地・校舎面積等は、学生が充実した学習を行うことができるためには、必要不可欠なものである。	提案は、認証評価を受けた者については、教育研究の質が確保されたものであるとして、大学(大学院)設置基準に規程しない学校の設置を認めるというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	教育研究の質の担保を図る上で最低限の基準は必要である。なお、認証評価制度の基本は、大学が最低限の設置基準を満たした上で設置されていることを前提として、事後チェックとして、設置基準を踏まえつつ、当該大学に対して更に教育研究水準の向上を促すものである。							2178030	デジタル ハリウッド	(つくば・東 海・知的特 区)	大学(大学院)設置 基準
	0803370	学生が充実した学習をおこなうことができるためには一定の教員数等の確保が必要不可欠であり、大学院設置基準等においてこれらの基準が定められているところであるが、校舎面積については、基礎とする学部を有する大学院においては、特に定められていない。	教育の最低限度の水準を担保する措置が得られれば、教員数の要件については柔軟なものとする方向で検討されたい。	基準として、一定量の教育を行うのに必要な一定数の専任教員の確保を求めることは、教育の最低限度の水準を担保するための措置として必要である。							2134040	東京医科 歯科大学 歯学部・ 歯学部附 属病院	「歯学総合医 療センター」 特区	大学院新専攻の開設 に係る大学院設置基 準に関する教員数と 校舎面積の規制の撤 廃
大学教員資格の適 用除外	0802680	大学の質を保障するために、大学の教員となる者に一定の要件を課することは必要だと考えている。	大学教員の要件を一律に課し大学の質を保障するのではなく、大学に入学する者の選択に任せればよいのではないか。この観点から再度検討し回答されたい。	最低限の大学教員の要件を充たした上で、大学の選択は各入学者に任されているところ。			C - 1				2151110	(株)東 京リーガ ルマイン ド	次世代大学特 区	教員資格の適用除外 について
教員資格の適用除 外(教育職員免許 法)	0802690	大学の教員には教育職員免許法は適用されない。 なお、大学の質を保障するために、大学の教員となる者に一定の要件を課することは必要だと考えている。					E				2151120	(株)東 京リーガ ルマイン ド	次世代大学特 区	教育職員免許状制度 の適用除外について
大学以外の教育施 設等における学修 の学修数量による 単位認定	0801970	左記のような制度となっているため、ご要望の件においては、学長の裁量により、大学が定める体系的な授業科目の中に半導体設計開発の実習講座等を位置付けることにより単位を与えることが可能なものである。	提案には、その他文部科学大臣が別に定める学修について、平成3年文部省告示第68号による「単位を与えることのできる学修」に限定列挙されているとあるが、そのような限定はなく、学長の裁量により定めることができると解してよいが。	大学が定める体系的な授業科目の一つとして、大学自身の責任により位置付ければ可能である。			D - 1				1249140	福岡県・ 福岡市	福岡アジアビ ジネス特区 (福岡アジア ビジネス地 区)	大学以外の教育施設 等における学修の学 修数量による単位認 定
大学に関する組織 の必要規制の適用 除外	0802650	大学に学長や教授等を置くことは大学の目的を達成するために必要不可欠である。					C - 1				2151070	(株)東 京リーガ ルマイン ド	次世代大学特 区	大学に関する組織の 必要規制の適用除外 について
大学の施設の共同 利用	0801990	教育研究環境の確保の観点から、それぞれの大学において教育課程を実施するために必要な基礎的な人的・物的組織は充足していることを前提に、教育研究上支障がない場合において、施設の共同利用は認められる。	同一キャンパス内に複数の大学、大学院等が立地している場合において、他の大学の施設を自分の施設としてカウントすることにより設置基準をみたすことは可能か。	各大学が責任を持って教育を行うことを当然の前提とすれば、それを実現するのに必要な最低限の施設・設備は、自大学において整備することが設置基準上必要であるが、それを満たした上で共同利用を行うための施設等を整備することは可能であるという趣旨である。			C - 1			D - 1	1197090	北九州市	北九州市国際 物流特区	大学設置基準の緩和 (施設・設備)
大学の修業年限の 適用除外	0802660	修業年限については、4年が原則とされているが、3年間の早期卒業や、飛び入学、科目等履修生についての修業年限の短縮などにより弾力的な措置も可能となっているところである。					C - 1				2151090	(株)東 京リーガ ルマイン ド	次世代大学特 区	大学の修業年限の適 用除外について
大学入学資格の緩和 (外国人学校)	0801650	インターナショナルスクール卒業者の進学機会の拡大については、「規制改革推進3か年計画(改定)」を踏まえ、平成14年度中の全国一律の措置に向け現在検討中である。			B-2		B - 2				1180030	京都市	知の創出・活 用特区	大学入学資格の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
大学入学資格の要件の緩和(特区学校の認定)	0802470	我が国国内において行われる教育については我が国の学校教育法が適用されるものであり、学校教育法に基づく高校等の卒業により大学入学資格が与えられる。					C - 1				2183010	株式会社 アットマ ーク・ラ ーニン グ	「海外の学習指導要領を用いたインターネット・ハイスクール」卒業生の大学入学・受験機会の拡大	大学入学資格の緩和(学校教育法第56条[入学資格] 大学受験資格要件の緩和) 第69条(高校卒業生と同等以上の学力と認められる者)
	0802470	(株)アットマーク・ラーニングの提案「2183010」への回答と同様									2183040	株式会社 アットマ ーク・ラ ーニン グ	「海外の学習指導要領を用いたインターネット・ハイスクール」卒業生の大学入学・受験機会の拡大	大学入学資格の要件の緩和/管理コード8043
校舎以外の場所において特定の学部教育が可能となる規制の緩和(社会人)	0800010	大学(学部・学科)において社会人を対象に校舎以外の場所で教育を行うことを可能とするための措置を検討中である。(平成14年度中に措置)	現在検討中とあるが、いつまでに何をするのか、具体的に示されたい。	左記の内容につき、平成14年度中に大学設置基準を改正することを予定している。	B-1		B - 1				1141010	札幌市	交流・創造特区	校舎以外の場所において特定の学部教育が可能となる規制の緩和
校舎以外の場所において特定の学部教育が可能となる規制の緩和(社会人以外)	0800010	大学(学部・学科)において社会人を対象に校舎以外の場所で教育を行うことを可能とするための措置を検討中である。(平成14年度中に措置)	現在検討中とあるが、いつまでに何をするのか、具体的に示されたい。	左記の内容につき、平成14年度中に大学設置基準を改正することを予定している。	B-1		C - 1	予定されている改正内容には、学生が対象に含まれていないが、学生であっても、現行においても通信課程など大学の本部から離れた場所で学習することも対象となるよう検討し回答されたい。	基本的に社会人のように本校キャンパスに通うことが困難なものを想定しているが、社会人でない学生であっても、例えば距離が離れた大学間における単位互換のように同様の事象が存在し、教育研究上支障が生じない場合には、校舎等以外の場所において教育を受けることができるよう検討する。	B - 1	1141010	札幌市	交流・創造特区	校舎以外の場所において特定の学部教育が可能となる規制の緩和
歯科医師に対する2年間の医学教育課程の実現	0803360	大学への編入学の時期等について法令上の規定は無い。					E				2134030	東京医科 歯科大学 歯学部・ 歯学部附 属病院	「歯学総合医療センター」特区	歯科医師に対する2年間の医学教育課程の実現
多様なメディアの活用による教室以外での履修単位認定制限の緩和	0801530	左記の通り可能となっているところ。	本提案は再提案である。通信制を設置していない大学において、遠隔システムを使って、市民ニーズが高い各大学の授業を受けられるようにするものであり、これについて可能か明確にされたい。	遠隔システムも含め通信教育のニーズに応えるために、通信制設置基準が大学設置基準とは別途に定められているのであり、その内容は、通信制の実態に合ったものとなっている。したがって、通信制設置基準を適用して通信制の大学を設置することが適当であると考えている。	D - 1		D - 1				1233010	舞鶴市	きょうと舞鶴港・国際交流ビジネス特区	多様なメディアの活用による教室以外での履修単位認定制限の緩和
大学(学部・学科を含む)等の設置及び廃止にあたっての事務の簡素化(文部科学大臣等の認可を届出制へ移行)	0800250	平成15年4月1日より、学位の種類・分野の変更を伴わない組織改編は届出で足りることとする制度改正を行った。なお、大学と研究独法は、その目的・機能をはじめとして全く異なるものであり、研究独法が中核となることをもって認可を要しないとする理由はない。	提案は、研究独法を中核とし、産官が連携して設置する大学院において、その主體的な判断により、機動的な高い教育研究を行うために手続を簡素化し届出制にしたいというものであり、特区において実現できないが、具体的に検討し回答されたい。	研究独法による大学設置の可否は別に論ずる(1248050)。研究独法が協力する研究科等については、独立行政法人の業務が法律上限定されていることに鑑みれば、その教育研究分野は相当程度限定(例えば工学分野など)されるものと考えられる。この場合、設置後の組織改編において、学位の分野を変更するほどの大幅な改編は想定し難い。先の臨時国会において、学位の種類・分野の変更を伴わない組織改編は届出で足りることとする制度改正を行ったため、このようなケースは届出で足りるものと考えられる。			C - 1	提案者から、「独立行政法人が設置する大学院や、あるいは、私学と独立行政法人が協働して設置する大学院において、教育研究の高度化やスピードアップを図るために、必要とされる研究科・専攻等を迅速に設置・改組するために必要な手続の簡素化(完全自由化)を求めるものであり、前向きな検討を願いたい」との意見があり、具体的に検討し回答されたい。	研究独法による大学設置の可否は別に論ずる。前回回答の通り、このようなケースは届出で足りるものと考えられるため、機動的な組織改編は可能である。なお、大学と研究独法は、その目的・機能をはじめとして全く異なるものであり、研究独法であることと、認可又は届出を要しないとは全く連関はない。	B - 2	1248040	茨城県	つくば・東海・日立知的特区	大学(学部・学科を含む)等の設置及び廃止にあたっての事務の簡素化(文部科学大臣等の認可を届出制へ移行)
大学に対する第三者評価に義務教育における学校評議員制度を利用する	0802720	第三者評価は、評価を受ける側とは独立した客観的な第三者が評価を行うものであり、学校が人選しているご提案の「学校評議員制度」とは異なる。大学の授業内容等に対する客観的で透明性の高い第三者評価を適切に行うため、昨年の臨時国会で学校教育法を改正し、大学に対する第三者評価の義務付けを行ったところである。					E				2151160	(株)東京リ ーガル マイン ド	次世代大学特区	学校評議員制度の大学における利用について
大学への飛び入学に関する条件の緩和	0801520	現行制度においても、高校生が大学の単位を取得し、高校の単位に換算することを可能とするなど高連携を進めている。ご指摘の措置は飛び入学制度とは異なるものである。高校2年、大学4年とする6年間の高大一貫教育を行うことは困難である。	提案内容については実施可能なのか、明確に示されたい。	左記の通り、高等学校2年間、大学4年間の計6年間の教育を行うことは実質的に飛び入学とは異なる新たな学校制度を創出するものであり、今回の特区の提案になじむものでないと解するとともに、特区についてのみ修業年限の変更を認めることは学校制度の根幹に関わるものであるため困難である。			C - 1				1209010	滋賀県 守山市 教育委員 会	福祉ヤングスペースヤリスト育成特区	大学への飛び入学に関する条件の緩和
校地・校舎面積基準の緩和(大学院大学)	0801400	そもそも教育研究は各大学が責任をもって行うことが重要であることに鑑み、校舎面積については各大学において確保することが必要である。これを満たした上で、民間企業等の施設を適宜活用することは認められるものと考えられる。なお、大学院設置審査要綱細則6-Aは廃止する方向で検討中であるとともに、大学院大学の取扱いについては、校舎は学部準じ、校地は適用しないなどの方向で検討中である。	現在検討中とあるが、いつまでに何をするのか、具体的に示されたい。	左記の内容につき、平成14年度中に大学設置基準を改正することを予定している。			D - 1				1301030	静岡県	光技術関連産業集積促進特区	大学設置基準の緩和(施設・設備)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」 の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
財団法人が設置・運営する専門職大学院に関する必要専任教員の要件の撤廃	0800760	学生が充実した学習を行うことができるためには、一定数の専任教員の確保が必要不可欠であり、専門職大学院設置基準は、専門職大学院における当該教員数の最低基準を定めたものであるため、当該規程の撤廃はできない。	教育の最低限度の水準を担保する措置が得られれば、教員数の要件については柔軟なものとする方向で検討されたい。	基準として、一定量の教育を行うのに必要な一定数の専任教員の確保を求めることは、教育の最低限度の水準を担保するための措置として必要である。			C - 1	提案者からの意見には、「教師に求められる専門領域と業種の幅は非常に多様であり、必要数が膨大な数であり、また実務経験を専任教員として採用しても、その知識や技術は実務から離れてしまえば時代遅れになるといった実状を考慮し、専任教員の設置要件を緩和されたい」とあるので、具体的に検討し回答されたい。 また、「専任教員数を必置」となっているが、この場合において、どのような勤務形態が「専任教員」となるのかといったことを明らかにすることで要望を実現する方向で検討されたい。	専門職大学院において必要とされる専任教員のうち実務家教員については、現在専門職大学院設置基準を策定しているところであり、その必要数の一定割合については年6単位(週1~2回の授業)で、カリキュラム編成等に責任を持つものであれば足りるとする方向で検討中である。		1254070	墨田区	産業活力創生特区	
大学院大学の教員数の緩和	0801410	学生が充実した学習を行うことができるためには、一定の教員数や校舎面積の確保が必要不可欠であるが、専門職大学院については、実務家の専任教員の取扱いについて、一定限度で緩和するものとして、例えば、必ずしもフルタイムで勤務しない者であっても専任教員数にカウントできる方向で検討中である。(平成14年度中に措置)			B-1		B - 1				1301040	静岡県	光技術関連産業集積促進特区	大学院大学の教員数の緩和
少人数定員の専門職大学院の分校を設置した場合の教育定員の明確化	0801340	専門職大学院については現在策定中であるが、必要な教育資格・教員数等を定めることとしている。(平成14年度中に措置)(具体的内容は中央教育審議会大学分科会資料を参照されたい)	現在策定中とあるが、いつまでにどのような内容を策定するのか、具体的に示されたい。 教育の最低限度の水準を担保する措置が得られれば、教員数の要件については柔軟なものとする方向で検討されたい。	左記の内容につき、平成14年度中に専門職大学院設置基準を制定することを予定している。(具体的内容は、ホームページで公表している中央教育審議会大学分科会資料を参照されたい) 平成14年度中に専門職大学院設置基準を制定することとしているが、少人数定員の専門職大学院の分校を設置した場合の教育定員については、ホームページ等を活用して明確化を図ることとする。	E B - 1		B - 1				1298050	岐阜県	I T特区	大学院設置基準の緩和(教員組織)
認証評価機関の認証を、専門職大学院の対象とする職業を所管する関連省庁の長(又は特区の認定を受けた地方公共団体の長)が行う。	0802940	認証評価機関は全国的に展開するものであり、また、大学院等の教育研究活動の状況について評価を行うものであることから、特区自治体の長や他省庁の長が認証することになるのは不適切。この問題は、規制緩和の問題ではなく、特区制度の対象とはならない。	専門職大学院の特性を鑑みて、文部科学大臣だけでなく、提案にあるような専門職大学院の対象とする職業を所管する関連省庁の長や特区の認定を受けた地方公共団体の長により認証可能とすることについて、特区において対応できないか、再度具体的に検討し回答されたい。	認証評価機関は全国的に展開するものであり、また、大学院等の教育研究活動の状況について評価を行うものであることから、特区自治体の長や他省庁の長が認証することになるのは不適切。この問題は、規制緩和の問題ではなく、特区制度の対象とはならない。			C - 1			E	2178020	デジタルハリウッド	(つくば・東海・知的特区)	認証評価機関の認証大臣規定の柔軟化
大学院教育を行う独立行政法人による学位授与	0800270	国立大学の設置主体については、国立大学法人とすべく国会に法案を提出する予定である。 学位授与権は大学の本質的権能であり、大学とは異なる目的・性格を有する独立行政法人はそのような権能を有するものではない。	提案は、既設の大学院のなかに、研究独法を主体とする研究科・専攻を設置した場合に、学位授与は当該研究独法が行うこととしたというものであり、具体的に検討し回答されたい。	前回回答した通り、大学と研究独法とは設置目的が異なるものである以上、提案の事項は全く新たな制度を設けるものであり、今回の特区事項にはなじまない。また、学位の授与は大学が行うものであり、その一組織である研究科や専攻が行うものではない。			C - 1			E	1248060	茨城県	つくば・東海・知的特区	大学院教育を行う独立行政法人等による学位授与
大学院修士認定の適用除外について	0802670	学位の質等を保障するためには、学位の授与に関して一定の要件を課すことは必要である。					C - 1				2151100	(株)東京リーガルマインド	次世代大学特区	大学院修士認定の適用除外について
大学院のサテライトキャンパスを設置する場合に教員等の移動等を考慮し、教育研究上支障がない距離にあることが求められる制限の撤廃	0801540	大学院のサテライトキャンパスの設置については、一律に一定の距離制限を課すのではなく、教育研究上の支障の有無を総合的に判断する方向で要件の見直しを検討中である。	現在検討中とあるが、いつまでに何をするのか、具体的に示されたい。	左記の内容につき、平成14年度中に大学設置基準を改正することを予定している。	B-1		B - 1				1233020	舞鶴市	きょうと舞鶴港・国際交流ビジネス特区	社会人対象大学院教育の一部を行う本校以外の場所の要件の緩和
昼間開講の大学院と夜間開講の大学院への二重在籍の緩和	0801940	左記のことから、学生の負担、教育効果等をも勘案し、同時に二つの大学院に在学するのは適当でないと考えるが、最終的には各大学の判断である。					D - 1				1249110	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	大学院生が夜間開講している他の大学院に在籍する制限の緩和
教育方法の拡大(起業行為を教育として認める)	0803190	左記のように、大学院の教育は、授業科目の授業と論文作成の指導等に対する指導によって行うものとされているところであるが、その具体的内容は各大学の創意工夫に委ねられており、ベンチャー企業の起業等の実践を目的とした授業としたり、起業の実績についてレポートを書かせるなど特定課題の研究成果を課すなど多様なものが考えられる。					D - 1				2015010	浜松ポトニクス株式会社	光産業創成大学院大学特区	教育方法の拡大(起業行為を教育として認める)
大学が大学院を設置する場合に、学部の教員と大学院の教員との兼務を容認	0800930	連合大学院の研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して行う大学の教員がこれを兼ねることができるとする方向で検討中である。(平成14年度中に措置)	現在検討中とあるが、いつまでに何をするのか、具体的に示されたい。	左記の内容につき、平成14年度中に大学設置基準を改正することを予定している。	B-2		B - 2				1370030	三鷹市	教育改革・知的創造特区	大学が大学院を設置する場合に、学部の教員と大学院の教員との兼務を容認
連合大学院における「施設及び設備の共有」の規制緩和	0801040	現在、連合大学院について制度化に向けた作業を進めているところである。その内容は検討中であるが、連合大学院は各大学が連合して一つの大学院研究科を設置するものであるため、制度導入後においては、当該大学院研究科において施設及び設備の共有が可能である。			B-2		B - 2				1206030	横須賀市	情報フロンティア都市特区	連合大学院における「施設及び設備の共有」の規制緩和
連合大学院に関する「研究指導期間」の規制緩和	0801020	現在、連合大学院について制度化に向けた作業を進めているところである。その内容は検討中であるが、連合大学院は各大学が連合して一つの大学院研究科を設置するものであるため、制度導入後においては、当該大学院研究科において教育研究を行うことが可能である。(平成14年度中に措置)			B-2		B - 2				1206010	横須賀市	情報フロンティア都市特区	連合大学院に関する「研究指導期間」の規制緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し
連合大学院に関する「取得単位」の規制緩和	0801030	現在、連合大学院について制度化に向けた作業を進めているところである。その内容は検討中であるが、連合大学院は各大学が連合して一つの大学院研究科を設置するものであるため、制度導入後においては、当該大学院研究科において単位の修得が可能である。(平成14年度中に措置)			B-2		B - 2			
国立大学教員等の監査役兼業の容認	0801700	人事院の回答と同じ	費省は本件について主体的な関与がないものと解して良いか。	制度所管の人事院の制度がある旨の回答で妥当と判断している。			E			
国立大学教員等の監査役勤務時間内兼業	0801660	特区の趣旨及び性格をふまえた上で、TLO及び研究成果活用企業の役員兼業については勤務時間内兼業を認めるところであるが、監査役兼業については地域の特性に応じてその扱いに特例を設けることに合理的理由がないと考える。なお平成16年度の国立大学の法人化後は各大学において判断。(人事院の回答ご参照)	国立大学法人化以前に措置できるよう検討されたい。	監査役兼業については地域の特性に応じてその扱いに特例を設けることに合理的理由がないと考えており、法人化前の措置は不可能。			C - 1	人事院の回答を踏まえ再度検討し回答されたい。	人事院の回答を踏まえ、特区において実施。(制度所管省庁が人事院であるため、対応方針においては人事院単独案件として整理。)	A
国立大学教員等の勤務時間内役員兼業の職務専念義務免除の要件の具体化	0800510	人事院及び総務省の回答と同じ	費省は本件について主体的な関与がないものと解して良いか。	制度所管の人事院及び総務省の回答で妥当と判断している。具体には当然両省庁と相談させていただいている。			B - 2 D - 2			
	0800510	千葉市の提案「1054030」への回答と同様	費省は本件について主体的な関与がないものと解して良いか。	制度所管の人事院及び総務省の回答で妥当と判断している。具体には当然両省庁と相談させていただいている。						
国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認	0800540	人事院及び総務省の回答と同じ	費省は本件について主体的な関与がないものと解して良いか。	制度所管の人事院及び総務省の特区及び全国区での規制緩和がすでに要望に対応する措置となっているとの趣旨の回答で妥当と判断している。	B - 2 D - 2		C - 1			B - 2、 D - 2
	0802050	人事院及び総務省の回答と同じ	費省は本件について主体的な関与がないものと解して良いか。	制度所管の人事院及び総務省の特区及び全国区での規制緩和がすでに要望に対応する措置となっているとの趣旨の回答で妥当と判断している。	B - 2 D - 2					
	0802020	左記制度の現状のとおり兼業が行いやすいよう措置を図った。			B - 2 D - 2					
国立大学教員の民間企業役員兼業についての国立大学長等による承認	0801330	人事院の回答と同じ	費省は本件について主体的な関与がないものと解して良いか。	制度所管の人事院の現行の規定により実施可能の旨の回答で妥当と判断している。なお、各国立大学等に対し、兼業許可の手續の迅速化等につき、文部科学省から平成14年9月30日付けで通知を出している。			D - 1			
	0801330	岐阜県の提案「1298040」への回答と同様	本件について費省は主体的関与がないものと解してよいか。	制度所管の人事院の現行の規定により実施可能の旨の回答で妥当と判断している。なお、各国立大学等に対し、兼業許可の手續の迅速化等につき、文部科学省から平成14年9月30日付けで通知を出している。						
	0802030	人事院の回答と同じ	費省は本件について主体的な関与がないものと解して良いか。	制度所管の人事院の現行の規定により実施可能の旨の回答で妥当と判断している。なお、各国立大学等に対し、兼業許可の手續の迅速化等につき、文部科学省から平成14年9月30日付けで通知を出している。						
国立大学教員の民間企業の役員兼業の承認要件の緩和	0801180	TLO及び研究成果活用企業の役員兼業については、大学長に承認権限を委任したり、特区において勤務時間をさく兼業を認めるよう人事院に措置いただいている。平成16年度より国立大学が非公務員型の国立大学法人化することとされているので、人事院の承認そのものが不要となる。また、その際の要件については各大学で判断することとなる。(人事院回答ご参照)	国立大学法人化以前に措置できるよう検討されたい。	これまでに行っていることは人事院に措置いただいているところであり、更なる緩和は困難と考える。			C - 2			
	0801180	長野県の提案「1446010」への回答と同様	本件について費省は主体的関与がないものと解してよいか。	これまでに行っていることは人事院に措置いただいているところであり、更なる緩和は困難と考える。						
国立大学等の任期付き任用における給与等の弾力的運用	0801960	国立大学の法人化によって、教職員の身分は非公務員となる予定であり、各大学の判断によって任期付教員の処遇の改善が可能となり、全国的に措置されることとなる。	国立大学法人化以前に措置できるよう検討されたい。	常勤の大学教官については、給与法第6条の規定により、任期の有無とは無関係に同一の俸給表が適用されている。したがって、任期付教官について給与上の特例を講ずるのであれば、給与法の適用除外等の措置を講ずる必要があると考える。なお、制度所管庁である人事院が、かかる取扱いを認めるのであれば、歓迎したい。	B-1		C - 1	人事院からの回答には、「大学教員の人事管理を全体として統括する立場である文部科学省から具体的な要望があれば、積極的に対応する」とあるが、費省として具体的な要望があると解してよいか。	特区制度においては、自治体の要望に対して制度所管官庁が可否を検討するものであり、当該提案が制度所管官庁に伝わる前段階で、文部科学省が勝手な解釈を加えることは、特区制度の理念に反するものとする。また、自治体からの要望をそのまま制度所管官庁である人事院に伝えるだけでは、文部科学省が介入する意味は皆無である。	E

提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
1206020	横須賀市	情報フロンティア都市特区	連合大学院に関する「取得単位」の規制緩和
1394040	堺市	国際楽市楽座特区	国立大学の教員等の兼業(株式会社等の監査役)規制の緩和
1180040	京都市	知の創出・活用特区	国立大学教員等の役員等の兼業の承認規定(株式会社等の監査役)の緩和
1054030	千葉市	環境リサイクル・スポーツ特区	国立大学教員等の時間内兼業の緩和
1055050	千葉市	中心市街地活性化特区	国立大学教員等の時間内兼業の緩和
1378050	東京都	東京湾岸地域における経済特区	国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認
1313010	熊本県	環境循環型産業創出特区	国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認(国立大学の教員等による民間企業の役員等の兼業の促進(職務専念義務、勤務時間内兼業))
1175090	長崎県小浜町	小浜総合自然エネルギー特区	兼業の申請手続きの簡素化・許可の基準の緩和
1298040	岐阜県	IT特区	国立大学の教員等の民間企業の役員等の兼業の際の人事院の承認要件の緩和
1299040	岐阜県	特定成長産業集積特区	国立大学の教員等の民間企業の役員等の兼業の際の人事院の承認要件の緩和
1312010	熊本県	先端産業を担う人材育成特区	職員の民間企業の役員等の兼業の際の人事院の承認要件の緩和
1446010	長野県	生涯健康都市形成支援特区	国立大学教員等の民間企業役員等兼業の承認要件の緩和
1447010	長野県	テクノロジー特区	国立大学教員等の民間企業役員等兼業の承認要件の緩和
1249130	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	国立大学等の任期付き任用における給与等の弾力的運用

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
治験専門職員(CRC)のうち、任期付職員に限定して、国家公務員の定員数から除外	0801690	総務省の回答と同じ	費省は本件について主体的な関与がないものと解して良いが、	制度所管の総務省の対応不可の回答で妥当と判断している。			C - 2	提案者からの意見には、「国立大学病院における体制整備について、見解を示されたい」とあり、再度検討し回答されたい。	任期付職員に係る定員を管理の対象から外し、制限なく増員を可能とするような措置を講じることは行政の膨張につながりかねないことから、国立大学病院における治験専門職員について例外措置を設けることはできない。	C - 1 文部科学省においては緩和することを考えていないため	1265010	大阪府	バイオメディカル・クラスター創成特区	治験専門職員(CRC)のうち、任期付職員に限定して、国家公務員の定員数から除外
日時を特定しない勤務時間内研究成果活用業	0800240	平成16年度国立大学の法人化後は各大学の判断による。平成15年度中に実施できない理由については人事院提出ペーパーをご参照。	費省は本件について主体的な関与がないものと解して良いが、	給与減額手続として必要なものであり、文部科学省としては如何ともしがたい。			C - 2				1315060	山形県	超精密技術集積特区	国立大学の教員等の役員の兼業の承認規定(研究成果活用企業)の緩和
各種学校の認可要件(校地・校舎等の自己所有)の緩和	0801450	各種学校規程第10条第4項において「校地、校舎その他の施設は、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合に限り、その一部は他の学校等の施設を使用することができる」と規定されており、校地・校舎その他の施設の一部の借用を認めることができる。 なお、具体的な各種学校の設置認可については各都道府県の判断による。したがって、現行制度においても校地・校舎等の一部が借用であっても、各種学校を設置認可することができる。					D - 1				1153020	浜松市	外国人との地域共生特区	各種学校を設立する際の条件の緩和
専修学校設置基準に関連する通達(校地・校舎等の自己所有)の廃案	0801010	具体的な専修学校の設置認可については各都道府県の判断による。 専修学校の設置認可は都道府県の自治事務であり、地方の実情に応じ、都道府県が設置認可の具体的な適用要件を設定することは可能である。 なお、特別の事由があるときに校地校舎等の借用を認めることは、過去の通達において、その旨が規定されている。					E				1325070	横浜市	交流特区	専修学校の設置要件の緩和
専修学校の設置主体の規制の緩和	0802170	専修学校の設置主体は、学校法人に限られておらず、現行制度においても、学校法人以外の者が設置する専修学校を各都道府県が認可することができる。					D - 1				2099010	個人	教育特区	(学校設置基準の緩和)
専修学校の高等課程・専門課程においては、他の専修学校等の授業科目の履修を修了に必要な時数を2分の1以上とすることは当該専修学校の課程を修了したと認定するには妥当な割合である。このため、特区においても自己の履修が2分の1未満でも自校の課程を修了したと認定することは困難である。 なお、専修学校設置基準は当該専修学校の修了にあたっての規定であり、各医療国家資格の受験資格となる教育内容とは関連はない。	0802300	専修学校(高等課程・専門課程)において、他の専修学校等の授業科目の履修(入学前に他の専修学校等での履修を含む。)を修了に必要な時数の2分の1以上認めるとすれば、当該専修学校以外の別の専修学校で学んだほうが効果的となることが想定されることから、当該学校における履修を最低でも2分の1以上とすることは当該専修学校の課程を修了したと認定するには妥当な割合である。このため、特区においても自己の履修が2分の1未満でも自校の課程を修了したと認定することは困難である。 なお、専修学校設置基準は当該専修学校の修了にあたっての規定であり、各医療国家資格の受験資格となる教育内容とは関連はない。					C - 1				2161010	株式会社自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	医療資格特区	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和
専修学校(高等課程・専門課程)において、他の専修学校等の授業科目の履修(入学前に他の専修学校等での履修を含む。)を修了に必要な時数の2分の1以上認めるとすれば、当該専修学校以外の別の専修学校で学んだほうが効果的となることが想定されることから、当該学校における履修を2分の1までとすることは当該専修学校の課程を修了したと認定するには妥当な割合である。このため、特区においてもこの割合を減らすことは困難である。 なお、専修学校設置基準は当該専修学校の修了にあたっての規定であり、各医療国家資格の受験資格となる教育内容とは関連はない。	0802310	専修学校(高等課程・専門課程)において、他の専修学校等の授業科目の履修(入学前に他の専修学校等での履修を含む。)を修了に必要な時数の2分の1以上認めるとすれば、当該専修学校以外の別の専修学校で学んだほうが効果的となることが想定されることから、当該学校における履修を2分の1までとすることは当該専修学校の課程を修了したと認定するには妥当な割合である。このため、特区においてもこの割合を減らすことは困難である。 なお、専修学校設置基準は当該専修学校の修了にあたっての規定であり、各医療国家資格の受験資格となる教育内容とは関連はない。									2161020	株式会社自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	医療資格特区	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和
専修学校(高等課程・専門課程)において、他の専修学校等の授業科目の履修(入学前に他の専修学校等での履修を含む。)を修了に必要な時数の2分の1以上認めるとすれば、当該専修学校以外の別の専修学校で学んだほうが効果的となることが想定されることから、当該学校における履修を2分の1までとすることは当該専修学校の課程を修了したと認定するには妥当な割合である。このため、特区においてもこの割合を減らすことは困難である。 なお、専修学校設置基準は当該専修学校の修了にあたっての規定であり、各医療国家資格の受験資格となる教育内容とは関連はない。	0802320	専修学校(高等課程・専門課程)において、他の専修学校等の授業科目の履修(入学前に他の専修学校等での履修を含む。)を修了に必要な時数の2分の1以上認めるとすれば、当該専修学校以外の別の専修学校で学んだほうが効果的となることが想定されることから、当該学校における履修を2分の1までとすることは当該専修学校の課程を修了したと認定するには妥当な割合である。このため、特区においてもこの割合を減らすことは困難である。 なお、専修学校設置基準は当該専修学校の修了にあたっての規定であり、各医療国家資格の受験資格となる教育内容とは関連はない。									2161030	株式会社自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	医療資格特区	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和
専修学校(高等課程・専門課程)において、他の専修学校等の授業科目の履修(入学前に他の専修学校等での履修を含む。)を修了に必要な時数の2分の1以上認めるとすれば、当該専修学校以外の別の専修学校で学んだほうが効果的となることが想定されることから、当該学校における履修を2分の1までとすることは当該専修学校の課程を修了したと認定するには妥当な割合である。このため、特区においてもこの割合を減らすことは困難である。 なお、専修学校設置基準は当該専修学校の修了にあたっての規定であり、各医療国家資格の受験資格となる教育内容とは関連はない。	0802330	専修学校(高等課程・専門課程)において、他の専修学校等の授業科目の履修(入学前に他の専修学校等での履修を含む。)を修了に必要な時数の2分の1以上認めるとすれば、当該専修学校以外の別の専修学校で学んだほうが効果的となることが想定されることから、当該学校における履修を2分の1までとすることは当該専修学校の課程を修了したと認定するには妥当な割合である。このため、特区においてもこの割合を減らすことは困難である。 なお、専修学校設置基準は当該専修学校の修了にあたっての規定であり、各医療国家資格の受験資格となる教育内容とは関連はない。									2161040	株式会社自立型オキナワ経済発展機構(OKIDO)	医療資格特区	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0802340	専修学校(高等課程・専門課程)において、他の専修学校等の授業科目の履修(入学前に他の専修学校等での履修を含む。)を修了に必要な時数の2分の1以上認められるのであれば、当該専修学校以外の別の専修学校で学んだほうが効果的となることが想定されることから、当該学校における履修を2分の1までとすることは当該専修学校の課程を修了したと認定するには妥当な割合である。このため、特区においてもこの割合を減らすことは困難である。 なお、専修学校設置基準は当該専修学校の修了にあたっての規定であり、各医療国家資格の受験資格となる教育内容とは関連はない。									2161050	株式会社 キナフ経 済発展機 構(OK IDO)	医療資格特区	医療国家資格取得に おける単位認定の規 制緩和
準学校法人の設立 の認可基準(生徒 定数)の引き下げ	0801270	準学校法人の生徒定数の緩和については、平成15年度中に検討。	平成15年度中に検討とあるが、いつまでに何をするのか、具体的に示されたい。	準学校法人の生徒定数の緩和については、平成15年夏目途に具体的な内容を検討する。そのうち、必要であれば平成15年秋に税制改正要望を行い、平成16年度以降の準学校法人の生徒定数の緩和を行うことを目指す。			C - 2				1452010	長野県	外国籍児童生 徒就学支援特 区	外国籍児童生徒学校 を設置する学校法人 を設置する際の要件 の緩和
準学校法人の認可 要件(基本財産の 自己所有)の緩和	0801280	通達では、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確認と認められる場合には、基本財産についても借入を認めることができると規定している。 なお、具体的な準学校法人の設立認可については各都道府県の判断による。したがって、現行制度においても基本財産が借入であっても準学校法人の設立を認可することができる。					D - 1				1452020	長野県	外国籍児童生 徒就学支援特 区	外国籍児童生徒学校 を設置する学校法人 を設置する際の要件 の緩和
	0802190	特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確認と認められる場合には、基本財産についても借入を認めることが現行制度においても可能である。 なお、具体的な準学校法人の設立認可については各都道府県の判断による。したがって、現行制度においても基本財産が借入であっても準学校法人の設立を認可することができる。									2099030	個人	教育特区	《現行の施設の活 用》
	0801460	通達では、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確認と認められる場合には、基本財産についても借入を認めることができると規定している。 なお、具体的な準学校法人の設立認可については各都道府県の判断による。したがって、現行制度においても基本財産が借入であっても準学校法人の設立を認可することができる。									1153020	浜松市	外国人との地 域共生特区	各種学校を設立する 際の条件の緩和
医療国家資格取得 における単位認定 の規制緩和	0802350	厚労省にて案を作成					E				2161060	株式会社 自立型オ キナフ経 済発展機 構(OK IDO)	医療資格特区	医療国家資格取得に おける単位認定の規 制緩和
	0802360	厚労省にて案を作成									2161070	株式会社 自立型オ キナフ経 済発展機 構(OK IDO)	医療資格特区	医療国家資格取得に おける単位認定の規 制緩和
	0802370	厚労省にて案を作成									2161080	株式会社 自立型オ キナフ経 済発展機 構(OK IDO)	医療資格特区	医療国家資格取得に おける単位認定の規 制緩和
	0802380	厚労省にて案を作成									2161090	株式会社 自立型オ キナフ経 済発展機 構(OK IDO)	医療資格特区	医療国家資格取得に おける単位認定の規 制緩和
	0802390	厚労省にて案を作成									2161100	株式会社 自立型オ キナフ経 済発展機 構(OK IDO)	医療資格特区	医療国家資格取得に おける単位認定の規 制緩和
公民館長の必置規 定の撤廃	0800480	民間人を公民館の館長として教育委員会が任命して、公民館の管理運営を民間委託することは、地方自治法の範囲内で現行制度で可能である。ただし、公民館の公共性の確保のため、館長については、教育委員会の任命が必要である。	公民館の公共性の確保のために、教育委員会が任命した館長を必ず置かなければならないことの合理的な理由を示されたい。提案が実現する方向で、引き続き検討されたい。	公民館は、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした公の施設であり、この公共性を担保するため、日常の公民館運営に際し、非営利性、政治的中立性、宗教的中立性について厳格に確保することが必要不可欠。 これら公共性の担保に係る判断と責任の所在の明確化の観点から館長の設置を必置としているものであり、さらに万一公民館において公共性が担保されない行為が行われた場合を含めて、行政としての責任は教育委員会が担うものであるから、公民館の館長は教育委員会が任命することが必要。			C - 1				1022010	埼玉県北 本市	公民館住民管 理特区	公民館で行うことが できる事業の拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
教育委員会の発令による館長の登用を伴わない公民館の管理運営の民間委託	0801910	公民館における管理運営の委託に関しては、館長業務等の基幹業務以外について、現在でも地方自治法の範囲内で行われているところ(なお、館長について、教育委員会の発令を前提に、民間人を登用することは可能)。今後、総務省により地方自治法改正案が今通常国会に提出され、成立した場合には、委託を受ける主体の範囲及び委託できる範囲が広がれば、関係法令に基づいた館長を置くことを前提に、民間に完全委託することを検討。	提案は、教育委員会の発令による館長をおかない民間による公民館の管理運営であり、なぜ、館長の登用について、教育委員会が発令する必要があるのか、理由を示されたい。	公民館は、実際に生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄することを目的とした公の施設であり、この公共性を担保するため、日常の公民館運営に際し、非営利性、政治的中立性、宗教的中立性について厳格に確保することが必要不可欠。 これら公共性の担保に係る判断と責任の所在の明確化の観点から館長の設置を必要としているものであり、さらに万一公民館において公共性が担保されない行為が行われた場合を含めて、行政としての責任は教育委員会が担うものであるから、公民館の館長は教育委員会が任命することが必要。	D - 1		C - 1	管理運営を民間に委託しても、なお、教育委員会の発令による館長が必置であることよって、運営が硬直的になってしまうのではないかと、企画実施に係る館長の権限を含めて委託できないのか、再度検討し回答されたい。	社教法第27条第2項は、館長が、公民館の総括責任者として所属職員を監督すると同時に、自らも各種の事業の企画実施等の事務にあたる包括的な権限を規定したものであって、館長以外の者であっても各種事業の企画実施を行うことは現行法上可能	D - 1	1328010	益田市	公民館の管理運営の民間委託特区	社会教育法第21条第1項市町村の設置、または第21条第2項民間法第34条(非常利法人)の設置者及び第27条第1項 職員28条教育委員会の任命
公民館で行うことのできる事業の拡大	0800400	利用上の工夫(例えば、市の共催にする等)などにより、当該行為が特定の者の営利事業を援助するものでないとして地方公共団体が判断する場合には、公民館の会議室を面接会場として使用させることも可能である。	企業が、その企業の事業目的に公民館を使用することは可能なのか。	企業がその企業の事業目的に公民館を使用する場合であっても、公民館がその企業に公民館を使用させる行為が、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することにあたるか否かで使用可否につき判断されるべきものである。			D - 1				1045010	川口市	公民館の使用制限の緩和	社会教育法第23条第1項第1号の全てにおいて営利団体が雇用促進を図る活動を特例としてできるようにする。
社会教育施設の財産処分について、承認の手続きを省略することなくコミュニケーション施設へ移行することを可能とする。	0800410	国の補助金の目的が適切に果たされるためには、処分制限期間を設けることは必要不可欠であり、処分制限期間内において、他の目的に転用する場合には、残存期間に応じた補助金相当額の国庫への納付等の措置をとることが必要。(引き続き検討)	具体的に検討し早急に回答されたい。	公立社会教育施設整備費補助金により整備された施設の他施設への転用、処分につき、従前行ってきた社会教育活動が確保され、住民サービスの低下を招くことがないこと等が担保されることを条件に、一定の経過期間を伴わずとも柔軟に対応できるよう、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成11年生涯学習政策局長裁定)において見直しを行う。	B - 1		B - 1	検討内容及び実施時期を明確にされたい。	公立社会教育施設整備費補助金により整備された施設の他施設への転用、処分につき、従前行ってきた社会教育活動が担保されることを条件に、現行、施設設備後概ね10年以上の経過を要としているものを、一定の経過期間を伴わずとも柔軟に対応できるよう、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認について」(平成11年生涯学習政策局長裁定)の見直しを平成15年度中に実施する。		1046010	川口市	公民館の他施設への転用の緩和	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての2の財産処分の承認の緩和
学校給食センターの弾力的運用(幼児の給食調理を可能とする。)	0800060	学校給食法第5条の2に規定する学校給食の共同調理場において、学校給食の実施に支障の無い範囲で、幼児の給食を調理することは可能。					D - 1				1010010	長沼町	幼児の給食特区	学校給食センターの弾力的運用
過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和	0801110	厚労省にて案を作成					E				1075010	和泉村	過疎地域における教育、保育特区	過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和
文化財保護法の現状変更の制限の緩和	0800020	常設施設の設置が一律に禁止されているわけではない。史跡の現状変更等は、当該行為による遺構への影響や歴史的景観への影響及び当該行為の必要性等を専門的見地から総合的に判断の上、史跡の適切な保存・整備・公開・活用に支障のない範囲で、認めているところである。	提案にある「水舞台等」は常設可能と解してよいか。	措置の概要に記載したとおり、史跡の現状変更等は個々の行為について、遺構への影響や歴史的景観への影響及び当該行為の必要性等を、専門的見地から総合的に判断した上でその可否を決定しているため、「水舞台等」についても同様に、個別具体的に精査していく必要がある。			E				1058010	函館市	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	特別史跡五稜郭跡内における、文化財保護法の現状変更の制限の緩和
	0801680	提案書記載の現状変更が一律に禁止されているわけではない。史跡の現状変更等は、当該行為による遺構への影響や歴史的景観への影響及び当該行為の必要性等を専門的見地から総合的に判断の上、史跡の適切な保存・整備・公開・活用に支障のない範囲で、認めているところである。									1144010	向日市	長岡宮跡史跡指定地活用特区	史跡名勝天然記念物の現状変更等の規制の緩和
国有財産法の行政財産処分等の制限の緩和	0800030	本件国有財産については、現行制度においても、国が行政目的に利用していない財産であれば、売却い又は貸付け等によって地方公共団体又はNPO法人等に活用していただくことが可能です。また、行政目的に利用している財産であっても、必要な場合に、当該財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用していただくことについて、国有財産法が支障となることはありません。	提案にあるNPO法人については対象となるのか。	措置の概要に記載したとおり、当該NPO法人に対して使用させることができる。			D - 1				1058020	函館市	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	特別史跡五稜郭跡内における、国有財産法の行政財産処分等の制限の緩和
文化財に関する書類等の提出について、都道府県教育委員会経由から市町村教育委員会経由への移行	0801610	書類経由の手続き変更は、規制措置の特例により地域の活性化を図り国民経済の発展に寄与することを目的とする特区制度に馴染まないものとする。なお、重要文化財の所在の変更等、文化財に関する情報を都道府県単位で広域的に把握・管理し、都道府県下の市町村の状況も踏まえつつ、所有者等に適切な助言等ができるようにする必要があり、また、都道府県教育委員会を經由することは不可欠である。また、都道府県教育委員会は、文化財保護に関する権限を委譲されており、書類の経由及び意見具申により、都道府県が関与することは、適切な文化財保護を図る上で不可欠である。	「手続の簡素化」により地域特性が発揮されることはまさに特区制度の趣旨に合ったものであり、提案について具体的に検討し回答されたい。	重要文化財の所在の変更等、文化財に関する情報を都道府県単位で広域的に把握・管理し、都道府県下の市町村の状況も踏まえつつ、所有者等に適切な助言等ができるようにする必要があり、また、都道府県教育委員会を經由することは不可欠である。また、都道府県教育委員会は、文化財保護に関する権限を委譲されており、書類の経由及び意見具申により、都道府県が関与することは、適切な文化財保護を図る上で不可欠である。	C		C - 1				1179080	京都市	国際文化観光特区	文化財に関する書類等の提出について、都道府県教育委員会経由から市町村教育委員会経由への移行
文化財保護法99条に規定されている政令市長官の権限に属する事務の範囲の拡大	0801620	権限委譲は、事務処理の主体を変更するものであって、規制の緩和とは性格を異にするものである。また、規制措置の特例により地域の活性化を図り国民経済の発展に寄与することを目的とする特区制度に馴染まないものとする。なお、重要文化財等の管理、修理等に関しては、一度文化財としての価値が損なわれてしまうと取り返しがつかなくなるため、国において責任をもって行う必要があるところ、地方公共団体の判断に委ねた方が効率的・効果的な執行が図られるものについて、個別の業務ごとに検討した上で権限委譲を行っているものである。	「権限委譲」により地域特性が発揮されることはまさに特区制度の趣旨に合ったものであり、提案について具体的に検討し回答されたい。	重要文化財等の管理、修理等に関しては、一度文化財としての価値が損なわれてしまうと取り返しがつかなくなるため、国において責任をもって行う必要があるところ、地方公共団体の判断に委ねた方が効率的・効果的な執行が図られるものについて、個別の業務ごとに検討した上で権限委譲を行っているものである。	C		C - 1				1179090	京都市	国際文化観光特区	文化財保護法99条に規定されている政令市長官の権限に属する事務の範囲の拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
著作権不明の著作物の利用範囲の拡大と添付書類の軽減など手続の簡素化	0801920	・著作権は「私権」であり、「規制」ではない。 ・権利者の意思を無視して、公表等されていない著作物の無断利用や著作権者との連絡に相当な努力をしない者に対する著作物の無断利用を可能とすることは、WTO協定等の国際条約に違反することとなる。(なお、公表等するかどうかは、権利者自身が判断するものであり、利用者が判断すべきものではない。)					E				1211010	岡山県	I T 特区	著作権不明の著作物の利用範囲の拡大と添付書類の軽減など手続の簡素化
文化財保護を目的とした地域振興に関する規制の緩和	0805730	本提案は、当該地域における文化財の保護を行うよう求めるものであり、規制の特例措置を求める提案ではない。					F				2140010	比婆山のロマンを探索する会	イザナミ特区	文化財保護を目的とした地域振興に関する規制の緩和
国立大学の施設の公益性の高いNPO法人等への無償貸与	0800230	・本来行政財産の使用に当たっては、財政法第9条の規定により原則として適性な対価を徴収しなければならないこととされているところ、研究交流を促進する見地から同法の特例措置として減額使用が認められているものであり、その減額の割合を大きくすることについては、実質上利用対象者に対する財政措置に当たるため、特区制度の対象とならない。	NPO法人や中小企業の支援機関(商工会議所、企業振興公社)等公益性の高い団体について減額使用の割合を大きくすることは可能か。	減額使用の減額割合を大きくすることは、実質上利用対象者に対する財政措置に当たるため、公共性等その対象機関の性質如何に関わらず、財政措置は対象としないとする構造改革特区において措置することは困難である。	F		C			F	1315040	山形県	超精密技術集積特区	国立大学の施設の公益性の高いNPO法人等への無償貸与
国立大学施設の民間企業による廉価使用の要件(時価の5割以下)の緩和	0801190	・本来行政財産の使用に当たっては、財政法第9条の規定により原則として適性な対価を徴収しなければならないこととされているところ、研究交流を促進する見地から同法の特例措置として減額使用が認められているものであり、その減額の割合を大きくすることについては、実質上利用対象者に対する財政措置に当たるため、特区制度の対象とならない。					C				1447020	長野県	テクノロジー特区	国立大学施設の民間企業による廉価使用の要件(時価の5割以下)の緩和・手続の簡素化
国立大学施設の民間企業による廉価使用の要件(時価の5割以下)の撤廃、緩和	0802000	・本来行政財産の使用に当たっては、財政法第9条の規定により原則として適性な対価を徴収しなければならないこととされているところ、研究交流を促進する見地から同法の特例措置として減額使用が認められているものであり、その減額の割合を大きくすることについては、実質上利用対象者に対する財政措置に当たるため、特区制度の対象とならない。	提案には、一律の上限を設けずに、例えば特に有益と認められる研究については期間を限定して全額免除とするなど、個別の事情により柔軟に対応したいとあるが、これについて具体的に検討し回答されたい。	減額使用の減額割合を大きくすることは、実質上利用対象者に対する財政措置に当たるため、研究内容の重要性等対象となる研究の性質如何に関わらず、財政措置は対象としないとする構造改革特区において措置することは困難である。	F		C			F	1197100	北九州市	北九州市国際物流特区	国立大学の施設の民間企業による廉価使用の要件(時価の5割以下)の緩和・手続の簡素化
	0801670	・本来行政財産の使用に当たっては、財政法第9条の規定により原則として適性な対価を徴収しなければならないこととされているところ、研究交流を促進する見地から同法の特例措置として減額使用が認められているものであり、その減額の割合を大きくすることについては、実質上利用対象者に対する財政措置に当たるため、特区制度の対象とならない。	提案は、各大学の判断で使用対価を決定し、最先端の研究施設をより安価に利用できるようにするというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	減額使用の減額割合を大きくすることは、実質上利用対象者に対する財政措置に当たるため、財政措置は対象としないとする構造改革特区において措置することは困難である。	F						1180050	京都市	知の創出・活用特区	国立大学の施設の民間企業による廉価使用の要件(時価の5割以内)の緩和・手続の簡素化
国立大学の施設・敷地等の民間企業による廉価使用の要件の緩和(廉価使用の対象範囲の拡大)	0801310	土地の廉価使用の対象範囲について：第1次要望を受けた構造改革特別区域法における研究交流促進法の特例措置により、土地の廉価使用の対象となる範囲については、従前の共同研究施設に加え、国の研究成果を活用する研究を行う施設等にまで拡大済み。但し、国有財産法の規定との関係(行政財産への私権の設定不可・転貸の禁止)により当該施設において施設設置者自らが研究を行うことが条件となる。 減額の割合を大きくすることについて：当該規定は、本来行政財産の使用に当たっては、財政法第9条の規定により原則として適性な対価を徴収しなければならないこととされているところ、研究交流を促進する見地から同法の特例措置として減額使用が認められているものであり、その減額の割合を大きくすることについては、実質上利用対象者に対する財政措置に当たるため、特区制度の対象とならない。	施設設置者自らが大学との共同研究者でなければ敷地の廉価使用が出来ないとするが、提案にあるように、地方公共団体が国立大学敷地を利用し、キャンパス内インキュベーション施設を設置するような場合でも、廉価使用を認めるべきではないか。	ご指摘の地方公共団体が国立大学の敷地を利用したキャンパス内インキュベーション施設に関しては、特区第1次提案に対応して研究交流促進法の対象となる範囲を拡大したことにより、大学との共同研究のみならず大学の研究成果を活用する研究等を行うインキュベーション施設を整備する場合も廉価使用の対象となる。	F		D - 1		D - 2	1335010	長野市	BI(ビジネスインキュベーション)推進特区	国立大学の施設・敷地等の民間企業による廉価使用の要件の緩和	
国立大学の施設・敷地等の民間企業による使用の手続きの簡素化(行政財産の使用・収益の許可要件の緩和(適用事業の拡大))	0801950	現行の「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準(蔵管第1号大蔵省管財局長通知)」において対応可能。この場合、国立大学において使用を認めることが教育研究上支障がないと判断することが必要。	提案には、現在検討中の規制緩和において「産学官連携を促進する活動」だけでなく「研究開発の支援とそれに伴う事務処理の効率化を図る活動」も対象にしてほしいとあるが、これについて具体的に検討し回答されたい。	本件については現行の「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準(蔵管第1号大蔵省管財局長通知)」により対応可能。			D - 1				1249120	福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	国立大学の施設・敷地等の民間企業による使用の手続きの簡素化(行政財産の使用・収益の許可要件)
国立大学の施設・敷地等の民間企業による使用の手続きの簡素化(行政財産の使用・収益の許可要件の緩和(適用対象者の拡大))	0801980	学生・教官は所属する国立大学で研究を行っており、その研究に関連して起業化し国立大学の施設を使用することは現行制度上可能。また、国立大学の研究成果等の社会還元観点からその成果等を活用した起業者による使用がなされるものであり、国立大学の研究等に関連しない起業者に使用させることは国立大学施設の整備目的や使用を認める目的からみて不適当。	提案にあるように、当該大学に在学している学生・教官については、当該大学等の研究成果に係らないものであっても当該大学内で起業化活動を可能としても、国有財産法上の用途・目的を妨げないと考えられる。再度具体的に検討し回答されたい。	国立大学施設の設置目的は教育・研究のためであり、大学の研究成果を活用した起業者が使用するのには大学の研究成果の社会還元がなされるためである。学生・教官という理由だけで研究に関連しない行為を認めることは、学生・教官以外の第三者にも使用を認めることとなり、また、研究に関連しない使用は本来の国立大学施設の設置目的や大学の研究成果の社会還元目的に合致しない。しかしながら、具体的な提案が産学官連携を促進する活動や大学の職員や学生のための福利厚生に資するものである場合、国立大学が教育・研究上支障がないと認めるときは使用可能である。			C - 1				1251010	福岡県・飯塚市	福岡アジアビジネス特区(飯塚アジアIT地区)	国立大学等の施設内で事業を行う者に対する要件の緩和
国立大学の施設・敷地等の民間企業による使用の手続きの簡素化(行政財産の使用・収益の許可要件)(整備可能な施設の拡大)	0805820	産学官連携を促進する活動を行う場合には国立大学の敷地や施設を使用することを可能とする予定。この場合において、国立大学が使用を認めることが教育研究上支障がないと判断したときは、提案のような大学の研究成果などを活用するインキュベーション施設等の整備は可能。					D - 2				2188010	北海道経済連合会	産学官連携促進特区	国立大学の施設・敷地等の民間企業による使用の手続きの簡素化(行政財産の使用・収益の許可要件)
SPring-8の産業利用促進のための民間参入の拡大	0801810	現行制度においても、SPring-8への民間参入は可能であるが、それに係る具体的な規程等の整備として(財)高輝度光科学研究センターの内規の整備が必要であり、これに関しては、当該財団法人が決定すべきである。					D - 1				1219040	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	先端光科学技術特区	SPring-8の産業利用促進のための民間参入の拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見 直し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
TLOに係る承認 の弾力化(承認から 届出への移行)	0801780	TLO事業はTLO法による承認を受けることなく、事業者の判断で自由に実施できること。現行の承認制度がTLO事業を行うにあたっての参入障壁となっている事実はない。 なお、右項目の「現状(制度)の問題点」に挙げられている承認TLOに係る特例の内容は、補助金等の「従来型の財政措置」を指すものであり、当該特例を受け易くするために(参入障壁となっていない)承認行為を届出に改めるという要望は、特区制度の対象とならない。					E				1305050	神戸市	先端医療産業 特区	(第1次提案)大 学発バイオベン チャーの育成を支援 するための承認TLO 認定の弾力化
人工衛星打上サー ビス用インフラの 廉価での利用	0803380	打上げサービス用インフラ(ロケット・衛星の組立・試験施設・設備及びそれらに付随する施設・設備)の供用は、安全の確保等に重大な支障をきたさない限り可能である。 なお、施設及び設備が利用に供される際の使用料の設定は、機種の重量に任されるものである。					D - 1				2137070	宇宙開発 事業団	宇宙開発特区	人工衛星打上サー ビス用インフラの廉 価での利用
短寿命放射性同位 元素廃棄物の「放 射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律」適用除外による 規制緩和	0800170	陽電子放出断層撮影(PET)による診断等で用いられる短半減期放射性核種のみを含む廃棄物については、原子力安全委員会、放射線審議会に技術的事項を諮った上で、平成15年度中に放射線障害防止法施行規則を改正し、放射性廃棄物としての適用を除外できるように対応する。			B-1		B - 1				1195010	仙台市	国際知的産業 特区	短寿命放射性同位 元素廃棄物の『放射 性同位元素等による 放射線障害の防止に 関する法律』適用除 外化
任期付研究員(若 手研究員型)の任 期延長	0801800	人事院の回答と同じ	貴省は本件について主体的な関与がないものと解して良いか。	制度所管の人事院の現行の規定により実施可能の旨の回答で妥当と判断している。			C - 1			D - 1	1219030	兵庫県、 新潟町、 上郡町、 三日月町	先端光科学技 術特区	任期付研究員(若手 研究員型)の任期延 長
私学助成の適用の 拡大	0800390	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を提出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F		C - 1	提案者から、「教育の機会均等の見地から、児童生徒とその保護者は、より質の高い教育を選択する権利があり、それを満足するためには、既存の私学はもちろん、新しい学校の設置・運営に関して、財政的配慮は欠かせないため、単に国庫負担の対象範囲を広げ財政支出をともなうものではない。」との意見があり、また、「私学通学者、公立学校通学者に対し株式会社立学校が著しく費用負担を強いられることなく、また当該学校の経営の継続性の面から求められているものであり、いわゆるイコールフットリングの考え方として大幅な補助金の増額などにはつながらず、特区の趣旨とも合致する」との意見がある。学校教育法上の学校と同じように、今回認められる「学校」についても、設置標準も設け、同じ標準に基づいて同じ「教育」という行為をするのであり、新しいタイプの学校に助成をすることは、まさしく、規制によって参入を認められなかった主体が認められた場合に、従来認められている者とのイコールフットリングとして整理されるべきものであり、主体が違ふことにより補助金に格差をつけるべきではないと考える。再度具体的に検討し回答されたい。	これまで回答しているとおり、特区内に設置された「学校」について補助金を提出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F	1200070	群馬県太 田市	太田外国語教 育特区	学校起業家による特 区学校への私立学校 振興助成法の適用
	0805880	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を提出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2060010	全国ろう 児をもつ 親の会		新設する私立聾学校 等に対する私立学校 振興助成法適用要件 の緩和
	0800720	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を提出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						1229070	東京都東 区	台東バイン ガルスクール 特区	私学助成に関する条 件の緩和
	0801220	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を提出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						1449030	長野県	新しい学校経 営主体認可特 区	学校を設立運営する 株式会社等を私立学 校振興助成法の対象 に追加
	0802080	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を提出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2101020	株式会社 東進	公設民営型 英才幼稚園	(私学助成金の適用 対象の拡大)
	0802130	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を提出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2029040	個人	地域の中の日 本語学校	補助金交付の制限緩 和(学生に対する補 助金)
	0802140	現行制度において国の補助対象となっていないもの に対して補助を講じることを要望するものであり、 特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を提出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2029050	個人	地域の中の日 本語学校	補助金交付の制限緩 和(日本語学校の経 常的経費についての 補助)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
	0802210	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2100020	個人	国際教育開発特区	私学助成金の適用対象の拡大
	0802260	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2102020	特定非営利活動法人「アジア教育開発研究所」	公設民営型インターナショナルスクール(国際教育開発特区)	私学助成金の適用対象の拡大
	0802410	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2082020	株式会社「秀学」	教育特区	「学校事業者による学校」への私学助成金の摘要
	0802550	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2105060	株式会社「ベネコ・ソリューション」	バイリンガル・IT教育特区	株式会社が運営する学校についての私立学校振興法の適用
	0802560	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2037010	(株)向学社	教育特区	私学助成金の適用拡大
	0802960	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2178040	デジタルハリウッド	(つくば・東海・知的特区)	私学助成制度の緩和
	0803040	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2079020	厚木ゼミナール	教育特区「自然科学体験を活用した小・中一貫校の設置・運営」	「学校事業者」に私学助成金の交付を適用
	0803130	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2080020	藤原学園実験教育研究所	教育特区「理科実験体験教育を重点をおく小・中一貫校設置・運営」	「学校事業者」に私学助成金の交付を適用
	0803210	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2081020	武蔵丘学院	教育特区「自然科学・社会体験教育を重点に据えた小・中一貫校設置・運営」	「学校事業者」に私学助成金の交付を適用
	0803480	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2045060	NPO法人ライナスの会	要配慮時及び不登校児童生徒の学校特区	私立学校振興助成法の特例
	0803620	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2112090	NPO法人京都教育文化研究所	教育改革特区	学校事業者による特区学校における私立学校振興助成法の適用
	0803790	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2131020	NPO法人橋の木学園	NPO法人学校特区	私学助成に関する条件の緩和
	0804040	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めるものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2139090	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	「学校事業者による学校」への私学助成金の適用

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	措置の分類(再々検討要請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	0804440	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めたものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2057070	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	私立学校振興助成法の対象を拡大
	0804640	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めたものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2109010	特定非営利活動法人日中	中国語学校特区	中国語教育を主とした小中学校の一貫教育校の設置
	0804890	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めたものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2087100	横浜にシュタイナー学園をつくる会	NPO法人学校特区	私学助成に関する条件の緩和
	0804990	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めたものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2047070	小川に手作りの学校をつくる会	子どもと地域全体で育ちあう学校教育特区	私立学校振興助成法における学校事業者の定義を拡大
	0805300	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めたものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2051070	大岡にあたらしい学校をつくる会	地域と共につくる学校教育特区	私立学校振興助成法の対象を拡大
	0804060	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めたものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。	F						2139110	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	学校法人立以外の私立学校特区	私立学校振興助成法における学校事業者による学校の定義
	0802970	私学助成の対象とすることは国庫補助制度の対象の拡大であり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めたものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	特区内に設置された「学校」について補助金を拠出するということは、まさに「従来型の財政措置」であり、特区制度の対象とするのは適切でないと考えている。							2178050	デジタルハリウッド	(つくば・東海・知的特区)	学校法人会計基準の緩和
	0802700	補助金は申請にもとづき交付されるものであり、そもそも規制ではなく、これを廃止することは、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めたものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	補助金は申請に基づき交付されるものであることから、そもそも規制ではなく、これを廃止することは特区制度の趣旨を何ら反映しないだけでなく、逆に特区に指定されることにより、その特区内の既存の学校が、特区外の学校に比して著しい不利益を被ることとなるような措置は、特区制度の趣旨に反しない。	E						2151130	(株)東京リーガルマインド	次世代大学特区	私学助成金の適用除外について
	0802830	補助金は申請にもとづき交付されるものであり、そもそも規制ではなく、これを廃止することは、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めたものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	補助金は申請に基づき交付されるものであることから、そもそも規制ではなく、これを廃止することは特区制度の趣旨を何ら反映しないだけでなく、逆に特区に指定されることにより、その特区内の既存の学校が、特区外の学校に比して著しい不利益を被ることとなるような措置は、特区制度の趣旨に反しない。	E						2152110	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	私学助成金の適用除外について
バウチャー制度の導入	0802920	新たな財政支出を求めたものであり、特区制度の対象とならない。	提案の趣旨は、従来の学校と特区において特例措置として設置される学校とのイコールフットリングを求めたものであり、特区となることで単に補助金が嵩上げされたり税の減免がなされるという「従来型の財政措置」とは異なる制度上の問題に関するものである。このような観点から、提案者の趣旨を実現できないか回答されたい。	本提案にあるような土曜日にやられる教育について、国は財政負担をしておらず、これを認めることは、新たな財政支出を求めたものであり、特区の趣旨に反する。	F		C - 1			F	2182010	ケイエスケイ進学塾株式会社	亀山土曜学校	公立学校に関する施設、設備等の使用条件の規制緩和
私学助成の特例(準学校法人)	0802180	準学校法人としての認可を受ければ、補助の対象となる場合があるが、特区においては国からの財政措置を行わないことが原則である。					D - 1				2099020	個人	教育特区	《私学助成金の適用》
公立学校をPFIで整備した場合の国庫補助対象の拡大	0800040	本提案は、国庫補助対象の拡大を求めたものであることから、特区制度の対象とはならない。					F				1463010	留萌市	PFI推進特区	民間が実施する公共建築物への補助制限の緩和
公立小学校から私立中学校への公的資金による進学	0803350	新たな財政措置を伴うものであり、特区制度の対象とはならない。					F				2114010	学校法人緑ヶ丘学院	中学校教育の私学委託制度	公立小から私立中に公的資金で進学できる
	0803350	学校法人緑ヶ丘学院からの提案「2114010」への回答と同様	提案は、区域を市内的私立中学の指定ができるようにするものであり、具体的に検討し回答されたい。	提案の趣旨は、私立中学校へ公的資金により進学できることを目的とするものであり、新たな財政措置を求めるものであるため、特区の趣旨に反する。							2114020	学校法人緑ヶ丘学院	中学校教育の私学委託制度	公立小から私立中に公的資金で進学できる

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し	提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
国有財産法において大学、病院、官舎、公園などに保育所を設ける場合の国有財産の用途制限の緩和	0803010	財務省記載のとおり					D - 1				2190060	(株)が ビンス コーポ レーシ ョン	保育特区	・国有財産法において大学、病院、官舎、公園などに保育所を設ける場合の国有財産の用途制限の緩和
施設整備費補助の特例	0800610	現行制度において国の補助対象となっていないものに対して補助を講じることを要望するものであり、特区制度の対象とならない。					F				1346010	港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区	幼保一元化施設設置のための新しい制度の創設
	0801480	現行制度において国の補助対象となっていないものに対して補助を講じることを要望するものであり、特区制度の対象とならない。					F				1406010	掛川市	保育一元・幼保一元化特区	幼稚園及び保育園施設整備補助金交付対象者の拡大
民間企業が幼稚園における預かり保育を行う際の運営費国庫補助金の特例	0800890	(厚生労働省から回答)					E				1202050	足立区	生活創造特区(教育・雇用分野)	民間企業が幼稚園における預かり保育を行う際の運営費国庫補助金の特例
就学義務の適用除外(代替教育切符制度の導入)	0805840	国庫負担の対象範囲を広げることは、新たな財政支出を伴い、特区制度の対象とならない。					F				2064030	未来資産研究会	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育のための教育切符制度	1条校就学を代替する義務教育における無償の適用
学校教育法第1条に規定する「学校」の範囲の拡大(インターナショナルスクールを学校とみなす等)	0801630	特区において税制上の措置を講じる提案は、特区制度の対象とならない。 15年度税制改正においては、一定のインターナショナルスクールの設置を主たる目的とする学校法人又は準学校法人を特定公益増進法人の範囲に加えることとされているところである。 これは、研究者・技術者等の海外からの優秀な人材の受入の拡大、外国からの国内投資の促進を図る等の観点から税制改正要望を行い、講じられることとされているものである。					F				1180010	京都市	知の創出・活用特区	学校教育法第1条「学校」の範囲の拡大(インターナショナルスクールを「学校」とみなす等)
行政財産の処分制限の適用除外について	0802710	本来必要な国庫納付金を免除することは、追加の財政支援を行うに等しく、特区制度の対象とならない。					F				2151150	(株)東京リーガルマインド	次世代大学特区	行政財産の処分制限の適用除外について
	0802840	本来必要な国庫納付金を免除することは、追加の財政支援を行うに等しく、特区制度の対象とならない。					F				2152130	(株)東京リーガルマインド	ビジネス・ハイスクール設置特区	行政財産の処分制限の適用除外について
	0803750	本来必要な国庫納付金を免除することは、追加の財政支援を行うに等しく、特区制度の対象とならない。					F				2174050	NPO法人東京シュタイナーシュール	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	NPO法人による公教育補完施設としての農校舎使用に関する特例
有料老人ホーム、ショートステイ、グループホーム、デイサービス等の規制を緩和し、高齢者介護及び高齢者の健康増進を図るため、小・中学校校舎及び公民館・集会所等の空教室・空スペースを社団法人が廉価に使用できるよう規制を緩和する。	0803420	公民館の使用の際に徴する料金については、地方自治法により各地方公共団体が条例で定めることとなっているところ。 なお、公民館を老人ホーム等に転用する場合、その公民館が「公立社会教育施設整備費補助金」を受けて建築されているのであれば、財産処分の対象となるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)に基づき手続きが必要となる。					D - 1				2156020	社団法人福島県建設協会	有料老人ホーム、ショートステイ、グループホーム、デイサービス等の規制を緩和し、高齢者介護及び高齢者の健康増進を図るため、小・中学校校舎及び公民館・集会所等の空教室・空スペースを社団法人が廉価に使用できるよう規制を緩和する特区	福祉施設として小・中校舎等の空スペースを活用する条件の緩和
10万人の学生を教育し仕事ができるプロに育てる大学の設置認可	0803680	私立大学の設置に際しては、学校教育法及び私立学校法の規定に基づき、大学の設置計画及び寄附行為について、それぞれの基準に適合している場合に認可される。					D - 1				2005130	NPO法人申請中 E・H・H・Sグループ	10万人のE・F・Aの学校の開校	10万人のE・F・Aは、仕事ができる要員の育成の機会の認可がほしい
日本語教育機関の設置対象の緩和	0802100	当該要件は(財)日本語教育振興協会が定めているものであり、行政機関による規制ではない。なお、外国人留学生、就学生を対象とした日本語教育機関の審査・認定等を行っている(財)日本語教育振興協会では、学校法人であることを日本語教育機関の設立の要件としていない。(法務省作成のものと同様)					E				2029010	個人	地域の中の日本語学校	新規日本語学校の設置基準の緩和(非学校法人の認定)

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	措置の分類 (再々検討要 請時)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の再見直 し
日本語教育機関の 設置基準の緩和等	0802120	当該要件は(財)日本語教育振興協会が定めている ものであり、行政機関による規制ではない。(法務 省作成のものと同様)					C - 1			
	0802980	当該要件は(財)日本語教育振興協会が定めている ものであり、行政機関による規制ではない。(法務 省作成のものと同様)								
中心市街地の指定 要件の緩和	0800600	経済産業省にて案を作成			P		E			
随意契約により国 有特許を譲渡等が できる企業の範囲 の拡大	0805850	関係省庁から文部科学省を削除するよう調整中			P		E			

提案事項コ ード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
2029030	個人	地域の中の日 本語学校	日本語学校設置を 目的とした学校を設 立する際の申請手続 の簡素化(認定許可 にかかる期間の短 縮)
2153010	㈱ウィン	教育関連特区	日本語教育施設の運 営に関する基準の緩 和
1356020	東京都中 央区	商業振興特区	中心市街地の指定 要件の緩和
1315010	山形県	超精密技術集 積特区	随意契約により国 有特許を譲渡等が できる企業の範囲の 拡大